第５期箕面市障害福祉計画
第１期箕面市障害児福祉計画

「わけへだてのない共生のまちづくり」

をめざして

平成３０年（2018 年）３月

箕面市

目　　次

第１章　計画の基本的な考え方……1
１　はじめに…… 1
（１）計画策定の趣旨
（２）計画の位置づけ
（３）計画の期間
（４）計画の策定体制
２　基本理念・目標…… 9
３　重点施策……11
（１）地域生活の支援と地域共生社会の実現に向けた取組
（２）権利擁護施策の推進
（３）就労及び日中活動の場のあり方についての取組

第２章　障害者市民の状況及び施策の実施状況……14
１　総人口及び障害者手帳所持者数……14
（１）総人口
（２）身体障害者手帳所持者数
（３）療育手帳所持者数
（４）精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療（精神通院）受給者数
（５）特定疾患医療受給者数
（６）障害支援区分認定状況
２　障害福祉サービス等の実績……19
（１）障害福祉サービス
（２）障害児支援
（３）地域生活支援事業
３　第４期計画での各分野の行動目標における実施状況……31
（１）生活環境の整備
（２）雇用・就労の充実
（３）保健・医療の充実

（４）療育・教育の充実
（５）権利擁護施策の推進
（６）スポーツ・文化活動等の社会参加の機会の充実

第３章　障害福祉サービス等の内容と見込量……65
１　障害福祉サービス等の体系……65
２　成果目標と活動指標の関係……67
３　成果目標……69
（１）施設入所者の地域生活への移行
（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
（３）障害者の地域生活の支援
（４）福祉施設から一般就労への移行等
（５）障害児支援の提供体制の整備等
４　活動指標……74
（１）障害福祉サービス
（２）障害児支援
５　地域生活支援事業……87
（１）実施内容
（２）事業ごとの見込量及び考え方
６　提供体制の確保にかかる関係機関等との連携……96

第４章　分野別施策の行動目標……97
１　生活環境の整備……97
（１）都市施設の整備
（２）移動支援の充実
（３）住宅の確保
（４）情報バリアフリーの推進
（５）災害に強いまちづくりの推進
２　雇用・就労の充実……105
（１）雇用促進と就労支援
（２）多様な就労の場の確保と支援

３　保健・医療の充実……109
（１）保健サービスの充実
（２）地域医療サービスの充実
（３）医療的ケアに関する対応
（４）在宅生活を支えるリハビリテーション等の充実
４　療育・教育の充実……113
（１）療育・幼児教育の充実
（２）学校教育等の充実
５　権利擁護施策の推進……117
（１）人権擁護・啓発の推進
（２）権利擁護の推進
６　スポーツ・文化活動等の社会参加の機会の充実……120
第５章　計画の推進体制と進行管理……122
１　計画の推進体制……122
２　計画の進行管理……124

本計画では、和暦と西暦を併記しています。
２０１９年５月１日から元号が変わりますが、「平成」と表記しています。

資　料　編

１　法律・市の条例等との関係図……129
２　関連する市の条例等……130
３　関連する市の計画等……132
４　障害者手帳所持者数等にかかる推計……135
５　本市の障害福祉施策の経緯……137
６　用語説明……140
７　障害福祉サービス及び障害児支援の実施内容と主な対象者……144
８　箕面市保健医療福祉総合審議会条例……148
９　箕面市保健医療福祉総合審議会条例施行規則……150
10　箕面市保健医療福祉総合審議会　諮問書……151
11　箕面市保健医療福祉総合審議会　答申書……152
12　箕面市保健医療福祉総合審議会　開催状況……155
13　箕面市保健医療福祉総合審議会　委員名簿……156
14　箕面市障害者市民施策推進協議会開催要綱……157
15　箕面市障害者市民施策推進協議会　開催状況（計画関連）……158
16　箕面市障害者市民施策推進協議会　構成員等名簿……159
17　箕面市自立支援協議会設置要綱……160
18　箕面市自立支援協議会　開催状況（計画関連）……161
19　箕面市自立支援協議会　構成員等名簿……161
20　箕面市支援連携協議会設置要綱……164
21　箕面市支援連携協議会　開催状況（計画関連）……165
22　箕面市支援連携協議会　構成員等名簿……165

第１章　計画の基本的な考え方

１　はじめに

（１）　計画策定の趣旨

箕面市では、平成６年度（1994 年度）以来「箕面市障害者市民の長期計画（みのお‘N’プラン）（以下、「長期計画」という。）」及び「箕面市障害福祉計画」に基づき、障害施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

現在、平成２６年度（2014 年度）から平成３５年度（2023 年度）までを計画期間とする「第３次長期計画」の計画期間中で、同計画の推進にあたっては、障害の有無、年齢、性別等に関わりなく、すべての人が社会の構成員として尊重され、地域の中で共に等しく暮らしていくことのできる社会が当たり前の社会であるという、「ノーマライゼーション」の考え方を基本理念としています。

国においては、平成２１年度（2009 年度）以降、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備が行われ、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下、「障害者優先調達推進法」という。）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）」、「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「成年後見制度利用促進法」という。）」を制定し、「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、「障害者雇用促進法」という。）」及び「発達障害者支援法」の改正が行われました。

また、「改正障害者総合支援法」及び「改正児童福祉法」において、障害児福祉計画の策定が義務づけられたほか、「就労定着支援」、「自立生活援助」及び「居宅訪問型児童発達支援」という新しいサービスが創設され、障害者が住み慣れた地域で、その人らしく生活を継続できる環境が整えられることとなり

ました。

特に、今回新たに創設される「共生型サービス」は、障害者が６５歳になって介護保険の被保険者となった際も、制度の縦割りを超えて、使い慣れた障害福祉サービス事業所において必要な支援を確保できるようになることが期待されます。

以上のような状況をふまえて、本市における障害福祉サービス及び障害児支援の見込量とその確保のための方策、また分野別施策の具体的方向性などを明らかにするために、障害福祉計画と障害児福祉計画を一体的に策定することとし、平成３０年度（2018 年度）からの３年間を計画期間とする「第５期箕面市障害福祉計画・第１期箕面市障害児福祉計画（以下、「第５期計画」という。）」を策定します。なお、長期計画の計画期間は１０年間であるため、制度改正等があれば、障害福祉計画に盛り込むこととし、長期計画の改訂は、重大な制度改正等、必要性が生じた場合に行うこととします。

（２） 計画の位置づけ

①　計画の構成及び法的位置づけ

長期計画は、障害者基本法第１１条に定める「市町村障害者計画」にあたり、本市の障害施策を総合的かつ計画的に推進するため、今後の基本的な方向性や取り組むべき施策を示す計画です。

第５期計画は、障害者総合支援法第８８条に定める「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第３３条の２０に定める「市町村障害児福祉計画」にあたり、長期計画をふまえ、３年間に達成すべき数値目標、障害福祉サービス等の種類ごとの必要見込量、その見込量の確保のための方策及び障害施策の具体的方向性などを示すものです。

■第３次長期計画と第５期計画の構成

一体的に実施

≪第３次長期計画（市町村障害者計画）≫

平成２６年度（2014 年度）～平成３５年度（2023 年度）

・基本理念
・基本目標
・分野別施策の基本的方向性

≪第５期計画（市町村障害（児）福祉計画）≫

平成３０年度（2018 年度）～平成３２年度（2020 年度）

・重点施策
・障害福祉サービス、障害児支援、地域生活支援事業の見込量とその確保のための方策
・分野別施策の行動目標

■根拠法令抜粋

障害者基本法

（障害者基本計画等）

第11条　政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「障害者基本計画」という。)を策定しなければならない。

２　都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等をふまえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「都道府県障害者計画」という。)を策定しなければならない。

３　市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等をふまえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

（中略）

６　市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たつては、第36条第4項の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

（中略）

８　第2項又は第3項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律　（障害者総合支援法）

（市町村障害福祉計画）

第88条　市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

２　市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二　各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三　地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

３　市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一　前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二　前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第3号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

４　市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

５　市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

６　市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

７　市町村障害福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

８　市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

９　市町村は、第89条の3第1項に規定する協議会（以下この項及び第89条第7項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

１０　障害者基本法第36条第4項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。

１１　市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第2項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

１２　市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第88条の2　市町村は、定期的に、前条第2項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第3項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

児童福祉法

第33条の20　市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2　市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二　各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3　市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一　前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二　前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

4　市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

5　市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6　市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

7　市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

8　市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9　市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

10　障害者基本法第36条第4項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。

11　市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第2項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

12　市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第33条の21　市町村は、定期的に、前条第2項各号に掲げる事項（市町村障害児福祉計画に同条第3項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害児福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

②　関連計画との連携

第５期計画は、「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」の策定に向けて示された、国の基本指針、大阪府の基本的な考え方、及び本市の障害者の状況をふまえて策定しています。

また、「第五次箕面市総合計画」の基本的方向性等に基づき、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「地域福祉計画」等、関連のある諸計画との整合性を確保し、相互に調和を保った内容としています。

（３）　計画の期間

第５期計画の計画期間は、平成３０年度(2018 年度)から平成３２年度（2020 年度）までの３年間です。

■計画期間

<table>
<tr><td></td><td>Ｈ26
(2014)</td><td>Ｈ27
(2015)</td><td>Ｈ28
(2016)</td><td>Ｈ29
(2017)</td><td>Ｈ30
(2018)</td><td>Ｈ31
(2019)</td><td>Ｈ32
(2020)</td><td>Ｈ33
(2021)</td><td>Ｈ34
(2022)</td><td>Ｈ35
(2023)</td></tr>
<tr><td>長期計画</td><td colspan="10">第３次障害者市民の長期計画</td></tr>
<tr><td>障害福祉計画</td><td>第３期計画</td><td colspan="3">第４期障害福祉計画</td><td colspan="2">第５期障害福祉計画
第１期障害児福祉計画</td><td colspan="4">第６期障害福祉計画
第２期障害児福祉計画</td></tr>
</table>

（４）　計画の策定体制

①　計画策定のための審議会等

第５期計画の策定にあたっては、本市の附属機関である「箕面市保健医療福祉総合審議会（以下、「審議会」という。)」に諮問を行いました。

審議会の審議・検討にあたり、「箕面市障害者市民施策推進協議会」では、障害当事者を含む公募市民、市内障害者団体及び関係機関等の構成員により、

第５期計画の内容に関する活発な議論をしていただきました。

また、「箕面市自立支援協議会」において、相談支援事業所、就労支援事業所、関係機関及び市内障害者団体等の構成員により、地域の基盤整備や課題解決等を行政とともに進める立場から、多くのご意見をいただきました。

「箕面市支援連携協議会」等、障害児支援に関わるネットワーク会議においても、保護者会代表、教育、福祉、保健、医療、労働の関係機関の構成員等から、ご意見をいただきました。

さらに、庁内の体制として、健康福祉部のみならず、雇用、教育、建築、住宅、防災等の関係部局の意見聴取等を行いました。

これらの意見等をふまえ、審議会において慎重に審議した上で、パブリックコメントを実施し、最終的にとりまとめられた答申を尊重し、第５期計画を策定しました。

②　市民参加と広報

第５期計画の策定にあたっては、箕面市市民参加条例（平成９年）等の趣旨をふまえ、「箕面市障害者市民施策推進協議会」等において、障害当事者を含む市民の参加を得ることにより、地域の実情や障害者のニーズを的確に把握することに努めました。

また、「箕面市パブリックコメント手続に関する指針」に基づくパブリックコメントの実施により、市民の意見・提言を反映することに努めました。

２　基本理念・目標

第５期計画の推進にあたっては、「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」の策定に向けて示された国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方をふまえるとともに、長期計画で掲げている、本市の障害施策を総合的かつ計画的に推進するための基本理念・基本目標等の実現に向けて、諸施策に取り組み、あわせて障害福祉サービスの等の提供に努めることとします。

■「第３次箕面市障害者市民の長期計画」の基本的な考え方

基本理念

箕面市では、平成５年（1993 年）に「箕面市人権宣言」を採択し、以来、箕面市福祉のまち総合条例（平成８年）、箕面市まちづくり理念条例（平成９年）及び箕面市人権のまち条例（平成１５年）を制定するなど、人権尊重のまちの実現に努めてきました。

「ノーマライゼーション」及び「インクルージョン」の考え方、すなわち「すべての人が、障害の有無や程度に関わりなく、一人の人間として尊重され、平等な権利を持ち、地域社会の構成員として共に暮らすまちづくりを進める」という考え方は、障害者市民施策にとどまらず、まちづくり全体の課題であるという認識に立ち、「第３次箕面市障害者市民の長期計画」の基本理念とします。

基本目標

①　誰もが排除されることなく、地域で共生する社会（インクルーシブ社会）の実現

「合理的な配慮」によって社会的障壁が取り除かれ、障害や疾病の有無にかかわらず、すべての市民が排除されることなく、学び、働き、豊かに暮らすことのできる「インクルーシブ社会」の実現をめざします。

②　自己選択・自己決定の尊重、意思決定の支援と、社会環境整備の推進

障害者が生涯にわたり、安定的かつ継続的な生活を営むためには、自己選択・自己決定に基づく当事者本位の支援が重要です。こうした個々の支援の積み重ねは、地域社会全体の「ノーマライゼーション」へとつながります。

障害者に係るすべての施策において、障害者の自己選択と自己決定を尊重した施策の展開と、社会環境整備の推進に努めます。

分野別施策の基本的方向性

①　生活環境の整備
②　雇用・就労の充実
③　福祉サービスの充実
④　保健・医療の充実
⑤　療育・教育の充実
⑥　権利擁護施策の推進
⑦　スポーツ・文化活動等の社会参加の機会の充実
⑧　推進基盤の整備

３　重点施策

第５期計画における重点施策は、国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方をふまえるとともに、長期計画の策定に際し、審議会から提出された答申・附帯意見に基づき、以下のとおり取り組むこととします。

（１）　地域生活の支援と地域共生社会の実現に向けた取組

障害者の高齢化・重度化はもとより、親の高齢化も喫緊の課題であり、「親亡き後」に関する不安の声は切実です。これからも住み慣れた箕面市で安心して生活を継続できるよう、基幹相談支援センターを核とした相談支援や、グループホーム等による居住の支援、自立生活援助の活用、そして医療機関との連携強化など、障害者の地域生活を支えるための環境を整備します。

また、発達障害をはじめとする精神障害や高次脳機能障害などがあるかたにも必要な支援が行き届くよう、相談支援機能の充実を図るとともに、大阪府と連携してサービス基盤の整備を進めます。

医療的ケアが必要な重症心身障害児者の緊急時の支援や養護者のレスパイトなどについては、大阪府と連携しながら、豊能二次医療圏域等広域的な視野での検討を進めます。

そして、これらの支援を充実させることで、地域での包括的な支援体制の構築をめざします。

（２）　権利擁護施策の推進

成年後見制度は、知的障害、精神障害、認知症などにより財産管理や日常生活に支障があるかたを社会全体で支え合うために必要不可欠の制度です。しかし、その利用が進まない現状から、平成２８年（2016 年）に「成年後見制度利用促進法」が施行されました。これに基づき、成年後見制度の利用を支援する取組や、法人後見の実施に向けた取組を、関係課室及び関係機関と連携しながら推進します。

また、障害者差別解消法に基づき、市が行うすべての施策において、合理的配

慮が盛り込まれるよう、引き続き市全体で障害特性に応じた情報保障等の必要な環境整備に努めます。

（３） 就労及び日中活動の場のあり方についての取組

市がこれまで取り組んできた、障害者の就労に関する理念をふまえ、「障害者優先調達推進法」及び「箕面市における障害者事業所等からの物品等の優先調達推進方針」に基づく市独自の取組を引き続き実施するとともに、関係機関との連携、就労定着支援の活用、職場実習の機会拡大などに取り組み、さらなる生活の充実と、賃金・工賃の向上をめざします。

また、重度障害者や在宅生活者の就労・日中活動の場を確保するため、市立施設を核とする基盤整備を進め、地域資源の充実が進むよう、さらなる取組を進めます。

■障害福祉計画の策定に関する国の基本指針（抜粋）

障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）

基本的理念

① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
④ 地域共生社会の実現に向けた取組
⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

① 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
② 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

① 相談支援体制の構築
② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
③ 発達障害者等に対する支援
④ 協議会の設置等

障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

① 地域支援体制の構築
② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
③ 地域社会への参加･包容の推進
④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
　（一） 重症心身障害児に対する支援体制の充実
　（二） 医療的ケア児に対する支援体制の充実
　（三） 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実
　（四） 虐待を受けた障害児等に対する支援体制の整備
⑤ 障害児相談支援の提供体制の確保

第２章　障害者市民の状況及び施策の実施状況

１　総人口及び障害者手帳所持者数

（１）総人口

【表１：各年４月１日現在】　（単位：人）

	平成 27 年（2015 年）	平成 28 年（2016 年）	平成 29 年（2017 年）
18 歳未満	24,111	24,405	24,812
18 歳以上	110,952	111,050	112,146
合計	135,063	135,455	136,958

（２）身体障害者手帳所持者数

【表２：平成２７年（2015 年）４月１日現在】　（単位：人）

	１級	２級	３級	４級	５級	６級	合計
18 歳未満	69	25	27	12	1	9	143
18 歳以上	1,201	570	636	1,121	178	161	3,867
合計	1,270	595	663	1,133	179	170	4,010

【表３：平成２８年（2016 年）４月１日現在】　（単位：人）

	１級	２級	３級	４級	５級	６級	合計
18 歳未満	65	25	22	13	3	8	136
18 歳以上	1,234	568	624	1,093	178	168	3,865
合計	1,299	593	646	1,106	181	176	4,001

【表４：平成２９年（2017 年）４月１日現在】　（単位：人）

	１級	２級	３級	４級	５級	６級	合計
18 歳未満	76	28	24	14	3	6	151
18 歳以上	1,265	564	603	1,068	172	171	3,843
合計	1,341	592	627	1,082	175	177	3,994

（３）療育手帳所持者数

【表５：平成２７年（2015 年）４月１日現在】　（単位：人）

	A	B１	B２	合計
18 歳未満	111	53	105	269
18 歳以上	331	169	152	652
合計	442	222	257	921

【表６：平成２８年（2016 年）４月１日現在】　（単位：人）

	A	B１	B２	合計
18 歳未満	112	48	107	267
18 歳以上	339	178	162	679
合計	451	226	269	946

【表７：平成２９年（2017 年）４月１日現在】　（単位：人）

	A	B１	B２	合計
18 歳未満	114	61	121	296
18 歳以上	359	181	149	689
合計	473	242	270	985

（４）精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療（精神通院）受給者数

①　精神障害者保健福祉手帳所持者数

【表８：平成２７年（2015 年）４月１日現在】　（単位：人）

	１級	２級	３級	合計
18 歳未満	1	13	8	22
18 歳以上	58	472	134	664
合計	59	485	142	686

【表９：平成２８年（2016 年）４月１日現在】　（単位：人）

	１級	２級	３級	合計
18 歳未満	2	14	12	28
18 歳以上	60	507	170	737
合計	62	521	182	765

【表 10：平成２９年（2017 年）４月１日現在】　（単位：人）

	１級	２級	３級	合計
18 歳未満	1	15	14	30
18 歳以上	58	485	169	712
合計	59	500	183	742

②　自立支援医療（精神通院）受給者数

【表 11：各年４月１日現在】　（単位：人）

	平成 27 年（2015 年）	平成 28 年（2016 年）	平成 29 年（2017 年）
合計	1,648	1,763	1,868

（５）特定疾患医療受給者数

【表 12：各年４月１日現在】　（単位：人）

	平成 27 年（2015 年）	平成 28 年（2016 年）	平成 29 年（2017 年）
対象疾患数	110	306	330
18 歳未満	10	8	11
18 歳以上	910	973	1,109
合計	920	981	1,120

※対象疾患数は、平成２７年（2015 年）１月１日に５６疾患から１１０疾患、
平成２７年（2015 年）７月１日に３０６疾患、
平成２９年（2017 年）４月１日に３３０疾患に拡大しました。

（６）障害支援区分認定状況（平成２９年（2017 年）４月１日現在）

【表 13：判定総数】　（単位：人）

非該当	0
区分１	2
区分２	74
区分３	129
区分４	154
区分５	98
区分６	152
合計	609

※障害支援区分とは、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて、必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもので、数字が大きいほど必要な支援の度合いが増します。

●障害種別ごとの障害支援区分認定状況

【表 14：身体障害者】　（単位：人）

	１級	２級	３級	４級	５級	６級	合計
非該当	0	0	0	0	0	0	0
区分１	1	0	0	0	0	0	1
区分２	3	5	3	1	2	1	15
区分３	20	11	5	6	0	0	42
区分４	25	18	5	5	0	2	55
区分５	19	11	1	2	1	1	35
区分６	81	20	5	1	1	0	108
合計	149	65	19	15	4	4	256

【表 15：知的障害者】　（単位：人）

	A	B１	B２	合計
非該当	0	0	0	0
区分１	0	0	1	1
区分２	6	16	12	34
区分３	23	34	7	64
区分４	77	22	7	106
区分５	77	5	2	84
区分６	112	5	2	119
合計	295	82	31	408

【表 16：精神障害者】　（単位：人）

	１級	２級	３級	通院他	合計
非該当	0	0	0	0	0
区分１	0	0	0	0	0
区分２	2	27	4	4	37
区分３	3	23	10	4	40
区分４	2	23	2	1	28
区分５	1	3	0	1	5
区分６	1	1	0	0	2
合計	9	77	11	10	112

※異なる種別の障害者手帳を重複して所持する場合があるため、判定総数と障害種別ごとの内訳の合計は、一致しません。

２　障害福祉サービス等の実績

（１）障害福祉サービス

【表 17：訪問系サービス】

種別	サービス名	単位	平成 27 年度(2015 年度)			平成 28 年度(2016 年度)		
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
身体	居宅介護	人/月	72	73	101%	77	77	100%
		時間/月	1,690	1,983	117%	1,835	2,290	125%
	重度訪問介護	人/月	9	10	111%	10	9	90%
		時間/月	3,640	3,821	105%	4,044	3,296	82%
	同行援護	人/月	25	25	100%	25	24	96%
		時間/月	668	675	101%	691	733	106%
	重度障害者等包括支援	人/月	1	0	0%	1	0	0%
		時間/月	75	0	0%	75	0	0%
	合計	人/月	107	108	101%	113	110	97%
		時間/月	6,073	6,479	107%	6,645	6,319	95%
知的	居宅介護	人/月	43	50	116%	46	53	115%
		時間/月	747	855	115%	814	946	116%
	重度訪問介護	人/月	2	3	150%	3	2	67%
		時間/月	820	1,371	167%	1,020	1,524	149%
	行動援護	人/月	2	2	100%	2	2	100%
		時間/月	34	30	88%	34	18	53%
	合計	人/月	47	55	117%	51	57	112%
		時間/月	1,601	2,256	141%	1,868	2,488	133%

精神	居宅介護	人/月	28	42	150%	30	40	133%
		時間/月	225	284	126%	247	256	104%
	重度訪問介護	人/月	1	0	0%	1	0	0%
		時間/月	340	0	0%	340	0	0%
	合計	人/月	29	42	145%	31	40	129%
		時間/月	565	284	50%	587	256	44%
障害児	居宅介護	人/月	17	18	106%	18	20	111%
		時間/月	538	595	111%	586	797	136%
	同行援護	人/月	3	0	0%	4	0	0%
		時間/月	7	0	0%	8	0	0%
	合計	人/月	20	18	90%	22	20	91%
		時間/月	545	595	109%	594	797	134%
合計	居宅介護	人/月	160	183	114%	171	190	111%
		時間/月	3,200	3,713	116%	3,482	4,289	123%
	重度訪問介護	人/月	12	13	108%	14	11	79%
		時間/月	4,800	5,192	108%	5,404	4,820	89%
	行動援護	人/月	2	2	100%	2	2	100%
		時間/月	34	30	88%	34	18	53%
	同行援護	人/月	28	25	89%	29	24	83%
		時間/月	675	675	100%	699	733	105%
	重度障害者等包括支援	人/月	1	0	0%	1	0	0%
		時間/月	75	0	0%	75	0	0%
	合計	人/月	203	223	110%	217	227	105%
		時間/月	8,784	9,614	109%	9,694	9,860	102%

【表 18：短期入所サービス】

種別	サービス名	単位	平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)		
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
身体	短期入所	人/月	6	1	17%	8	1	13%
		人日/月	8	1	13%	9	7	78%
知的		人/月	61	73	120%	65	82	126%
		人日/月	337	368	109%	374	437	117%
精神		人/月	3	2	67%	4	4	100%
		人日/月	4	19	475%	5	57	1140%
障害児		人/月	11	7	64%	13	10	77%
		人日/月	47	22	47%	52	40	77%
合計		人/月	81	83	102%	90	97	108%
		人日/月	396	410	104%	440	541	123%

【表 19：日中活動系サービス（療養介護以外）】

種別	サービス名	単位	平成 27 年度(2015 年度)			平成 28 年度(2016 年度)		
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
身体	生活介護	人/月	45	40	89%	48	43	90%
		人日/月	850	681	80%	901	728	81%
	自立訓練	人/月	1	1	100%	1	1	100%
		人日/月	22	6	27%	22	15	68%
	就労移行支援	人/月	1	2	200%	1	4	400%
		人日/月	13	39	300%	13	69	531%
	就労継続支援Ａ型	人/月	7	3	43%	9	5	56%
		人日/月	126	67	53%	162	97	60%
	就労継続支援Ｂ型	人/月	20	19	95%	21	20	95%
		人日/月	279	277	99%	295	275	93%
知的	生活介護	人/月	208	200	96%	220	201	91%
		人日/月	4,460	3,920	88%	4,728	3,911	83%
	自立訓練	人/月	9	4	44%	9	4	44%
		人日/月	174	81	47%	174	78	45%
	就労移行支援	人/月	16	16	100%	16	15	94%
		人日/月	324	288	89%	326	239	73%
	就労継続支援Ａ型	人/月	4	3	75%	5	4	80%
		人日/月	72	61	85%	90	84	93%
	就労継続支援Ｂ型	人/月	95	99	104%	101	107	106%
		人日/月	1,739	1,839	106%	1,837	1,993	108%

精神	生活介護	人/月	2	3	150%	2	3	150%
		人日/月	22	34	155%	24	27	113%
	自立訓練	人/月	5	9	180%	5	7	140%
		人日/月	97	206	212%	97	162	167%
	就労移行支援	人/月	8	11	138%	8	17	213%
		人日/月	115	165	143%	116	242	209%
	就労継続支援Ａ型	人/月	4	10	250%	4	18	450%
		人日/月	48	187	390%	48	355	740%
	就労継続支援Ｂ型	人/月	63	54	86%	66	59	89%
		人日/月	858	685	80%	906	723	80%
合計	生活介護	人/月	255	243	95%	270	247	91%
		人日/月	5, 332	4, 635	87%	5, 653	4, 666	83%
	自立訓練	人/月	15	14	93%	15	12	80%
		人日/月	293	293	100%	293	255	87%
	就労移行支援	人/月	25	29	116%	25	36	144%
		人日/月	452	492	109%	455	550	121%
	就労継続支援Ａ型	人/月	15	16	107%	18	27	150%
		人日/月	246	315	128%	300	536	179%
	就労継続支援Ｂ型	人/月	178	172	97%	188	186	99%
		人日/月	2, 876	2, 801	97%	3, 038	2, 991	98%

【表 20：日中活動系サービス（療養介護）】

サービス名	単位	平成 27 年度（2015 年度）			平成 28 年度（2016 年度）		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
療養介護	人/月	8	7	88%	8	6	75%

【表 21：居住系サービス】

種別	サービス名	単位	平成 27 年度(2015 年度)			平成 28 年度(2016 年度)		
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
身体	共同生活援助	人/月	0	1	100%	0	1	100%
	施設入所支援	人/月	13	15	115%	13	15	115%
知的	共同生活援助	人/月	87	85	98%	92	91	99%
	施設入所支援	人/月	53	50	94%	52	47	90%
精神	共同生活援助	人/月	27	21	78%	29	21	72%
	施設入所支援	人/月	2	1	50%	2	0	0%
合計	共同生活援助	人/月	114	107	94%	121	113	93%
	施設入所支援	人/月	68	66	97%	67	62	93%

【表 22：相談支援サービス】

種別	サービス名	単位	平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)		
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
身体	計画相談支援	人/月	47	20	43%	48	25	52%
	地域移行支援	人/月	1	0	0%	1	0	0%
	地域定着支援	人/月	0	0	0%	0	0	0%
知的	計画相談支援	人/月	102	91	89%	105	98	93%
	地域移行支援	人/月	1	1	100%	1	1	100%
	地域定着支援	人/月	1	1	100%	1	1	100%
精神	計画相談支援	人/月	76	45	59%	80	50	63%
	地域移行支援	人/月	4	1	25%	4	1	25%
	地域定着支援	人/月	1	1	100%	1	1	100%
障害児	計画相談支援	人/月	7	1	14%	8	0	0%
合計	計画相談支援	人/月	232	157	68%	241	173	72%
	地域移行支援	人/月	6	2	33%	6	2	33%
	地域定着支援	人/月	2	2	100%	2	2	100%

（２）障害児支援

【表 23：通所系サービス】

サービス名	単位	平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
児童発達支援	人/月	165	128	78%	189	174	92%
	人日/月	532	480	90%	611	696	114%
医療型児童発達支援	人/月	3	5	167%	3	5	167%
	人日/月	27	47	174%	27	41	152%
放課後等デイサービス	人/月	198	219	111%	228	335	147%
	人日/月	1,389	1,487	107%	1,597	2,189	137%

※人数は延べ利用者数です。

【表 24：訪問系サービス】

サービス名	単位	平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
保育所等訪問支援	回/月	1	1	100%	1	2	200%

【表 25：相談支援サービス】

サービス名	単位	平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
障害児相談支援	回/月	105	37	35%	121	43	36%

（３）地域生活支援事業

【表 26：相談支援事業】

事業名	単位	平成 27 年度（2015 年度）			平成 28 年度（2016 年度）		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
障害者相談支援事業	箇所	4	4	100%	4	4	100%
基幹相談支援センター	箇所	1	1	100%	1	1	100%
基幹相談支援センター等機能強化事業	―	実施	実施	―	実施	実施	―
住宅入居等支援事業	箇所	2	2	100%	2	2	100%

【表 27：成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業】

事業名	単位	平成 27 年度（2015 年度）			平成 28 年度（2016 年度）		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
成年後見制度利用支援事業（市長申立費用助成、その他申立費用助成、成年後見人報酬費用助成）	人/年	4	4	100%	5	3	60%
成年後見制度法人後見支援事業	―	検討	実施	―	検討	実施	―

【表 28：意思疎通支援事業】

事業名	単位	平成 27 年度(2015 年度)			平成 28 年度(2016 年度)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
手話通訳者設置事業	人/年	2	2	100%	2	2	100%
手話通訳者派遣事業	人/年	10	8	80%	11	7	63%
要約筆記者派遣事業	人/年	4	2	50%	5	5	100%
入院時コミュニケーション支援事業	人/年	1	0	0%	2	1	50%

【表 29：日常生活用具給付等事業】

種目	単位	平成 27 年度(2015 年度)			平成 28 年度(2016 年度)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
介護・訓練支援用具	件/年	9	25	278%	9	17	189%
自立生活支援用具	件/年	32	13	41%	32	8	25%
在宅療養等支援用具	件/年	24	25	104%	24	13	54%
情報・意思疎通支援用具	件/年	23	20	87%	23	15	65%
排泄管理支援用具	件/年	3,025	2,516	83%	3,177	3,348	105%
住宅改修費（居宅生活動作補助用具）	件/年	4	3	75%	4	1	25%

【表 30：手話奉仕員養成研修事業】

事業名	単位	平成 27 年度(2015 年度)			平成 28 年度(2016 年度)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
手話奉仕員養成研修事業	人/年	14	16	114%	15	12	80%

【表 31：移動支援事業】

対象者		単位	平成 27 年度(2015 年度)			平成 28 年度(2016 年度)		
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
実利用者数	身体障害者	人/年	29	32	110%	29	39	134%
	知的障害者	人/年	136	185	136%	140	212	151%
	精神障害者	人/年	8	20	250%	9	20	222%
	障害児	人/年	51	30	59%	51	38	75%
	合計	人/年	224	267	119%	229	309	135%
延べ利用時間数	身体障害者	時間/年	5,639	3,734	66%	5,756	4,427	77%
	知的障害者	時間/年	29,418	33,539	114%	30,030	36,368	121%
	精神障害者	時間/年	927	1,087	117%	946	1,084	115%
	障害児	時間/年	5,163	4,445	86%	5,163	4,608	89%
	合計	時間/年	41,147	42,805	104%	41,895	46,487	111%

【表 32：地域活動支援センター機能強化事業】

事業名		単位	平成 27 年度(2015 年度)			平成 28 年度(2016 年度)		
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
基礎的事業		箇所	2	2	100%	2	2	100%
		人/年	30	27	90%	30	28	93%
機能強化事業	地域活動支援センターⅠ型	箇所	1	1	100%	1	1	100%
	地域活動支援センターⅡ型	箇所	0	0	－	0	0	－
	地域活動支援センターⅢ型	箇所	1	1	100%	1	1	100%

【表 33：入浴サービス事業、日中一時支援事業】

事業名	単位	平成 27 年度(2015 年度)			平成 28 年度(2016 年度)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
入浴サービス事業	人/年	23	28	122%	23	27	117%
	回/年	1,823	2,085	114%	1,823	2,216	122%
日中一時支援事業	人/年	58	46	79%	58	41	71%
	日/年	414	454	110%	414	343	83%

【表 34：その他の事業】

事業名	単位	平成 27 年度(2015 年度)			平成 28 年度(2016 年度)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
理解促進研修・啓発事業	―	実施	実施	―	実施	実施	―
自発的活動支援事業	―	実施	実施	―	実施	実施	―
スポーツ・レクリエーション教室開催等	―	実施	実施	―	実施	実施	―
点字・声の広報等発行	―	実施	実施	―	実施	実施	―
自動車改造助成	―	実施	実施	―	実施	実施	―

３　第４期計画での各分野の行動目標における実施状況

（１）生活環境の整備

※達成状況　○：実施中　△：検討が必要

行動目標	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）
（１）都市施設の整備		
１．市有建築物等のバリアフリー化の推進		
①市有建築物・道路・公園等について、さらなるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進します。	●北芝住宅集会所の出入口にスロープを新設、トイレを多目的トイレに改修 ●公園内の段差解消、階段の補修等を実施	●市立霊園の和式トイレの洋式化、市内コミセン（萱野北小コミセン除く）の和式トイレの洋式化及びウォシュレット設置 ●道路改良工事にて、セミフラット構造などのバリアフリー対応を実施 ●公園内の段差解消、階段の補修等を実施
②当事者からのバリアフリー等の改善要望を、改修等に反映させる仕組みづくりを進めます。	●予算要求に係る行政評価において、バリアフリー等の改善要望を反映できる仕組みを導入	●予算要求に係る行政評価において、バリアフリー等の改善要望を反映
③改修の際に、当事者によるバリアフリーチェックを行う仕組みづくりを進めます。	●バリアフリーチェックを実施 ・箕面駅前第一駐車場 ・第一総合運動場スカイアリーナ、武道館・野球場のトイレ改修	●バリアフリーチェックを実施 ・北大阪急行新駅　２件
④大阪府福祉のまちづくり条例の改正予定内容等をふまえ、市におけるバリアフリー基準のあり方について、検討を進めます。	●当事者を交えたバリアフリー勉強会での意見や、市有建築物等のバリアフリー化の実績を、他の市有建築物等へ反映	●車いす用駐車場の表示方法を規則で定めた
達成状況		
○	市有建築物、公園等のバリアフリー化を実施した。 改修の際に当事者の要望を反映した。	

行動目標	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）
２．「福祉のまち整備に関する事項」に適合した民間施設の整備誘導		
①新築・増築・用途変更時に、バリアフリー法・大阪府福祉のまちづくり条例・箕面市まちづくり推進条例に基づき、バリアフリー化の整備を働きかけます。	●事前協議にて働きかけを実施 ・事前協議　2 件	●事前協議にて働きかけを実施 ・事前協議　2 件
②民間建築物のバリアフリー化の必要性について、啓発に取り組みます。	●実績なし	●実績なし
達成状況		
△	条例に基づき、民間施設の整備誘導を行ったが、バリアフリー化に向けた啓発方法については検討が必要。	
（２）移動支援の充実		
１．鉄道駅を中心としたバリアフリー化の促進		
①阪急桜井駅周辺地区の再整備において、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を進めるとともに、北大阪急行線延伸による新駅においても、鉄道事業者と協力し、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。	●桜井駅前整備に係る実施設計（平成 27 年 11 月～平成 28 年 9 月）において、バリアフリー化を推進 ●北大阪急行線延伸による新駅において、鉄道事業者と協力し、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した設計を実施	●桜井駅前広場の一部完成した箇所（プロムナード等）において、点字ブロックを設置 ●北大阪急行線延伸による新駅において、鉄道事業者と協力し、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した設計を実施
達成状況		
○	阪急桜井駅周辺地区の再整備において、点字ブロックを設置し、バリアフリー化を進めた。 北大阪急行線延伸による新駅において、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した設計を実施した。	

行動目標	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）
２．バリアフリー交通網の整備		
①オレンジゆずるタクシーの運行（社会実験）をふまえ、持続可能な福祉デマンド輸送を確立します。	●持続可能な福祉デマンド輸送の確立に向け、今までの運行をふまえ、次年度以降の姿を検討	●持続可能な福祉デマンド輸送の確立に向け、今までの運行をふまえ、次年度以降の姿を検討
②オレンジゆずるバス（ノンステップバス導入率 100%）の運行により、市内移動の充実を進めます。	●月曜～土曜の本格運行を継続実施 ●日曜・祝日における新たな実証運行を実施	●月曜～土曜の本格運行を継続実施 ●日曜・祝日において実証運行から本格運行に移行
③路線バス事業者に対し、主体的なノンステップバスの導入を働きかけます。	●ノンステップバス導入台数 1 台	●ノンステップバス導入台数 6 台
④以上の施策を総合的に推進し、移動困難者の移動をより便利に円滑なものとするため、地域におけるバリアフリー交通網を整備します。	●ノンステップバス（オレンジゆずるバスの導入台数 100%及び路線バスの平成 27 年度末導入台数 1 台）によるバリアフリー交通網を整備	●ノンステップバス（オレンジゆずるバスの導入台数 100%及び路線バスの平成 28 年度末導入台数 6 台）によるバリアフリー交通網を整備
達成状況		
△	ノンステップバスの導入等により、バリアフリー交通網の整備が進んだが、持続可能な福祉デマンド輸送についてはさらなる検討が必要。	
３．移動しやすい歩道の整備促進		
①市内各所に残る歩道段差（傾斜・勾配等の改善を含む。）について整備を実施し、整備率 100%をめざします。	●歩道段差の改良 （交通安全施設整備事業） ・対象箇所数　1,820 か所 ・平成 27 年度整備　1 か所 （上記対象箇所以外も含む） ・平成 28 年 4 月 1 日現在 対象箇所整備率　90% 1,639 か所完了	●歩道段差の改良 （交通安全施設整備事業） ・対象箇所数　1,820 か所 ・平成 28 年度整備　0 か所 （上記対象箇所以外も含む） ・平成 29 年 4 月 1 日現在 対象箇所整備率　90% 1,639 か所完了

行動目標	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）
②道路に関する要望は、記録と優先順位づけを行い、計画的に改修を進めます。	●実績なし	●実績なし
達成状況		
△	歩道段差整備率 100%に向けてさらなる改修が必要。	
（３）住宅の確保		
１．公的住宅の活用の推進		
①公営住宅の１階に空き家が生じた際に、高齢者・障害者世帯向け住戸へのバリアフリー改修を推進します。	●改修実績　0 件	●改修実績　0 件
②倍率優遇の実施により、市営住宅を優先的に提供します。	●倍率優遇による空家募集 1 件	●倍率優遇による空家募集 8 件
達成状況		
△	公営住宅のバリアフリー改修を推進することが必要。	
２．民間住宅の活用の推進		
①民間住宅等について、「箕面市重度身体障害者住宅改造助成事業」の実施や、「大阪府住宅リフォームマイスター制度」の周知により、バリアフリー化を支援します。	●「大阪府住宅リフォームマイスター制度」について、PR を実施 ●箕面市重度障害者住宅改造助成事業　2 件	●「大阪府住宅リフォームマイスター制度」について、PR を実施 ●箕面市重度障害者住宅改造助成事業　3 件
②「大阪あんしん賃貸支援事業」や家賃債務保証制度等について、不動産事業者や賃貸住宅所有者等に対する周知を進めます。	●「大阪あんしん賃貸支援事業」や家賃債務保証制度等について、PR を実施	●「大阪あんしん賃貸支援事業」や家賃債務保証制度等について、PR を実施

行動目標	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）
③障害者の相談支援事業において住宅入居支援を行い、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援します。	●地域生活支援事業の相談支援事業において住宅入居等支援事業を実施 ・実利用者　２人	●地域生活支援事業の相談支援事業において住宅入居等支援事業を実施 ・実利用者　１人
達成状況		
○	民間住宅等のバリアフリー化を支援した。 相談支援事業において、住宅入居支援等を実施し、入居に結びついた。	
（４）情報バリアフリーの推進		
１．点字及び音声による行政情報の充実		
①点字版・音声版による、全戸配布物・個別発送物や、市主催行事などの情報保障の充実を進めます。	●広報紙の点字版・音声版（テープ・CD）を発行 ●市議会だよりの点字版・音声版（テープ・CD）を発行 ●選挙公報、選挙のお知らせの点字版・音声版（テープ）を発行 ●障害者福祉センターささゆり園図書コーナーに点字図書を設置、閲覧・貸出を実施 ・所蔵数　144 タイトル ●行政通知点訳パイロット事業を実施（個人宛通知文を点字化し、希望者に送付） ・延べ送付通数 34 通（健康福祉部） 13 通（介護・医療・年金室） 3 通（国民健康保険室）	●広報紙、市民ガイドの点字版・音声版（テープ・CD）を発行 ●市議会だよりの点字版・音声版（テープ・CD）を発行 ●選挙公報、選挙のお知らせの点字版・音声版（テープ）を発行 ●障害福祉サービスのご案内の点字版・音声版（CD）を発行 ●けんしんガイドブックの点字版を発行 ●障害者福祉センターささゆり園図書コーナーに点字図書を設置、閲覧・貸出を実施 ・所蔵数　148 タイトル ●行政通知点訳パイロット事業を実施（個人宛通知文を点字化し、希望者に送付） ・延べ送付通数 30 通（健康福祉部） 29 通（介護・医療・年金室） 3 通（国民健康保険室）
②拡大文字などの新たなニーズへの対応策を検討します。	●実績なし	●実績なし

行動目標	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）
③市発行物等における色覚特性への配慮を進めます。	●実績なし	●実績なし
達成状況		
△	市発行物等の点訳、音訳を行った。 拡大文字など新たなニーズへの対応や、市発行物の共通ルールづくりが必要。	
２．障害者が情報を入手しやすいホームページの作成		
①バリアフリーやアクセシビリティに対応した表記や色使いに努め、障害者が利用しやすいホームページを作成します。	●バリアフリーやアクセシビリティに対応した表記や色使いに努めるなど、障害者が利用しやすいホームページの作成を実施	●バリアフリーやアクセシビリティに対応した表記や色使いに努めるなど、障害者が利用しやすいホームページの作成を実施
②html 版・テキスト版・読み上げ対応ＰＤＦ版・音声版など、視覚障害者が利用しやすい形態で、行政情報をホームページに掲載します。	●広報紙のテキスト版及び音声版を市ホームページに掲載	●広報紙のテキスト版及び音声版を市ホームページに掲載
達成状況		
○	バリアフリーやアクセシビリティに対応したホームページの作成を推進し、視覚障害者等が容易に行政情報を入手できる環境づくりを進めた。	
３．図書館サービスの利用支援		
①点字図書の提供を進めます。	●点字コーナーで、広報紙などの点字図書を提供	●点字コーナーで、広報紙などの点字図書を提供
②録音図書の作成と提供を進めます。	●録音図書の作成 ・所蔵数　876 タイトル ●録音図書の貸出 ・貸出件数　509 件	●録音図書の作成 ・所蔵数　883 タイトル ●録音図書の貸出 ・貸出件数　469 件
③音訳ボランティアや対面朗読ボランティアの活動を支援します。	●対面朗読サービスの実施 58 回 ●地域資料の音訳を実施	●対面朗読サービスの実施 71 回 ●地域資料の音訳を実施

行動目標	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）
④「声と点字の読書情報」の発行等により、図書館サービスの周知を進めます。	●「声と点字の読書情報」点字版・音声版（テープ・デイジー）を発行 ●図書の郵送サービス　35 件	●「声と点字の読書情報」点字版・音声版（テープ・デイジー）を発行 ●図書の郵送サービス　2 件
達成状況		
○	点字図書や録音図書の提供等により、障害者の図書館利用を支援した。	
４．意思疎通支援の実施		
①手話通訳者･要約筆記者の派遣･養成を進めます。	●コミュニケーション支援事業による派遣 ・手話通訳者　91 件 ・要約筆記者　9 件 ●登録者の養成研修を実施 ・手話通訳技能研修　全 6 回 ・要約筆記技能研修　全 3 回 ●ファクス及び電子メールによる緊急通報システムを運用 ・利用登録者　30 人	●コミュニケーション支援事業による派遣 ・手話通訳者　68 件 ・要約筆記者　26 件 ●登録者の養成研修を実施 ・手話通訳技能研修　全 6 回 ・要約筆記技能研修　全 4 回 ●ファクス及び電子メールによる緊急通報システムを運用 ・利用登録者　31 人
②手話通訳者･要約筆記者の派遣に関し、府や他市町村との連携を進めます。	●大阪府市町村聴覚障害者担当職員等連絡協議会へ参加 全 7 回	●大阪府市町村聴覚障害者担当職員等連絡協議会へ参加 全 6 回
③市の手話通訳業務員が、総合保健福祉センター窓口等で、手話通訳を行います。	●市立総合保健福祉センターに手話通訳者（非常勤職員）を配置 2 人	●市立総合保健福祉センターに手話通訳者（非常勤職員）を配置 2 人
④事前申込により、市議会本会議や委員会の傍聴について、手話通訳者･要約筆記者を派遣します。	●傍聴への派遣申込　0 件	●傍聴への派遣申込　0 件
⑤選挙時の投票本部に、手話通訳者を配置し、必要に応じて投票所へ派遣します。	●投票本部に手話通訳者を配置 1 人 ・大阪府議会議員選挙 ・大阪府知事選挙	●投票本部に手話通訳者を配置 1 人 ・参議院議員通常選挙 ・箕面市長・市議会議員選挙

行動目標	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）
⑥手話通訳・要約筆記等、意思疎通支援に関する理解促進のため、啓発を進めます。	●手話講習会を実施（障害者福祉センターささゆり園指定管理事業） ●要約筆記講習会を実施（中央生涯学習センター、箕面市社会福祉協議会ボランティアセンター、障害福祉課の 3 者で共催）	●手話講習会を実施（障害者福祉センターささゆり園指定管理事業） ●要約筆記講習会を実施（箕面市社会福祉協議会ボランティアセンター、障害者福祉センターささゆり園、障害福祉課の 3 者で共催）
達成状況		
○	手話通訳者・要約筆記者の派遣等を適宜行った。	
（５）災害に強いまちづくりの推進		
１．大規模災害時の網羅的な安否確認を行う体制づくり		
①自治会やマンション管理組合による、安否確認分担表の作成・更新を進めます。	●地区防災委員会を通じて、自治会やマンション管理組合に対し、安否確認の重要性を説明し、安否確認分担表の作成・更新を実施	●地区防災委員会を通じて、自治会やマンション管理組合に対し、安否確認の重要性を説明し、安否確認分担表の作成・更新を実施
②全市一斉総合防災訓練等により、実効的な安否確認体制の構築を進めます。	●黄色いハンカチ作戦の周知や、地区防災委員会での安否確認訓練を実施	●黄色いハンカチ作戦の周知や、地区防災委員会での安否確認訓練を実施
③重度障害者や独居高齢者を対象とした「要安否確認者名簿」を定期的に更新し、災害時の安否確認に備えて、避難所に封印保管します。	●要安否確認者名簿の更新と保管を実施	●要安否確認者名簿の更新と保管を実施
④自治会への加入の重要性について、引き続き周知を進めます。	●加入促進チラシを用いた転入者への周知を実施 ●年度末に「自治会加入カウンター」を設置し周知を実施	●加入促進チラシを用いた転入者への周知を実施 ●年度末に「自治会加入カウンター」を設置し周知を実施
達成状況		
○	各自治会等において安否確認体制が構築され、全市一斉総合防災訓練において訓練を実施した。	

行動目標	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）
２．災害時に、必要な支援を継続的に行う体制づくり		
①医療的ケアの必要な独居障害者･高齢者等を対象とした「要継続支援者名簿」を作成し、個別状況をふまえた支援体制の構築を進めます。	●継続的支援体制の検討に基づき、関係課室が連携して対象者名簿を作成し、個別支援計画の作成等に着手	●要継続支援者名簿を更新 ●個別支援計画作成にあたり、より効果的な手法について、関係各課・室で検討を実施
②地域でのネットワークづくりに向けて、社会福祉協議会、サービス提供事業所、民生委員児童委員協議会、保健所等の関係機関及び地域住民等との具体の連携策の検討を進めます。	●地域ごとの「小地域ネットワーク活動」に取り組み、各機関が連携し相談・支援活動等を実施 ●全市一斉総合防災訓練に合わせ、市内の障害者通所事業所等によるファクス報告訓練を実施 ●高齢者支援に関し、地区福祉会のサロンや地域団体に対する出前講座等の実施により、地域における関係づくりを推進	●地域ごとの「小地域ネットワーク活動」に取り組み、各機関が連携し相談・支援活動等を実施 ●全市一斉総合防災訓練に合わせ、市内の障害者通所事業所等によるファクス報告訓練を実施 ●高齢者支援に関し、地区福祉会のサロンや地域団体に対する出前講座等の実施により、地域における関係づくりを推進 ●認知症初期集中支援等を通じた地域連携を推進
③福祉避難所の運営のあり方について、詳細の検討を進めます。	●全市一斉総合防災訓練において、福祉避難所となる施設と伝達訓練を実施 ●施設との協定内容等の情報収集を実施	●全市一斉総合防災訓練において、福祉避難所となる施設と伝達訓練を実施 ●施設との協定内容等の情報収集を実施
達成状況		
△	支援体制の構築、福祉避難所のあり方について、さらなる検討が必要。	

行動目標	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）
３．「災害時要援護者」への対応を盛り込んだ防災訓練等の実施		
①全市一斉総合防災訓練等により、市役所・地区防災委員会・福祉避難所・指定管理施設等において、障害者・高齢者等の安否確認・避難支援等を盛り込んだ訓練を進めます。	●障害者・高齢者等の安否確認・避難支援等の状況付与を盛り込んだシミュレーション訓練を 4 回実施	●高齢者等の安否確認・避難支援等の状況付与を盛り込んだ地区防災委員会の訓練を実施 ●日本赤十字の協力により、実際に車いすを使って避難所まで避難する訓練を実施
②地区防災委員会の訓練等において、障害者・高齢者等への配慮を盛り込んだ、避難所運営の検討を進めます。	●全市一斉総合防災訓練を通じて、各地区防災委員会において、避難所運営時に要配慮者が避難する部屋の設置を想定する等に加え、要安否確認者名簿を用いた安否確認体制の再確認を実施	●全市一斉総合防災訓練を通じて、各地区防災委員会において、避難所運営時に要配慮者が避難する部屋の設置を想定する等に加え、要安否確認者名簿を用いた安否確認体制の再確認を実施
達成状況		
○	防災訓練等の取組みにより、市職員の災害対応力の向上及び市民・関係機関の防災意識の啓発を図った。 訓練を振り返り、要配慮者に係る活動班の行動の検証や避難所内の部屋の配置など、「避難所運営マニュアル」の見直しが図れた。	
４．情報伝達の手法の検討		
突然の集中豪雨等の際に、避難指示・避難勧告・避難準備等の情報を、緊急に伝える必要が生じた場合に備えて、聴覚障害者への情報伝達の手法を検討します。	●市ホームページ、市民安全メール、ツイッターなど聴覚障害者でも情報入手可能な手法での緊急情報の伝達を実施 ●災害時の防災情報の提供体制について検討	●市ホームページ、市民安全メール、ツイッターなど聴覚障害者でも情報入手可能な手法での緊急情報の伝達を実施 ●災害時の防災情報の提供体制について検討
達成状況		
△	情報の伝達手法のさらなる充実とその利用に向けた周知が必要。	

（２）雇用・就労の充実

※達成状況　○：実施中　△：検討が必要

行動目標	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）
（１）雇用促進と就労支援		
１．（一財）箕面市障害者事業団を核とした関係機関連携による就労支援の実施		
①（一財）箕面市障害者事業団が中心となって公共職業安定所、障害者職業センター、相談支援事業者、就労する障害者市民の通勤圏の市町村等との連携を図りながら、「豊能北障害者就業・生活支援センター」及び「就労移行支援」・「就労継続支援」のそれぞれの機能を効果的に発揮することにより、求職活動から職場の開拓、職場実習、職場定着までの一貫した支援を行うとともに、離職となった場合の再就職に向けた取組み等を実施するなど、障害者市民の働く権利と場の継続的な確保に向け、なお一層の充実を図ります。	●障害者雇用支援センターを運営 （就労移行　定員 20 人） ・利用（入所）者数 身体障害者　0（0）人 知的障害者　18（10）人 精神障害者　5（3）人 計　23（13）人 ・就職者数　7（5）人 ・その他就労に関する支援については、各関係機関と連携して実施。 ※（）内は箕面市在住者の内数 ●障害者就業・生活支援センターを運営 ・登録者数 身体障害者　30（21）人 知的障害者　215（124）人 精神障害者　145（67）人 その他障害　7（4）人 計　397（216）人 ・就職者数 身体障害者　0（0）人 知的障害者　19（10）人 精神障害者　12（7）人 その他障害　0（0）人 計　31（17）人 ・支援件数　4,784（2,531）件 ※（）内は箕面市在住者の内数	●障害者雇用支援センターを運営 （就労移行　定員 20 人） ・利用（入所）者数 身体障害者　2（2）人 知的障害者　24（10）人 精神障害者　9（4）人 計　35（16）人 ・就職者数　7（5）人 ・その他就労に関する支援については、各関係機関と連携して実施。 ※（）内は箕面市在住者の内数 ●障害者就業・生活支援センターを運営 ・登録者数 身体障害者　32（20）人 知的障害者　235（133）人 精神障害者　173（80）人 その他障害　9（4）人 計　449（237）人 ・就職者数 身体障害者　1（0）人 知的障害者　19（8）人 精神障害者　4（1）人 その他障害　0（0）人 計　24（9）人 ・支援件数　5,663（2,548）件 ※（）内は箕面市在住者の内数

行動目標	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）
②豊能北障害者就業・生活支援センターへの支援を継続し、障害者の職場実習受け入れ先事業所の開拓や実習のマッチングなど、雇用促進・就労支援の充実を図ります。	●（一財）箕面市障害者事業団補助金交付要綱に基づき障害者事業団に対し補助金 2,500,000 円を交付	●（一財）箕面市障害者事業団補助金交付要綱に基づき障害者事業団に対し補助金 2,500,000 円を交付
③自立支援協議会の就労系通所事業所情報交換会を通じ、市内の就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、豊能北障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所の連携を進めます。	●就労系通所事業所情報交換会を開催　3 回	●就労系通所事業所情報交換会を開催　4 回（内 2 回はワーキング）
④障害者市民就職支援パソコン講座を実施し、就労支援を進めます。	●障害者市民就職支援パソコン講座を開催 ・参加者　5 人	●障害者市民就職支援パソコン講座を開催 ・参加者　10 人
達成状況		
○	障害者就業・生活支援センターでは登録者数が増え、障害者雇用支援センターでは利用者が就職に結びついているなど、民間事業所への障害者雇用が促進されている。	
２．事業主の理解促進と職場実習の機会拡大		
①職場実習を受け入れた民間事業者に協力金を交付し、職場実習の機会拡大を進めます。	●職場実習訓練事業所協力金を支給 ・5 事業所　34 人（日）	●職場実習訓練事業所協力金を支給 ・5 事業所　54 人（日）
②障害者を雇用する民間事業者等を対象とした金利軽減事業について、その周知と利用促進を図り、民間事業所の環境整備・雇用促進の充実を図ります。	●実績なし	●実績なし

行動目標	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）
③職場実習訓練生に奨励金を交付し、職場実習を支援します。	●職場実習訓練生奨励金を交付 ・訓練生　14 人 ・交付額　157,125 円	●職場実習訓練生奨励金を交付 ・訓練生　19 人 ・交付額　288,288 円
達成状況		
○	協力金の支給等により、職場実習を円滑に実施できた。	
３．障害者雇用の促進		
①市における障害者雇用を進めるため、引き続き障害者別枠採用試験を行います。	●障害者雇用に向け、平成 27 年 5 月から 12 月までの通年の募集を実施 ・受験者　2 人（合格者　0 人） ●本市の障害者雇用率（6 月時点） ・職員全体数　1,412.5 人 ・対象職員数　37 人 ・雇用率　2.62%	●障害者雇用に向け、平成 28 年 5 月から 12 月までの通年の募集を実施 ・受験者　2 人（合格者　1 人） ●本市の障害者雇用率（6 月時点） ・職員全体数　1,433 人 ・対象職員数　36 人 ・雇用率　2.51%
②市における実習受入れを通じ、知的・精神障害者の庁内での働きかたについて、研究を進めます。	●庁内実習受入れに係る調整が整わず、不実施	●9 月に 1 人、11 月に 2 人、12 月に 2 人、1 月に 1 人、3 月に 1 人の実習受入れを実施
③市が出資・補助等を行っている法人に対し、障害者雇用に向けた取組みを行うよう、働きかけます。	●（社福）箕面市社会福祉協議会の障害者雇用率（6 月時点） ・職員全体数　172.5 人 ・対象職員数　4 人 ・雇用率　2.32% ●（社福）あかつき福祉会の障害者雇用率（6 月時点） ・職員全体数　106 人 ・対象職員数　4 人 ・雇用率　3.77% ●（一財）箕面市障害者事業団の障害者雇用率（6 月時点） ・職員全体数　63 人 ・対象職員数　36 人 ・雇用率　57.14%	●（社福）箕面市社会福祉協議会の障害者雇用率（6 月時点） ・職員全体数　189 人 ・対象職員数　4 人 ・雇用率　2.12% ●（社福）あかつき福祉会の障害者雇用率（6 月時点） ・職員全体数　110 人 ・対象職員数　4 人 ・雇用率　3.64% ●（一財）箕面市障害者事業団の障害者雇用率（6 月時点） ・職員全体数　62.5 人 ・対象職員数　34 人 ・雇用率　54.40%

行動目標	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）
④障害者優先調達推進法の趣旨をふまえ、公契約の総合評価入札制度における障害者雇用状況の評価を引き続き実施し、民間事業者等における障害者雇用を促進します。	●実績なし	●実績なし
達成状況		
○	本市をはじめ、市出資法人、民間事業者等における障害者雇用をさらに進める必要がある。	
４．社会的雇用の推進		
①（一財）箕面市障害者事業団における障害者雇用について、総合支援法における就労継続支援や、雇用対策法、障害者雇用促進法等に基づく障害者の雇用促進に向けた施策との整合を図りつつ、障害者優先調達推進法に基づいた市の優先調達推進方針をふまえ、支援を継続します。	●（一財）箕面市障害者事業団へ運営補助金を交付　17,435,000 円 ●（一財）箕面市障害者事業団へ事業を委託 ・市公園花壇管理事業 ・市立リサイクルセンター資源ごみ選別業務　等 ●（一財）箕面市障害者事業団にて障害者を雇用 ・障害者職員数　18 人 （平成 27 年度末実績） ●障害者市民何でも相談事業を実施 ・相談者　12 人 ・相談件数　12 件 ●（一財）箕面市障害者事業団内実習を実施 ・実習受入れ　延べ 12 人　98 日	●（一財）箕面市障害者事業団へ運営補助金を交付　17,435,000 円 ●（一財）箕面市障害者事業団へ事業を委託 ・市公園花壇管理事業 ・市立リサイクルセンター資源ごみ選別業務 ・総合保健福祉センター清掃業務　等 ●（一財）箕面市障害者事業団にて障害者を雇用 ・障害者職員数　17 人 （平成 28 年度末実績） ●障害者市民何でも相談事業を実施 ・相談者　8 人 ・相談件数　8 件 ●（一財）箕面市障害者事業団内実習を実施 ・実習受入れ　延べ 7 人　56 日

行動目標	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）
②(一財)箕面市障害者事業団が、社会的雇用を行う障害者事業所に対し、各種法施策との整合性を図りつつ、一般就労が困難な職業的重度障害者の積極的雇用を通した職種開拓・職域拡大をめざして実施している、障害者雇用助成金制度の趣旨・目的を実現するため、その支援のあり方について検討を行い、持続可能な制度の構築に努めます。	●「(一財) 箕面市障害者事業団障害者雇用助成金交付要綱」に基づき、同事業団から障害者事業所に対し、障害者雇用助成金 97,003,000 円を交付 ・障害者事業所（4 か所） ・障害者数　63 人 ・援助者数　16 人	●「(一財) 箕面市障害者事業団障害者雇用助成金交付要綱」に基づき、同事業団から障害者事業所に対し、障害者雇用助成金 100,729,000 円を交付 ・障害者事業所（4 か所） ・障害者数　64 人 ・援助者数　16 人
達成状況		
○	社会的雇用の場の支援により、一般就労が困難な障害者の働く場を確保した。	
（２）多様な就労の場の確保と支援		
１．福祉的就労の場の自立・安定の支援		
①福祉的就労の場の運営面・事業面の自立・安定・発展を促進するため、自主的な取組みに対する側面的な支援を行います。	●工賃向上に向けた課題把握等のため、障害者が働く事業所へのヒアリングを実施 ●障害者事業所の製品（お弁当・お菓子）の活用を庁内に依頼	●障害者事業所の製品（お弁当・お菓子、他）の活用を庁内に依頼
②市の優先調達推進方針に基づき、障害者が働く事業所への発注を進めるとともに、市指定ごみ袋製造等におけるワークシェアの取組みを推進します。	●障害者優先調達推進法に基づく箕面市優先調達推進方針により、障害者事業所等への庁内発注を優先的に実施 ・物品等の調達実績（福祉的就労） 792 件　108,955,646 円	●障害者優先調達推進法に基づく箕面市優先調達推進方針により、障害者事業所等への庁内発注を優先的に実施 ・物品等の調達実績（福祉的就労） 681 件　108,000,496 円

行動目標	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）
	●「箕面市立あかつき園・ワークセンターささゆり」が実施している、箕面市指定ごみ袋の製造・配送の作業について、関係機関と調整し市内の就労継続支援 B 型事業所等の事業所（8 事業所）と試行的に作業シェアを実施	●「箕面市立あかつき園・ワークセンターささゆり」が実施している、箕面市指定ごみ袋の製造・配送の作業について、関係機関と調整し市内の就労継続支援 B 型事業所等の事業所（8 事業所）と試行的に作業シェアを実施
達成状況		
○	安定運営が進むよう、状況把握と側面的支援を継続的に実施した。優先調達推進方針等に基づいた取組みを推進した。	
２．市立施設の役割・機能の検討		
重度・重複障害者の就労・日中活動の場を確保・充実するため、地域の社会資源の状況をふまえ、あかつき園等の市立施設の役割について、長期的視点で検討し、建替えの検討を具体的に進めます。	●「箕面市立地適正化計画」において、誘導すべき都市機能として、通所系障害福祉施設を盛り込み、施設の必要数等を検討	●生活介護事業所の整備構想策定を進めた。
達成状況		
△	施設整備構想について、引き続き検討を進めることが必要。	

（３）保健・医療の充実

※達成状況　○：実施中　△：検討が必要

行動目標	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）
（１）保健サービスの充実		
１．関係機関の連携による健康管理の推進		
①障害者に対し、各種保健事業の周知を図り、健康診査等による健康管理を推進します。 特に、15 歳以上 40 歳未満の障害者の健康診査受診率向上を図るため、関係機関との連携を図り、啓発に努めます。	●15～39 歳の基本健康診査を実施 ・総受診者数　852 人 （障害者以外を含む）	●15～39 歳の基本健康診査を実施 ・総受診者数　811 人 （障害者以外を含む）
②健康診査実施機関や指定相談支援事業者との連携を図りながら、支援を要する子どもや保護者が、専門的な相談を受けることができるよう、保健師や理学療法士等による訪問など、相談・支援体制の充実を図ります。	●訪問面接を実施　171 回 （障害者以外を含む）	●訪問面接を実施　45 回 （障害者以外を含む）
③自主的な健康管理が難しいことの多い知的障害者については指定相談支援事業者との連携を、精神障害者や難病患者については保健所との連携を、介護保険の対象となる障害者についてはケアマネジャーとの連携を図りながら、質の高い保健サービスの提供をめざします。	●ケースワークを通じて健康に関する課題を把握した場合は、関係者間で連携し、受診・健診等につなげた	●ケースワークを通じて健康に関する課題を把握した場合は、関係者間で連携し、受診・健診等につなげた

行動目標	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）
達成状況		
○	若年層に対する基本健康診査や、保健師等の訪問による健康相談を実施した。必要に応じて関係者が連携して、受診・健診などにつなげた。	
（２）地域医療サービスの充実		
１．市内の医療機関に対する施設のバリアフリー化に向けた働きかけ		
①大阪府福祉のまちづくり条例の改正により、病院・診療所に関しては、全て大阪府福祉のまちづくり条例基準適合義務の対象となったため、確認申請時に合わせて審査を実施します。	●確認申請において審査を実施	●確認申請において審査を実施
②医療機関を含めた市内のバリアフリー情報を発信し、啓発を進めます。	●市内医療機関のバリアフリー情報等を掲載した『箕面バリアフリーガイド』を市ホームページに掲載 ●市立病院ホームページの地域医療機関を紹介するページに、車いすでの通院の可否、障害者用駐車場や車いす使用者用トイレの設置状況を掲載	●市内医療機関のバリアフリー情報等を掲載した『箕面バリアフリーガイド』を市ホームページに掲載 ●市立病院ホームページの地域医療機関を紹介するページに、車いすでの通院の可否、障害者用駐車場や車いす使用者用トイレの設置状況を掲載
達成状況		
○	大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、確認申請時に審査を実施した。医療機関のバリアフリー情報の発信に努めた。	
２．医療の円滑な利用の支援		
①以下の助成により、医療の利用を支援します。 ・身体障害者・知的障害者医療費助成 ・訪問看護利用料助成 ・障害児（者）個室入院料助成	●身体障害者・知的障害者医療費を助成 ・対象者　809 人 ・医療費助成額　134,903,451 円 ・訪問看護利用料助成費　2,957,310 円 ●障害児（者）個室入院料を助成 ・助成件数　5 件 ・助成日数　延べ 122 日 ・助成金額　922,320 円	●身体障害者・知的障害者医療費を助成 ・対象者　810 人 ・医療費助成額　142,725,591 円 ・訪問看護利用料助成費　3,269,167 円 ●障害児（者）個室入院料を助成 ・助成件数　8 件 ・助成日数　延べ 75 日 ・助成金額　675,920 円

行動目標	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）
②在宅診療・看護・リハビリテーション等の体制整備に取り組みます。	●在宅リハビリテーション指導を実施 ・訪問指導　1,085 件	●在宅リハビリテーション指導を実施 ・訪問指導　1,340 件
達成状況		
○	各種助成により、医療を受けやすい環境づくりを進めた。	
３．精神科医療を中心とした精神障害者への支援		
保健所及び医療機関による医療面での支援と連携し、あわせて相談支援体制の充実と、地域移行の推進に取り組みます。	●地域移行　実施件数　2 件 ●箕面市自立支援協議会地域移行・定着支援部会において、ケース共有・課題検討・病院や地域向け研修会等について協議を実施	●地域移行　実施件数　1 件 ●箕面市自立支援協議会地域移行・定着支援部会において、ケース共有・課題検討・病院向け研修会等について協議を実施
達成状況		
○	関係機関と連携・協力しながら、地域移行の実施、推進に取り組んだ。	
（３）医療的ケアに関する対応		
１．医療的ケアに関する支援基盤の充実促進		
①府ホームページで公表されている、医療的ケアの受けられる短期入所・生活介護・居宅介護事業所の情報を活用し、市内外での基盤整備の働きかけを進めます。	●医療的ケアに係るサービス提供が可能な事業所には、機会を捉え、必要な情報提供等を行い、市内での事業実施につながるよう依頼	●医療的ケアに係るサービス提供が可能な事業所には、機会を捉え、必要な情報提供等を行い、市内での事業実施につながるよう依頼
②ささゆり園等を活用し、医療的ケアを必要とする障害者の日中活動の場を確保するとともに、その支援策の充実に向けて、引き続き検討します。	●大阪府登録喀痰吸引等研修機関として、社会福祉法人あかつき福祉会が実施 ・実地研修　23 人 ・修了申請事務　24 人	●大阪府登録喀痰吸引等研修機関として、社会福祉法人あかつき福祉会が実施 ・実地研修　23 人 ・修了申請事務　4 人

行動目標	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）
③「医療的ケア」を必要とする障害者が、地域での在宅生活に必要な医療的ケアに係る、法制度のさらなる整備について、国及び大阪府に対して要望を行います。	●地域での在宅生活に必要な医療的ケアに係る法制度の整備について、国及び大阪府に対し要望	●地域での在宅生活に必要な医療的ケアに係る法制度の整備について、国及び大阪府に対し要望
達成状況		
○	喀痰吸引等研修を実施し、従事者の養成と、市内事業所への周知・呼びかけを行った。 法制度の整備について、引き続き国・府への要望を行った。	
（４）在宅生活を支えるリハビリテーション等の充実		
１．生活支援機器等の紹介による在宅生活の支援		
ライフプラザ内の「えいど工房」を核として、在宅生活に必要な住宅改造の助言や、生活支援機器等の紹介や利用方法の説明等、生活環境の調整を図るための支援を行います。	●福祉用具展示・相談事業を実施 ・相談　622 件 ・福祉用具貸出　47 件 ・来場者　2,393 件	●福祉用具展示・相談事業を実施 ・相談　803 件 ・福祉用具貸出　35 件 ・来場者　2,325 件
達成状況		
○	「えいど工房」における、福祉用具展示・相談事業の実施を通じて、在宅生活を支援する体制の整備を進めた。	
２．市立病院との連携による在宅リハビリテーションの支援		
①市立病院との連携を図りながら、在宅リハビリテーションの訪問指導を行います。	●平成 27 年度に開始した介護予防・日常生活支援総合事業をふまえ、訪問指導に関して高齢福祉室と市立病院がより密接に連携	●平成 27 年度に開始した介護予防・日常生活支援総合事業をふまえ、訪問指導に関して高齢福祉室と市立病院がより密接に連携

行動目標	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）
②急性期及び回復期のリハビリテーションの充実を図るとともに、退院時にはスムーズに在宅生活ができるように関係機関との調整に努め、訪問リハビリテーションを実施します。	●訪問リハビリテーションを実施 ・利用件数　2,020 件	●訪問リハビリテーションを実施 ・利用件数　2,089 件
③在宅リハビリテーションを担う医療機関・訪問看護事業所や、機能訓練事業所等の障害福祉サービス、保健福祉の各サービス等について、情報の収集と提供のあり方を検討します。	●障害福祉課、障害者支援室、基幹相談支援センター（箕面市社会福祉協議会在宅ケアセンター）間で連携し、必要に応じて既存資源の情報提供を実施 ●高齢福祉室、地域保健室、地域包括支援センター等の関係機関で連携し、ケース等の情報収集・共有を実施	●障害福祉課、障害者支援室、基幹相談支援センター（箕面市社会福祉協議会在宅ケアセンター）間で連携し、必要に応じて既存資源の情報提供を実施 ●高齢福祉室、地域保健室、地域包括支援センター等の関係機関で連携し、ケース等の情報収集・共有を実施
達成状況		
○	市立病院との連携により、在宅生活を支援するリハビリテーション提供体制を推進した。	

（４）　療育・教育の充実

※達成状況　○：実施中　△：検討が必要

行動目標	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）
（１）療育・幼児教育の充実		
１．保育所・幼稚園における支援保育・支援教育の充実		
①保育所・幼稚園において、一人ひとりのニーズに応じた保育の充実を図るため、適切な支援体制の配置に努めます。	●支援保育担当の保育士を配置 17 所　56 人　（市立 4 所　23 人、民間 10 所　22 人、認定こども園 3 所　11 人） ●支援保育児 20 所　78 人（市立 4 所　30 人、民間 13 所　30 人、認定こども園 3 所　18 人） ●市立幼稚園に障害児介助員を配置　5 園　22 人 ●支援幼稚園児　5 園　33 人	●支援保育担当の保育士を配置 18 所　56 人（市立 4 所　20 人、民間 11 所　24 人、認定こども園 3 所　12 人） ●支援保育児 18 所　82 人（市立 4 所　28 人、民間 11 所　32 人、認定こども園 3 所　22 人） ●市立幼稚園に障害児介助員・障害児介助看護師を配置　4 園　障害児介助員 22 人、障害児介助看護師 1 人 ●支援幼稚園児　4 園　31 人
②市民や保護者からの相談について、他機関とも連携して適切な対応を行い、保護者支援の充実に努めます。	●保護者のニーズを受け止め、他機関と連携し、必要に応じてケースカンファレンスを実施し、子育てのアドバイスを行うとともに保育の充実を図った	●保護者のニーズを受け止め、他機関と連携し、必要に応じてケースカンファレンスを実施し、子育てのアドバイスを行うとともに保育の充実を図った
③子どもすこやか室（総合保健福祉センター分室）や児童発達支援事業所（あいあい園）、発達相談「ゆう」等との連携を図り、相談や保育内容の充実に努めるとともに役割分担を進めます。	●保育所、幼稚園を巡回し、個別の支援指導や集団での支援指導を実施	●保育所、幼稚園を巡回し、個別の支援指導や集団での支援指導を実施

行動目標	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）
④民間保育園・幼稚園に対し、支援に関する研修会への参加の呼びかけや、支援の方法、子どもへの関わり方等についての情報交換の促進を図り、支援保育・教育の質の向上に努めます。	●支援保育運営協議会・小委員会・支援保育部会・研修等を開催 ●支援教育幼稚園検討会を開催 ●コーディネーター会議を実施	●支援保育運営協議会・小委員会・支援保育部会・研修等を開催 ●支援教育幼稚園検討会を開催 ●コーディネーター会議を実施
達成状況		
○	適切な支援体制の配置、支援情報の共有等により、支援保育の充実を進めた。	
２．早期療育事業の充実		
①児童発達支援事業所（あいあい園）の運営を軸として、専門スタッフによる対象児童の状態像に合わせた療育・訓練等の提供に、引き続き努めます。	●早期療育事業の従事職員体制 分室長（1）、理学療法士（兼任 2）、作業療法士（兼任 2）、言語聴覚士（兼任 2）、看護士（専任 1）、保育士（専任 5）、心理相談員（兼任 3）、事務（専任 2） ●児童発達支援事業所を運営 ・実利用人数　123 人 ・延べ利用日数　3,598 日 ●機能訓練・訪問指導・訓練相談・経過フォロー・巡回相談を実施 ・機能訓練　4,339 回 （内、児童発達支援 225 回） ・訪問指導 136 回 ・訓練相談 145 回 ・経過フォロー278 回 ・巡回相談 83 回 ●難聴児教室を開催 ・対象児　4 人 ・延べ開催数　166 回	●早期療育事業の従事職員体制 分室長（1）、理学療法士（兼任 2）、作業療法士（兼任 2）、言語聴覚士（兼任 2）、看護士（専任 1）、保育士（専任 5）、心理相談員（兼任 3）、事務（専任 2） ●児童発達支援事業所を運営 ・実利用人数　119 人 ・延べ利用日数　3,764 日 ●機能訓練・訪問指導・訓練相談・経過フォロー・巡回相談を実施 ・機能訓練　4,455 回 （内、児童発達支援 509 回） ・訪問指導 172 回 ・訓練相談 157 回 ・経過フォロー229 回 ・巡回相談 90 回 ●難聴児教室を開催 ・対象児　4 人 ・延べ開催数　166 回

行動目標	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）
②関係機関と連携しながら親子教室事業を実施し、支援を必要とする児童への支援や、子育てに悩む保護者支援の充実をめざします。	●親子教室事業を実施 ・参加者　41 人 ・延べ回数　331 回	●親子教室事業を実施 ・参加者　38 人 ・延べ回数　301 回
③早期療育対象児の療育の場の検討、及び情報交換を行い、保育所・幼稚園の支援保育・支援教育及び児童発達支援事業所（あいあい園）とのさらなる連携に努めます。 また、保育内容の連続性の確保に努めるとともに役割分担を行っていきます。	●早期療育推進会議を開催 16 回	●早期療育推進会議を開催 15 回
④発達相談「ゆう」で、臨床心理技法に基づき相談を実施し、子どもとその保護者の支援に努めます。 また、保育所、幼稚園、学校等に訪問し、早期療育対象児童の日常生活における適切な支援方法及び環境調整等のケースワークを行い、さらなる連携を図り、相談・支援体制の充実をめざします。	●発達相談及び早期療育に関する総合相談を実施 ・相談件数　延べ 2,029 回 （内、面接 1,070 件、訪問 442 件、他機関連携 371 件、電話相談 146 件）	●発達相談及び早期療育に関する総合相談を実施 ・相談件数　延べ 2,187 回 （内、面接 1,228 件、訪問 474 件、他機関連携 320 件、電話相談 165 件）
達成状況		
○	子どもの状態像に合わせた療育や訓練などを提供し、関係機関との連携を図り、早期療育事業の充実を進めた。	

行動目標	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）
（２）学校教育等の充実		
１．市立小中学校等における合理的配慮の充実		
①障害のある子どもが地域の学校に行きやすい環境を整備するために、障害者基本法に基づき、教育の場の「合理的な配慮」を進めます。 障害児介助員の配置・研修、重度障害児送迎事業等を実施します。	●障害児介助員を配置 20 校　96 人（任期付 20 人、臨時 76 人） ●支援学級在籍児童生徒数 443 人 ●障害児介助員研修を開催　3 回 ●重度障害児タクシー送迎を実施（市立小中学校等）　16 人	●障害児介助員を配置 20 校　120 人（任期付 20 人、臨時 100 人） ●支援学級在籍児童生徒数　516 人 ●障害児介助員研修を開催　3 回 ●重度障害児タクシー送迎の実施（市立小中学校等）　14 人
②段差解消、手すりの設置など、個別ニーズをふまえた学校施設の改善を、適宜実施します。	●手すりの設置や段差解消が必要な新入生について、個別ニーズに合った対策を実施	●かやの幼稚園にエレベータ設置工事を実施
③災害時の対応について、定期的な避難訓練を行い、障害児の個別の避難方法を確保します。	●各学校において、学期ごとに風水害、火災、地震等の避難訓練を実施	●各学校において、学期ごとに風水害、火災、地震等の避難訓練を実施
達成状況		
○	人的体制のソフト面、建物環境のハード面ともに「合理的配慮」の充実を進めた。	
２．支援教育体制の整備・充実		
①支援学級に在籍している子どもはもとより、通常の学級に在籍する支援の必要な子どもについても、「通級指導教室」等により、適切な支援を行います。 箕面市支援連携協議会により、関係各課等の連携を進めます。	●通級指導教室を設置 ・小学校：南、豊川北、中、豊川南 ・中学校：第二 ●箕面市支援連携協議会を開催 13 回 （全体会 2 回、部会 11 回）	●通級指導教室を設置 ・小学校：南、豊川北、中、豊川南 ・中学校：第二 ●箕面市支援連携協議会を開催 16 回 （全体会 4 回、部会 12 回）

行動目標	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）
②各種研修会の実施により、教職員の資質向上に取り組みます。	●各種研修会を実施 ・人権教育研修　7 回 ・支援教育研修　3 回 ・支援教育担当者会　12 回 ・教育相談室相談員研修　2 回 ・集団づくり研修　1 回 ・教育相談研修　1 回 ・児童生徒理解研修　1 回	●各種研修会を実施 ・人権教育研修　2 回 ・支援教育研修　2 回 ・支援教育担当者会　12 回 ・教育相談室相談員研修　2 回 ・児童生徒理解研修　3 回
達成状況		
○	通級指導教室の設置、教職員の研修等により、支援教育の充実を進めた。	
３．医療的ケアへの対応の充実		
①医療的ケアの必要な子どもが安心して教育を受けられるよう、看護師資格を持つ介助員の配置など体制の充実を図ります。	●看護師等資格を持つ介助員を配置（豊川北、中、彩都の丘小学校） ・任期付看護介助員　4 人 ・臨時看護介助員　3 人	●看護師等資格を持つ介助員を配置（豊川北、中、彩都の丘小学校） ・任期付看護介助員　4 人 ・臨時看護介助員　3 人
②医療的ケア懇談会等を活用し、教育・保健・医療・福祉の連携を強化するとともに、支援のあり方について、研究・検討を進めます。	●医療的ケア懇談会を開催　3 回 ●市町村医療的ケア体制整備推進事業補助金交付事業を活用 ・対象者　4 人	●医療的ケア懇談会を開催　3 回 ●市町村医療的ケア体制整備推進事業補助金交付事業を活用 ・対象者　4 人
達成状況		
○	医療的ケア懇談会により情報交換を行い、支援のあり方について研究を進めた。支援体制の充実を進めた。	

行動目標	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）
４．相談体制の充実		
①教育センターを核とした各関係機関との連携強化による支援教育相談の整備・充実を進めます。	●支援教育専門相談員による障害児関連の相談（教育センター相談室） ・相談員　2 人×週 4 日 ・相談件数　147 件 ・相談回数　1,338 回 ●支援教育巡回相談員による支援教育関連の相談 ・相談員　7 人×週 1 日	●支援教育専門相談員による障害児関連の相談（教育センター相談室） ・相談員　2 人×週 4 日 ・相談件数　294 件 ・相談回数　2,708 回 ●支援教育巡回相談員による支援教育関連の相談 ・相談員　7 人×週 1 日
②「いじめ・体罰ホットライン」や「いじめ等学校問題対策チーム」の設置により、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。	●「いじめ・体罰ホットライン」を運営 ・相談件数　5 件	●「いじめ・体罰ホットライン」を運営 ・相談件数　3 件
達成状況		
○	関係機関との連携を進め、相談対応・問題解決を行った。	
５．放課後等における活動の場の充実		
①放課後等デイサービスの利用によって、充実した時間を過ごせるよう、相談支援により、一人ひとりに合った療育環境づくりを支援します。	●障害児通所支援（放課後等デイサービス）を実施 ・実利用者数　188 人 （延べ 2,629 人） ・利用日数　延べ 17,845 日	●障害児通所支援（放課後等デイサービス）を実施 ・実利用者数　237 人 （延べ 4,022 人） ・利用日数　延べ 26,265 日

行動目標	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）
②学童保育、新放課後モデル事業、子どもたちの自由な遊び場開放事業の実施により、すべての子どもたちの、より豊かな放課後の居場所づくりに取り組みます。	●学童保育実施事業を実施 （全 14 小学校） ・障害児　105 人 ●新放課後モデル事業を実施 （2 小学校） ・プログラム参加障害児 延べ 479 人 ●子どもたちの自由な遊び場開放事業を実施 ・1 日平均利用児童数　77 人	●学童保育実施事業を実施 （全 14 小学校） ・障害児　146 人 ●新放課後モデル事業を実施 （2 小学校） ・プログラム参加障害児 延べ 765 人 ●子どもたちの自由な遊び場開放事業を実施 ・1 日平均利用児童数　83 人
③日中一時支援事業を実施するとともに、放課後等デイサービスとの役割分担のあり方について、検討を進めます。	●日中一時支援事業を実施 ・利用実人数　46 人 ・利用回数　延べ 1,456 回	●日中一時支援事業を実施 ・利用実人数　41 人 ・利用回数　延べ 1,064 回
達成状況		
○	放課後等デイサービスの利用の増加により、放課後等における療育環境が充実した。 児童が任意で参加する放課後や長期休業中の居場所づくり事業において、障害のある児童の参加申込があった場合は、見守り指導員を加配し、安全に実施した。	

（５）　権利擁護施策の推進

※達成状況　○：実施中　△：検討が必要

行動目標	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）
（１）人権擁護・啓発の推進		
１．「箕面市人権のまち推進基本方針」に基づく人権のまちづくりの実現		
①人権問題に係る相談体制の整備、人権侵害に係る救済方策の確立に向けた取組み、人権施策等の評価に関する取組み、人権行政推進体制の強化を図ります。	●要連携相談システムの立ち上げに向けて検討	●要連携相談システムを適切に運用
②箕面市人権行政推進本部会議の運営を通して、人権に関する施策の総合的な推進を図ります。	●箕面市人権行政推進本部会議を開催 ・本部会議　２回 ・研究会　４回 ●『ヒューマン・ライツ・レポート』を作成	●箕面市人権行政推進本部会議を開催 ・本部会議　２回 ・研究会　５回 ●『ヒューマン・ライツ・レポート』を作成
達成状況		
○	要連携相談システムや庁内会議を通じて、人権のまちづくり推進のための体制整備を進めた。	
２．「箕面市人権のまち推進基本方針」に基づいた市と市民の協働による人権啓発の推進		
①障害者権利条約・障害者差別解消法等の周知・啓発を進めるほか、入居差別については住宅担当課と連携して取り組みます。	●人権啓発学習会を開催　１回 （箕面市人権啓発推進協議会と共催）	●人権啓発シンポジウムを開催１回 （箕面市人権啓発推進協議会と共催）
②「みのお市民人権フォーラム」の実務者会議及び実行委員会に、市各部局室及び教育委員会各部局から参画し、市民と協働して人権啓発を推進します。	●「みのお市民人権フォーラム30ｔｈ」事務局及び実行委員会に、市各部局及び教育委員会各部局から参画	●「みのお市民人権フォーラム31ｔｈ」事務局及び実行委員会に、市各部局及び教育委員会各部局から参画

行動目標	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）
③市広報紙「もみじだより」の人権のページ「心の樹」で市民に広く啓発を行います。	●市広報紙 12 月号の『心の樹』で障害者（心の病のあるかた）と小学生の交流について紹介	●市広報紙『心の樹』で、6 月号では外国人市民のかたをサポートする活動、12 月号では障害者差別解消法の施行を紹介
④障害者問題連続講座等を開催し、人権啓発の推進を図ります。	●障害者問題連続講座を開催　3 回（(一財）箕面市障害者事業団への委託事業） ●市民講座「地域で生きる」を開催　1 回（障害者福祉センターささゆり園指定管理事業）	●障害者問題連続講座を開催　3 回（(一財）箕面市障害者事業団への委託事業） ●市民講座「地域で生きる」を開催　1 回（障害者福祉センターささゆり園指定管理事業）
⑤人権教育推進会議の開催と、情報誌「はじけるこころ」の発行により、啓発を継続します。	●人権教育推進会議を開催　3 回 ●情報誌「はじけるこころ」を発行　2 回	●人権教育推進会議を開催　3 回 ●情報紙「はじけるこころ」を発行　2 回
達成状況		
○	市民への学習機会の提供や、市民の主体的学習の支援を行った。	
（２）権利擁護の推進		
１．「保健福祉苦情解決システム」の運用によるサービス利用者の権利擁護の推進		
「保健福祉苦情解決システム」の運営により、保健福祉サービス利用者等の相談・苦情に、迅速かつ適切に対応します。 あわせて、サービス提供時に発生した事故等に対して指導・助言を行い、サービス利用者の権利擁護に努めます。	●苦情解決システムを運営 ・保健福祉苦情調整専門員　2 人 ・相談・苦情件数　8 件 （内、障害者関係　4 件） ・虐待把握件数　11 件 （内、障害者関係　11 件） ・事故報告件数　135 件 （内、障害者関係　10 件）	●苦情解決システムを運営 ・保健福祉苦情調整専門員　2 人 ・相談・苦情件数　6 件 （内、障害者関係　2 件） ・虐待把握件数　21 件 （内、障害者関係　5 件） ・事故報告件数　137 件 （内、障害者関係　4 件）
達成状況		
○	保健福祉苦情調整委員会を開催し、保健福祉サービス利用に係る相談・苦情及び事故等について検証を行った。 保健福祉苦情調整専門員の助言を受け、保健福祉サービスの質の向上を進めた。	

行動目標	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）
２．虐待防止の取組み		
障害者虐待の防止のための普及啓発や、地域の多様な支援者によるネットワークの構築を図りながら、虐待の防止及び早期発見に向けた取組みを進めます。 また、虐待対応において、関係機関との連携・協力を推進します。	●基幹相談支援センター（箕面市社会福祉協議会在宅ケアセンター）へ障害者虐待防止センターを委託 ●障害者虐待に関する通報、届出の受付 ・通報件数　12 件 ●通報案件について、事実確認・訪問・対応方針検討会議などを実施し、検証 ●障害者及び養護者等に対する指導・助言・支援強化等を実施 ●障害者虐待の防止に関する広報及び啓発（虐待防止に関するパンフレットを作成し、関係機関へ配布・説明）を実施 ●箕面市自立支援協議会権利擁護部会で障害者虐待、成年後見制度等について協議	●基幹相談支援センター（箕面市社会福祉協議会在宅ケアセンター）へ障害者虐待防止センターを委託 ●障害者虐待に関する通報、届出の受付 ・通報件数　11 件 ●通報案件について、事実確認・訪問・対応方針検討会議などを実施し、検証 ●障害者及び養護者等に対する指導・助言・支援強化等を実施 ●障害者虐待の防止に関する広報及び啓発（虐待防止に関するパンフレットを作成し、関係機関へ配布・説明）を実施 ●箕面市自立支援協議会権利擁護部会で障害者虐待、成年後見制度等について協議し、研修を実施
達成状況		
○	障害者虐待防止法について、市民や関係機関への周知を進めた。 虐待対応における関係機関との連携・協力を推進した。	
３．成年後見制度等の推進		
①成年後見制度について、箕面市自立支援協議会等を活用し、課題共有・ネットワークづくり・制度の周知を進めます。	●箕面市自立支援協議会権利擁護部会において、成年後見制度等について関係機関を対象とした研修会を開催	●箕面市自立支援協議会権利擁護部会において、成年後見制度等について関係機関を対象とした研修会を開催

行動目標	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）
②障害者総合支援法に規定された「成年後見制度法人後見支援事業」をふまえ、法人後見体制や市民後見人等、後見人の担い手の確保のあり方について、検討を行います。	●箕面市自立支援協議会権利擁護部会で法人後見体制や市民後見人等、後見人の担い手の確保のあり方について検討	●箕面市自立支援協議会権利擁護部会で法人後見体制や市民後見人等、後見人の担い手の確保のあり方について検討
③生活保護受給者等を対象とした成年後見費用助成を継続するとともに、必要に応じて市長申立てを行い、権利擁護を進めます。 あわせて、これらの制度の周知を進め、利用を促進します。	●成年後見制度推進事業を実施 ・市長申立て件数　1 件 ●成年後見制度報酬等助成事業を実施 ・報酬助成件数　2 件	●成年後見制度推進事業を実施 ・市長申立て件数　なし ●成年後見制度報酬等助成事業を実施 ・報酬助成件数　3 件
④社会福祉協議会による「日常生活自立支援事業（まかせてねット）」と連携し、その利用を支援します。	●日常生活自立支援事業（箕面市社会福祉協議会が運営）を助成 日常生活自立支援事業 ・相談・援助 4,118 件 ・支援員実働（利用料反映分）6,229 件 ・契約件数　49 件（高齢 14 人、精神障害 17 人、知的障害 18 人） ・補助金額　1,251,400 円	●日常生活自立支援事業（箕面市社会福祉協議会が運営）を助成 日常生活自立支援事業 ・相談・援助 4,520 件 ・支援員実働（利用料反映分）7,000 件 ・契約件数　50 件（高齢 15 人、精神障害 19 人、知的障害 16 人） ・補助金額　1,281,000 円
達成状況		
○	成年後見制度の利用について、関係機関と連携し、周知を図った。 後見のあり方について、法人後見等の研修を行った。	

（６）　スポーツ・文化活動等の社会参加の機会の充実

※達成状況　○：実施中　△：検討が必要

行動目標	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）
（１）スポーツ・文化活動等の社会参加の機会の充実		
１．市立スポーツ・文化施設のバリアフリー化の推進		
①スポーツ施設・文化施設について、さらなるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進します。	●中央生涯学習センター1 階図書館側多目的トイレを改修（オストメイト、介護ベッドの設備を付加。） ●障害者用バリアフリートイレを設置 ・第一総合運動場スカイアリーナ ・第一総合運動場武道館・野球場 ・第二総合運動場体育館	●男子トイレの小便器に自動洗浄装置を取り付け ・中央生涯学習センター ・東生涯学習センター ●和式トイレの洋式化 ・第一総合運動場武道館 ・第二総合運動場体育館 ・第二総合運動場テニスコート管理棟
②西南公民館について、障害者も利用しやすい施設にするため、再整備を推進します。	●障害者をはじめ、多世代が利用しやすいようバリアフリー化をめざし、調整	●障害者をはじめ、多世代が利用しやすいようバリアフリー化をめざし、調整
達成状況		
○	スポーツ・文化施設のバリアフリー化を推進した。	
２．民間事業者に対する施設のバリアフリー化・人的支援のための働きかけ		
新築・増築・用途変更時に、バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー化整備を働きかけます。	●確認申請において審査を実施	●確認申請において審査を実施
達成状況		
○	大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、確認申請時に審査を実施した。	

行動目標	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）
３．障害者がスポーツに参加する機会の確保		
①バリアフリー子ども水泳教室などの開催を通じて、障害者がスポーツに参加する機会を確保します。	●バリアフリー子ども水泳教室を実施 ・開催回数　延べ 10 回 ・参加者数　138 人	●バリアフリー子ども水泳教室を実施 ・開催回数　延べ 10 回 ・参加者数　164 人
②地域でのスポーツ振興の一環として、障害の有無にかかわらず、多くの人が気軽に楽しむことができるバリアフリースポーツを推進します。	●バリアフリー親子体操教室を実施 ・開催回数　延べ 15 回 ・参加者数　205 人	●バリアフリー親子体操教室を実施 ・開催回数　延べ 13 回 ・参加者数　127 人
達成状況		
○	スポーツ教室の開催により、障害者のスポーツ参加の機会を提供した。	
４．障害者が芸術・文化活動や各種講座・交流会等に参加する機会の確保		
①障害者が講座等に気軽に参加できるよう、手話通訳・要約筆記・資料の点訳等による情報保障を進めます。	●公共施設の使用料を減免 ●手話通訳・要約筆記者を紹介 ・手話通訳派遣　44 件 ・要約筆記派遣　46 件	●公共施設の使用料を減免 ●手話通訳・要約筆記者を紹介 ・手話通訳派遣　45 件 ・要約筆記派遣　52 件
②障害者福祉センターささゆり園において、障害者の社会参加のための各種教室を開催します。	●障害者対象の茶道・華道教室を開催（障害者福祉センターささゆり園指定管理事業）	●障害者対象の茶道・華道教室を開催（障害者福祉センターささゆり園指定管理事業）
達成状況		
○	各種教室の開催等により、芸術・文化活動、講座等への参加機会の確保を進めた。 市行事等における情報保障を進めた。	

第３章　障害福祉サービス等の内容と見込量

１　障害福祉サービス等の体系

第５期計画における障害福祉サービス等の体系は【図１】のとおりです。サービスには、障害者総合支援法に基づくものと、児童福祉法に基づくものがあります。

【図１：障害福祉サービス等の体系】

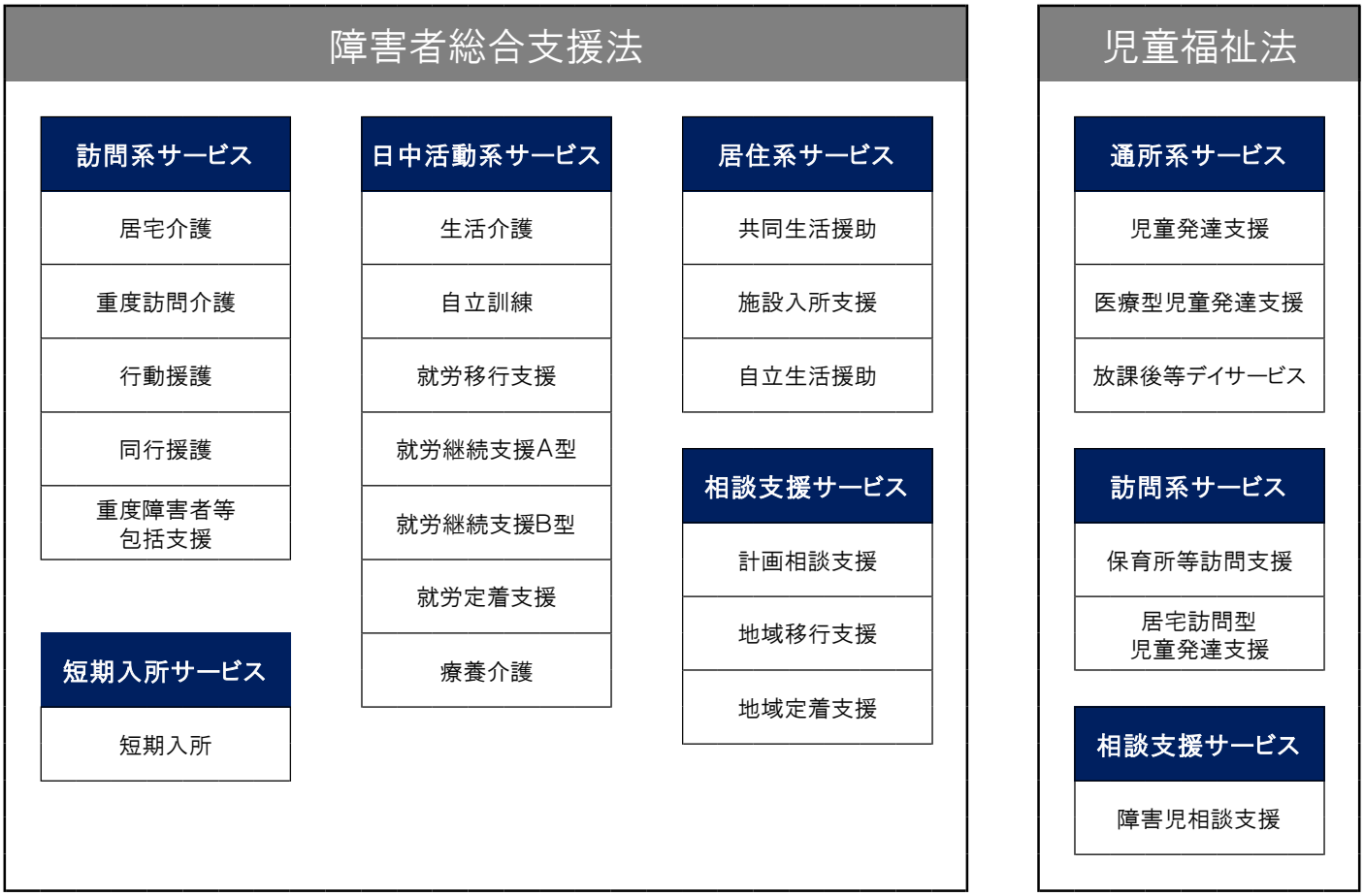

また、障害者総合支援法に基づく、自立支援給付と地域生活支援事業の全体像は、【図２】のとおりです。

自立支援給付は、障害種別にかかわらず、障害者の自立支援を目的に全国共通に提供されるサービスです。介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付、計画相談支援給付、自立支援医療及び補装具費の支給から成ります。

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が、障害者の自立した地域生活を支援するために実施する事業です。必須事業と任意事業があり、地域の特性に応じて、柔軟に実施できるものです。

【図２：自立支援給付と地域生活支援事業の全体像】

自立支援給付

介護給付
居宅介護
重度訪問介護
行動援護
同行援護
療養介護
生活介護
短期入所
重度障害者等包括支援
施設入所支援

地域相談支援給付
地域移行支援
地域定着支援

補装具費の支給

訓練等給付
自立訓練
就労移行支援
就労継続支援A型
就労継続支援B型
就労定着支援
自立生活援助
共同生活援助

計画相談支援給付
計画相談支援

自立支援医療
更生医療
育成医療
精神通院

地域生活支援事業

市町村地域生活支援事業　必須事業	
理解促進研修･啓発事業	意思疎通支援事業
自発的活動支援事業	日常生活用具給付等事業
相談支援事業	手話奉仕員養成研修事業
成年後見制度利用支援事業	移動支援事業
成年後見制度法人後見支援事業	地域活動支援センター機能強化事業

※その他、任意事業あり

都道府県地域生活支援事業　必須事業
専門性の高い相談支援事業
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業
広域的な支援事業

※その他、任意事業あり

２　成果目標と活動指標の関係

第５期計画では、平成３２年度（2020 年度）を目標年度として、国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方に基づく５つの成果目標を設定しています。あわせて、計画期間（平成３０年度（2018 年度）～平成３２年度（2020 年度））の各年度の障害福祉サービス・障害児支援等の各分野における取組みの状況を分析するため、活動指標を設定し、その見込値の達成のための方策等を明らかにすることにより、計画の目標を実現していきます。

【図３：国の基本指針の理念及び成果目標と活動指標の関係】

基本指針の理念

自立と共生の社会を実現・障害者が地域で暮らせる社会

成果目標	活動指標
施設入所者の地域生活への移行 ○地域生活移行者の増加 ○施設入所者の削減	○居宅介護等の訪問系サービスの利用者数、利用時間数 ○生活介護の利用者数、利用日数 ○自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数 ○就労移行支援の利用者数、利用日数 ○就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）の利用者数、利用日数 ○短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数 ○自立生活援助の利用者数 ○共同生活援助の利用者数 ○地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数 ○施設入所支援の利用者数
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ○障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置 ○市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	○居宅介護等の訪問系サービスの利用者数、利用時間数 ○生活介護の利用者数、利用日数 ○自立訓練（生活訓練）の利用者数、利用日数 ○就労移行支援の利用者数、利用日数 ○就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）の利用者数、利用日数 ○短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数 ○自立生活援助の利用者数 ○共同生活援助の利用者数 ○地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数
障害者の地域生活の支援 ○地域生活支援拠点の整備	
福祉施設から一般就労への移行等 ○福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加 ○就労移行支援事業の利用者の増加 ○就労移行支援事業所の就労移行率の増加 ○一定の就労定着率の達成 ○工賃の向上	○就労移行支援の利用者数、利用日数 ○福祉施設（就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、自立訓練、生活介護）利用者から一般就労への移行者数 ○就労定着支援の利用者数
障害児支援の提供体制の整備等 ○児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 ○主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 ○医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置	○児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数 ○保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○居宅訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○障害児相談支援の利用児童数 ○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

３　成果目標

国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方に基づき、障害者の自立支援のための地域生活移行や就労支援等への対応、また、障害児とその家族に対する障害児通所支援等の身近な地域における提供体制の整備等を進めるため、計画期間における以下の成果目標を設定します。

（１）施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害者の地域生活への移行を進める観点から、自立訓練事業等を利用し、グループホーム・一般住宅等に移行する人数の目標値を設定します。

あわせて、新規入所希望者についても、ケースワークを通じ地域生活の検討を進めること等により、施設入所者数の減少を図ります。

【福祉施設の入所者の地域生活への移行・施設入所者の削減数】

平成２８年度（2016 年度）末時点の施設入所者数は６０人です。その６０人のうち、９％以上（６人）が、平成３２年度（2020 年度）末までに地域生活へ移行することを目標値として設定します。

また、平成３２年度（2020 年度）末時点の入所者数が、平成２８年度（2016 年度）末時点と比較して概ね２％（１人）減少し、５９人になることを目標値として設定します。

これは、地域移行者見込数（６人）だけではなく、新規入所者見込数（５人）もふまえると、その差し引き数（１人）が、実質の削減数となるためです。

【表 35：施設入所者の地域生活移行・施設入所者の削減数の目標値】

項目		数値	考え方
①入所者数	（基準値）	６０人	平成２８年度末時点
②削減数	（目標値）	１人	平成３２年度末時点（③－④）
③地域移行者数	（目標値）	６人	平成３０年度～３２年度の見込数
④新規入所者数	（見込値）	５人	平成３０年度～３２年度の見込数
⑤入所者数	（目標値）	５９人	平成３２年度末時点（①－②）

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書（平成２９年（2017 年）２月８日）」において、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築をめざすことを理念として明確にすべきである旨が記載されています。

国の基本指針では、新たな目標として「圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」「市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」が設定され、地域包括ケアシステムの連携支援体制の確保を図ることとされています。

本市では、既存の箕面市自立支援協議会の活用を含め、平成３２年度（2020 年度）末までに、「市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場」を設置することを目標とします。

（３）障害者の地域生活の支援

国の基本指針では、「地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談」「一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」「ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保」「人材の確保・養成・連携等による専門性の確保」「サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり」の５つの機能が求められる「地域生活支援拠点」について、平成３２年度（2020 年度）末までに、市町村又は各圏域ごとに、少なくとも一つ整備することとされています。

本市では、箕面市自立支援協議会等を活用し、既存の社会基盤の連携・活用により地域生活支援機能を強化する「面的な整備」を進めるとともに、２４時間の支援体制や医療的ケアが必要なかたへの支援など、さらに強化が必要な機能とそのあり方についても検討を進め、平成３２年度（2020 年度）末までに整備することを目標とします。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

障害者の就労を支援する観点から、就労移行支援事業の利用者数や、就労継続支援・自立訓練・生活介護等を含む福祉施設から一般就労に移行する人数等の目標値を設定します。

【福祉施設利用者の一般就労への移行者数】

大阪府全体の目標値である 1,700 人（平成２８年度実績の１．３倍）を、市町村ごとに按分した数値を、目標値として設定します。

【表 36：福祉施設から一般就労への移行目標値】

項目	数値	考え方
福祉施設から一般就労への移行人数（基準値）	１４人	平成２８年度実績
福祉施設から一般就労への移行人数（目標値）	２０人	平成３２年度見込数

【就労移行支援事業の利用者の増加】

平成２８年度（2016 年度）実績の１．２倍を、目標値として設定します。

【表 37：就労移行支援事業の利用者数目標値】

項目	数値	考え方
就労移行支援事業利用者数（基準値）	４０人	平成２８年度実績
就労移行支援事業利用者数（目標値）	４８人	平成３２年度見込数

【就労移行支援事業所の就労移行率】

市内の就労移行支援事業所において、一般就労への移行率が３割以上の事業所が、全体の５割以上となることを、目標として設定します。

【表 38：就労移行率の増加】

項目	数値
就労移行支援事業所における就労移行率（目標値）	３割以上
上記を満たす事業所の割合　（目標値）	５割以上

【就労定着支援事業による１年後の職場定着率】

就職後の職場定着への支援を強化していくため、平成３０年度（2018 年度）から「就労定着支援」という障害福祉サービスが新設されます。

本市では、市内の就労定着支援事業所において、就労定着支援事業による支援を開始した時点から１年後の職場定着率を８割以上とすることを、目標として設定します。

【表 39：就労定着支援事業による１年後の職場定着率】

項目	数値
就労定着支援事業による１年後の職場定着率（目標値）	８割以上

【就労継続支援Ｂ型事業所における工賃の平均額】

大阪府は全国と比べて工賃実績が極めて低く、市町村によって水準に差が見られる状況にあります。また、国の基本指針においては、工賃の平均額についての目標水準の設定が望ましいとされています。

このため、市内の就労継続支援Ｂ型事業所に対して平成３２年度（2020 年度）の目標工賃額のアンケートを実施し、その平均値を平均工賃月額の目標として設定します。

【表 40：就労継続支援Ｂ型事業所の工賃の目標値】

項目	数値	考え方
平均工賃月額（基準値）	１４，２７２円	平成２８年度実績
平均工賃月額（目標値）	１６，２２２円	平成３２年度見込額

（５）障害児支援の提供体制の整備等

【児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実】

①児童発達支援センターの設置

国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方では、平成３２年度（2020 年度）末までに、児童発達支援センターを少なくとも各市町村に１か所以上設置することを基本としています。

現在、本市には児童発達支援センターはありませんが、福祉型児童発達支援センターと同等の機能を備えている児童発達支援事業所あいあい園を、市立病院リハビリテーションセンター内で運営しています。今後、現在の体制を維持しながら、本市が予定している市立病院の建て替えの状況もふまえ、児童発達支援センターの設置を含め支援を必要とする子どもたちにとってよりよい体制の検討を進めます。

②保育所等訪問支援の充実

国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方では、各市町村に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成３２年度（2020 年度）末までにすべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することが基本とされています。

本市では、既に保育所等訪問支援を実施する民間の障害児通所支援事業所が１か所あります。また、市が運営する児童発達支援事業所あいあい園では保育

所等訪問支援を行っていませんが、機能訓練を担当する総合保健福祉センター分室の療法士（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）や臨床心理士が、従前から保育所等を巡回し支援を要する子どもたちへの集団生活適応のための支援や保育士や教諭など訪問先のスタッフへの支援を行っています。今後も現在の体制を継続しながら、支援を必要とする子どもたちにとってよりよい体制の検討を進めます。

【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保】

国の基本指針では、平成３２年度（2020 年度）末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１か所以上確保することを基本としています。

大阪府は、府内の重症心身障害児数を障害児通所支援事業所の平均的な登録児数で除した数を参考に、大阪府の平成３２年度（2020 年度）末までの目標を設定し、各市町村に按分しました。本市では、児童発達支援事業所１か所、放課後等デイサービス事業所２か所の整備が求められています。

現在、市内には、既に両事業を実施する民間の障害児通所支援事業所が１か所あります。しかし、放課後等デイサービス事業所数の目標値が２か所であることから、さらにもう１か所の整備を進めるため、事業者へ開設の呼びかけ等を行います。

【表 41：主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所の数の目標値】

項目	数値	考え方
児童発達支援事業所数（目標値）	１箇所	平成３２年度見込数
放課後等デイサービス事業所数（目標値）	２箇所	平成３２年度見込数

【医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置】

国の基本指針では、平成３０年度（2018 年度）末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることが基本とされています。

また、大阪府の基本的な考え方では、平成３０年度（2018 年度）末までに、これまで大阪府と市町村で構築してきた「重症心身障がい児者地域ケアシステム」を活用すること等により、対象を「医療的ケア児」に拡充した協議の場を各市町村ごとに設置するとしています。

現在、本市には、医療的ケア児を含む障害児に関連する協議の場が複数あり、関係機関の連携を図っています。平成３０年度（2018 年度）末までに、これら既存の協議の場の活用も含めて設置についての検討を進めます。

４　活動指標

（１）　障害福祉サービス

①　サービス見込量

●訪問系サービス

【表 42：訪問系サービス　月あたり必要見込量】

種別	サービス名	平成 30 年度（2018 年度）		平成 31 年度（2019 年度）		平成 32 年度（2020 年度）	
		利用者数（人/月）	利用時間数（時間/月）	利用者数（人/月）	利用時間数（時間/月）	利用者数（人/月）	利用時間数（時間/月）
身体	居宅介護	84	2,463	88	2,581	92	2,698
	重度訪問介護	12	4,353	13	4,691	14	5,056
	同行援護	27	774	28	803	29	831
	重度障害者等包括支援	1	75	1	75	1	75
知的	居宅介護	67	1,195	74	1,320	82	1,462
	重度訪問介護	3	1,642	4	1,927	4	2,087
	行動援護	2	34	2	34	2	34
精神	居宅介護	47	313	49	326	51	339
	重度訪問介護	1	340	1	340	1	340
	行動援護	1	17	1	17	1	17
障害児	居宅介護	20	773	21	812	22	851
	行動援護	1	17	1	17	1	17
	同行援護	1	29	1	29	1	29
合計	居宅介護	218	4,744	232	5,039	247	5,350
	重度訪問介護	16	6,335	18	6,958	19	7,483
	行動援護	4	68	4	68	4	68
	同行援護	28	803	29	832	30	860
	重度障害者等包括支援	1	75	1	75	1	75
	合計	267	12,025	284	12,972	301	13,836

＜サービス見込量の算出方法＞
月あたりの延べ利用時間数＝[実利用者数の見込み]×[１人あたりの利用時間数]

○利用者数と１人あたりの利用時間数の見込みは、平成２７年度（2015 年度）から平成２９年度（2017 年度）の実績等をもとに、利用者数の伸びを算出した上で、現在のサービス利用者のニーズ、入所施設や精神科病院からの地域移行者、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。
○重度障害者等包括支援については、利用実績がないため推計値を利用しています。

●短期入所サービス

【表 43：短期入所サービス　月あたり必要見込量】

種別	サービス名	平成 30 年度（2018 年度）		平成 31 年度（2019 年度）		平成 32 年度（2020 年度）	
		利用者数（人/月）	利用日数（人日/月）	利用者数（人/月）	利用日数（人日/月）	利用者数（人/月）	利用日数（人日/月）
身　体	短期入所	1	6	1	6	1	6
知　的		100	542	111	601	124	672
精　神		5	64	7	89	9	115
障害児		13	50	15	57	18	69
合計		119	662	134	753	152	862

＜サービス見込量の算出方法＞
月あたりの延べ利用人日数＝[実利用者数の見込み]×[１人あたりの利用日数]

○利用者数と１人あたりの利用日数の見込みは、平成２７年度（2015 年度）から平成２９年度（2017 年度）の実績等をもとに、利用者数の伸びを算出した上で、現在のサービス利用者のニーズ、入所施設や精神科病院からの地域移行者、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。

●日中活動系サービス

【表 44：日中活動系サービス（就労定着支援・療養介護以外）月あたり必要見込量】

種別	サービス名	平成 30 年度（2018 年度）		平成 31 年度（2019 年度）		平成 32 年度（2020 年度）	
		利用者数（人/月）	利用日数（人日/月）	利用者数（人/月）	利用日数（人日/月）	利用者数（人/月）	利用日数（人日/月）
身体	生活介護	44	749	46	783	49	834
	自立訓練	1	11	1	11	1	11
	就労移行支援	4	82	5	90	5	99
	就労継続支援Ａ型	4	82	4	82	4	82
	就労継続支援Ｂ型	22	303	23	316	24	330
知的	生活介護	218	4, 294	223	4, 392	234	4, 609
	自立訓練	8	152	9	171	10	190
	就労移行支援	17	285	18	313	20	342
	就労継続支援Ａ型	9	201	11	246	14	313
	就労継続支援Ｂ型	118	2, 202	128	2, 389	138	2, 575
精神	生活介護	17	208	17	208	17	208
	自立訓練	2	46	2	46	2	46
	就労移行支援	19	288	21	318	23	346
	就労継続支援Ａ型	22	432	23	452	25	491
	就労継続支援Ｂ型	52	647	57	709	62	771
合計	生活介護	279	5, 251	286	5, 383	300	5, 651
	自立訓練	11	209	12	228	13	247
	就労移行支援	40	655	44	721	48	787
	就労継続支援Ａ型	35	715	38	780	43	886
	就労継続支援Ｂ型	192	3, 152	208	3, 414	224	3, 676

＜サービス見込量の算出方法＞
月あたりの延べ利用人日数＝[実利用者数の見込み]×[１人あたりの利用日数]

○利用者数と１人あたりの利用日数の見込みは、平成２７年度（2015 年度）から平成２９年度（2017 年度）の実績等をもとに、利用者数の伸びを算出した上で、現在のサービス利用者のニーズ、入所施設や精神科病院からの地域移行者、支援学校からの新規卒業者、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。

【表 45：日中活動系サービス（就労定着支援）　月あたり必要見込量】

種別	サービス名	平成 30 年度（2018 年度）	平成 31 年度（2019 年度）	平成 32 年度（2020 年度）
身　体	就労定着支援	2 人	3 人	4 人
知　的		6 人	12 人	18 人
精　神		7 人	14 人	21 人
合計		15 人	29 人	43 人

＜サービス見込量の算出方法＞
月あたりの実利用者数＝[利用者数の見込み]

○利用者数の見込みは、福祉施設から一般就労へ移行する人を対象とし、翌年度以降の定着率を８割として算出しています。

【表 46：日中活動系サービス（療養介護）　月あたり必要見込量】

サービス名	平成 30 年度（2018 年度）	平成 31 年度（2019 年度）	平成 32 年度（2020 年度）
療養介護	7 人	7 人	7 人

＜サービス見込量の算出方法＞
月あたりの実利用者数＝[利用者数の見込み]

○利用者数の見込みは、平成２７年度（2015 年度）から平成２９年度（2017 年度）の平均利用者数等をもとに、利用者数の伸びを算出した上で、現在のサービス利用者のニーズ、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。

●居住系サービス

【表 47：居住系サービス 月あたり必要見込量】

種別	サービス名	平成 30 年度（2018 年度）	平成 31 年度（2019 年度）	平成 32 年度（2020 年度）
身体	共同生活援助	1 人	1 人	1 人
	施設入所支援	13 人	13 人	12 人
	自立生活援助	1 人	1 人	1 人
知的	共同生活援助	97 人	102 人	110 人
	施設入所支援	47 人	47 人	47 人
	自立生活援助	1 人	1 人	1 人
精神	共同生活援助	22 人	23 人	24 人
	施設入所支援	0 人	0 人	0 人
	自立生活援助	1 人	1 人	1 人
合計	共同生活援助	120 人	126 人	135 人
	施設入所支援	60 人	60 人	59 人
	自立生活援助	3 人	3 人	3 人

＜サービス見込量の算出方法＞
月あたりの実利用者数＝[利用者数の見込み]

○共同生活援助については、平成２７年度（2015 年度）から平成２９年度（2017 年度）の平均利用者数等をもとに、利用者数の伸びを算出した上で、現在のサービス利用者のニーズ、入所施設や精神科病院からの地域移行者、支援学校からの新規卒業者、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。

○施設入所支援については、平成２８年度（2016 年度）末時点の施設入所数をもとに、地域移行者数を除いた上で、グループホームや在宅での対応が困難で真に利用が必要と判断される数を想定しています。

○自立生活援助については、大阪府が実施した施設入所者の意向調査結果から、地域移行が見込まれる人を対象として算出しています。

●相談支援サービス

【表 48：相談支援サービス　月あたり必要見込量】

種別	サービス名	平成 30 年度（2018 年度）	平成 31 年度（2019 年度）	平成 32 年度（2020 年度）
身体	計画相談支援	38 人	40 人	43 人
	地域移行支援	1 人	1 人	1 人
	地域定着支援	0 人	0 人	0 人
知的	計画相談支援	149 人	158 人	167 人
	地域移行支援	1 人	1 人	1 人
	地域定着支援	1 人	1 人	1 人
精神	計画相談支援	76 人	81 人	86 人
	地域移行支援	2 人	2 人	2 人
	地域定着支援	2 人	2 人	2 人
障害児	計画相談支援	4 人	4 人	4 人
合計	計画相談支援	267 人	283 人	300 人
	地域移行支援	4 人	4 人	4 人
	地域定着支援	3 人	3 人	3 人

※障害児通所支援を利用しているかたは、計画相談支援の対象ではなく障害児相談支援（Ｐ８３）の対象となります。

＜サービス見込量の算出方法＞

月あたりの延べ利用者数＝[利用者数の見込み]

○計画相談支援については、平成３０年度（2018 年度）に障害福祉サービス等を利用するすべての人を対象としてサービス量を見込み、平成３１年度（2019 年度）以降は障害福祉サービス利用者増加見込量を加味しています。

○地域移行支援と地域定着支援については、入所施設（知的・身体）や精神科病院からの地域移行者の数を加味しています。

○地域移行支援については、地域移行者数にサービス標準利用期間（６ヶ月）をかけて年間のサービス量を算出した上で、ひと月あたりの利用者数を算出しています。

②　サービス見込量確保のための方策

【基本方針】

すべての障害者が、家族の介護や支援の有無にかかわらず、地域の中で安定した自立生活を送るためには、地域生活を支える福祉サービス基盤の整備・充実が大変重要です。

また、障害福祉サービスの対象となっている難病患者等については、徐々に対象疾患が拡大されており、さらなる基盤整備が必要です。

サービスの担い手となる事業所や人材の充実に向けて、箕面市自立支援協議会等を中心とした、課題の共有・検討・情報発信を行うとともに、重度者支援に向けた制度整備の働きかけを、国等に対して行います。

●訪問系サービス

障害者一人ひとりの障害特性やニーズ、同性介護への配慮等に対応したサービスを提供する、多様な事業者の参入を働きかけます。

市内で事業展開している事業者によるサービス提供の状況や、利用者のニーズをふまえ、必要とされる障害福祉サービス事業への参入を促します。

特に重度訪問介護については、地域で単身生活を送る重度障害者のニーズに対し、提供基盤の整備が必要です。重度障害者対応に関する専門知識・支援技術を持つ従事者の養成や確保など、事業参入を促すために必要な情報の提供や支援を行います。

●短期入所サービス

緊急を含む多様な短期入所のニーズへの対応が可能となるよう、短期入所施設に対し、さらなる充実を働きかけます。

特に、医療的ケアの必要な利用者への対応が大きな課題となっていることから、広域的な情報の提供を行うとともに、不足する提供基盤の充実に向けて、引き続き関係施設等への働きかけを行います。

●日中活動系サービス

生活介護については、平成３１年（2019 年）中に生活介護事業所１か所の整備を進めます。また、「市立障害者自立支援センター（あかつき園・ワークセンターささゆり）」のあかつき園について、平成３２年度（2020 年度）中の建て替えをめざしています。この他、重度・重複障害者の就労・日中活動の場の確保と充実に向けて、新たな事業者の参入等による地域資源の充実を図ります。

就労移行支援事業等については、箕面市自立支援協議会就労系通所事業所情報交換会において、就労に関する地域課題の共有と連携を進め、ニーズをふまえた基盤の整備・充実を促します。

具体的には、就労支援機関や企業等との連携、また障害者優先調達推進方針の活用等により、就労支援策の強化に向けて取り組む他、就労継続支援事業の利用者等の一般就労に向け、就労移行支援事業の利用を促します。

さらに、発達障害・高次脳機能障害・難病など、従来の支援ノウハウ等に加えて、障害特性に対応した支援を提供する事業者の拡充に努めます。

●居住系サービス

地域移行や自立生活を希望する利用者のニーズ、また「親亡き後」など将来的に大きく膨らむと予想されるニーズに対応するため、グループホームの整備・充実に努めます。

また、整備・充実にあたっては、平成３０年度（2018 年度）中をめどに相談支援事業所等を通じてニーズ調査を行い、より具体的な利用者ニーズを把握した上で基盤整備に努めるとともに、グループホームの利用希望者と社会資源のマッチングを行えるよう、関係機関との協議を進めます。

なお、重度障害者が住まうグループホームのニーズが一定ある一方で、スプリンクラーの設置が義務づけられるなど、整備が進まない状況があることから、今後のニーズ調査をふまえ、整備の支援のあり方を検証します。

●相談支援サービス

平成２７年度（2015 年度）から必要となった「サービス等利用計画」においては、障害者と家族が、各種サービスを有効に、また事業者との対等な関係に基づいて利用できるよう、当事者の自己選択・自己決定に基づくケアマネジメントが重要です。

「サービス等利用計画」を作成する特定相談支援事業所及び地域移行支援・地域定着支援を行う一般相談支援事業所について、障害特性・個別性に配慮し、必要な支援を総合的に検討できる事業者の確保を進め、あわせて担い手となる人材（相談支援専門員等）の確保を支援します。

本市では、「サービス等利用計画」を作成する市内の特定相談支援事業所は、平成２６年（2014 年）１２月時点で７か所でしたが、平成２９年（2017 年）９月時点で１０か所に増えており、今後もさらなる確保を進めます。

（２）障害児支援

障害児支援については、今回から法定計画となりました。本計画では、国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方に基づき見込量を算出しています。

①　サービス見込量

●通所系サービス（障害児通所支援）

【表 49：通所系サービス　月あたり必要見込量】

サービス名	平成 30 年度（2018 年度）		平成 31 年度（2019 年度）		平成 32 年度（2020 年度）	
	利用者数（人/月）	利用日数（人日/月）	利用者数（人/月）	利用日数（人日/月）	利用者数（人/月）	利用日数（人日/月）
児童発達支援	185	1,332	190	1,558	196	1,823
医療型児童発達支援	6	48	7	56	8	64
放課後等デイサービス	340	4,692	378	6,010	413	7,558

＜サービス見込量の算出方法＞
月あたりの延べ利用人日数＝[実利用者数の見込み]×[１人あたりの利用日数]

○利用者数と１人あたりの利用日数の見込みは、平成２７年度（2015 年度）から平成２９年度（2017 年度）の実績をもとに、平成３０年度（2018 年度）から平成３２年度（2020 年度）までの伸びを計算した上で算出しています。

●訪問系サービス（障害児通所支援）

【表 50：訪問系サービス　月あたり必要見込量】

サービス名	平成 30 年度（2018 年度）	平成 31 年度（2019 年度）	平成 32 年度（2020 年度）
保育所等訪問支援	4 回	5 回	6 回
居宅訪問型児童発達支援	4 回	4 回	4 回

＜サービス見込量の算出方法＞
月あたりの延べ利用回数＝[利用回数の見込み]

○保育所等訪問支援については、平成２７年度（2015 年度）から平成２９年度（2017 年度）の実績をもとに、平成３０年度（2018 年度）から平成３２年度（2020 年度）

まで微増すると見込み、算出しています。
また、市子どもすこやか室総合保健福祉センター分室の療法士、臨床心理士が保育所等への訪問を行っていること、平成２９年度（2017 年度）現在で保育所等訪問支援を実施する事業所は市内に１か所であることもふまえ見込みました。

○居宅訪問型児童発達支援については、平成２７年度（2015 年度）から平成２９年度（2017 年度）まで、同サービスの対象となりうる児童がいなかった状況をふまえ、対象者を１人と見込み、平成３０年度（2018 年度）から平成３２年度（2020 年度）の１人あたりの利用回数を月４回と見込みました。

●相談支援サービス（障害児相談支援）

【表 51：相談支援サービス　月あたり必要見込量】

サービス名	平成 30 年度（2018 年度）	平成 31 年度（2019 年度）	平成 32 年度（2020 年度）
障害児相談支援	59 人	68 人	79 人

※障害児相談支援は、障害児通所支援を利用しているかたを対象としています。

＜サービス見込量の算出方法＞
月あたりの延べ利用者数＝[利用者数の見込み]

○利用者数の見込みは、平成２７年度（2015 年度）から平成２９年度（2017 年度）の実績をもとに、平成３０年度（2018 年度）から平成３２年度（2020 年度）までの伸びを計算した上で算出しています。

②　サービス見込量確保のための方策

【基本方針】

療育プログラムの充実や集団生活の場の確保を図るとともに、障害のある子どもとその家族一人ひとりの状況やニーズに応じた、療育・相談体制の整備を進めます。

●療育・相談体制の整備

市では、平成元年（1989 年）から早期療育システムを構築し、就学前の発達支援が必要な子どもや保護者へ切れ目のない支援を行ってきました。

就学前に利用する児童発達支援については、府池田保健所、市母子保健事業等との連携を密に行い、発達支援が必要な子どもや保護者一人ひとりの状況やニーズに応じ、主に市児童発達支援事業所あいあい園（親子通園）

で多様な療育プログラムを提供しています。また、市内外に多様な民間の児童発達支援事業所が開設されていることから、その他の事業所情報も提供し、子どもや保護者の状況やニーズに合わせた療育を選択いただけるよう支援しています。引き続き、早期療育システムに基づき、関係機関連携のもと児童や保護者への支援を行います。

就学後に利用する放課後等デイサービスについても、子どもや保護者の状況やニーズに合った療育を選択いただけるよう市内外の事業所の情報提供に努めます。また、今後、増加が見込まれる利用ニーズに対し、事業所の新設情報を把握するなどサービス提供量の動向に注視していきます。

●相談支援サービス

本市では、障害児通所支援のサービス紹介の際に、児童や保護者など家族への支援を一体的に受けられるよう、障害児相談支援の利用について周知・勧奨に努めてきました。障害児通所支援の利用者の増加に伴い障害児相談支援の利用者も増加しましたが、平成２７年度（2015 年度）から平成２９年度（2017 年度）にかけて障害児通所支援の利用者のうち障害児相談支援の利用は全体の４割程度で推移しています。今後も障害児相談支援の利用率向上に向けて、周知・勧奨に努めるとともに、児童のサービス等利用計画を作成する特定相談支援事業所の確保に努めます。

●医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの協議の場への参加

平成３０年度（2018 年度）末までに市が既存の協議の場の活用も含め設置の検討を進める「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」の構成員のひとりとして、関連分野の支援を調整するコーディネーターの役割を担う特定相談支援事業者の相談支援専門員等に参加していただく方向で調整を進めます。

③　子ども・子育て支援事業計画（第三次箕面市子どもプラン）との連携

国の基本指針では、障害児支援について、子ども・子育て支援法において「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されていること、また、同法に基づく教育・保育等の利用状況をふまえ障害児通所支援等の専門的支援の確保や共生社会の形成促進の観点から、乳

幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要とされています。

●子ども・子育て支援事業の必要見込量と提供体制

本市の子ども・子育て支援事業計画（第三次箕面市子どもプラン）（以下、「子どもプラン」という。）では、障害児を含むすべての子どもを対象として、保育所や幼稚園などの就学前保育・教育サービス及び学童保育や子育て支援センターなどの地域子ども・子育て支援事業の必要量の見込みと、施設整備等による提供体制の確保について記載しています。

【表 52：子ども・子育て支援事業の年あたり必要見込量】

サービス名	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
保育所、認定こども園	2,747 人	2,863 人
幼稚園	2,846 人	2,935 人
時間外保育事業 （保育所等の延長保育）	623 人	726 人
放課後児童健全育成事業 （学童保育）	1,236 人	1,333 人
子育て短期支援事業 （ショートステイ）	211 人日	214 人日
地域子育て支援拠点事業 （地域子育て支援センター）	7,417 人日	7,544 人日
一時預かり事業 （幼稚園在園児）	69,746 人日	71,691 人日
一時預かり事業 （在宅）	23,312 人日	23,721 人日
病児保育事業	2,677 人日	2,719 人日
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）	2,783 人日	2,825 人日
乳児家庭全戸訪問事業	911 人	918 人
養育支援訪問事業	26 人	26 人
妊婦健康診査	1,020 人	1,029 人
利用者支援事業	1 か所	1 か所

●障害児支援施策と子ども・子育て支援施策との連携

本市では、障害児支援の内容を含む「箕面市障害者市民の長期計画（みのお‘N’プラン)」や「箕面市障害福祉計画」に基づき、障害の有無にかかわらず児童が地域で共に成長できるよう、社会参加やインクルージョンの推進に努めてきました。また、子どもプランでは、子どもが、障害の有無などによって差別されることなく、一人ひとりの人権が尊重され、子どもの幸福を追求する権利が保障されるまちづくりをめざしており、相互に関連のある計画として整合性を保ちつつ策定し、身近な地域で一貫した支援を受けられるよう施策を推進してきました。

障害児支援のさらなる体制整備のため、第１期箕面市障害児福祉計画は、子どもプランとの整合性を保ちつつ、計画に定めた障害児支援施策が子どもプランに定めた子ども・子育て支援施策と緊密に連携できるよう取組みを進めます。

5　地域生活支援事業

（１）　実施内容

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて、市町村及び都道府県が行う事業です。

地域生活支援事業は、必須事業と任意事業に分かれており、箕面市においては、下記の事業を実施または実施に向けた検討をします。

【地域生活支援事業の内容】

必須事業		任意事業	
①	理解促進研修・啓発事業	⑨	入浴サービス
	自発的活動支援事業		日中一時支援
②	相談支援事業	⑩	その他
③	成年後見制度利用支援事業		
	成年後見制度法人後見支援事業		
④	意思疎通支援事業		
⑤	日常生活用具給付等事業		
⑥	手話奉仕員養成研修事業		
⑦	移動支援事業		
⑧	地域活動支援センター 機能強化事業		

（２） 事業ごとの見込量及び考え方

① 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

障害者の自立と社会参加を推進し、障害及び障害者に対する理解を促進するため、理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援事業を実施し、あらゆる機会を活用して、様々な啓発等の取組みを進めます。

② 相談支援事業

障害者の福祉や地域生活に関する相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援や関係機関との連絡調整を行います。

【表 53：相談支援事業　実施見込量（設置箇所数等）】

事業名	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
障害者相談支援事業	4 か所	4 か所	4 か所
基幹相談支援センター	1 か所	1 か所	1 か所
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	2 か所	2 か所	2 か所

相談支援事業については、障害者相談支援事業及び基幹相談支援センター等機能強化事業等を実施するとともに、箕面市自立支援協議会を中心として、関係機関の連携を強め、より重層的な支援体制の整備に努めます。

また、専門的な分野についての相談に対応するために、市域を越えた広域的な対応に向けた連携を進めます。

なお、これまで箕面市社会福祉協議会に委託していた基幹相談支援センターを平成２９年度（2017 年度）から市直営としました。今後は、市直営化によるメリットを最大限に生かし、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、職員が障害者を取り巻く課題の把握に努め、今後の政策形成につなげていくことをめざします。

③　成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

当事者の権利擁護の観点から、成年後見制度を利用することが有効である知的障害者または精神障害者に対し、市長申立や費用負担施策による支援を行います。また、これらの支援策について、利用促進のための周知を進めます。

さらに、成年後見制度の担い手確保のために、法人後見等に関する調査研究を行います。

【表 54：成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業
年あたり見込量（実利用者数等）】

事業名	項目	平成 30 年度（2018 年度）	平成 31 年度（2019 年度）	平成 32 年度（2020 年度）
成年後見制度利用支援事業	市長申立費用助成 その他申立費用助成 成年後見人報酬費用助成	4 人	5 人	6 人
成年後見制度法人後見支援事業		実施	実施	実施

成年後見制度利用支援事業については、成年後見制度市長申立及び費用負担軽減施策の利用促進のため、市ホームページや市広報紙等を通じて周知を行うとともに、箕面市自立支援協議会権利擁護部会等を活用し、関係機関を通じた周知を進めます。

成年後見制度法人後見支援事業については、認知症高齢者や障害者等の成年後見利用支援等を行う市地域包括ケア室や、日常生活自立支援事業を行う箕面市社会福祉協議会との連携を図りながら、法人後見の活動を実施するための組織体制の構築や、権利擁護センターの設置に向けての検討を進めます。

④　意思疎通支援事業

聴覚、言語機能または音声機能の障害のため、意思疎通に支障がある障害者に対し、意思疎通支援を行う手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

入院時における重度障害者と医療従事者との意思疎通を支援するために、支援員を入院先に派遣します。

【表 55：意思疎通支援事業　年あたり見込量】

事業名		平成 30 年度（2018 年度）	平成 31 年度（2019 年度）	平成 32 年度（2020 年度）
手話通訳者派遣事業	実利用件数	76 件	76 件	76 件
	実利用時間数	152 時間	152 時間	152 時間
要約筆記者派遣事業	実利用件数	38 件	40 件	42 件
	実利用時間数	76 時間	80 時間	84 時間
手話通訳者設置事業	実設置者数	2 人	2 人	2 人
入院時コミュニケーション支援事業	実利用者数	3 人	3 人	3 人

見込量は、近年の実績から算出しています。

引き続き、制度利用に向けた周知を進めるとともに、意思疎通支援に関する理解を促進するための啓発等を図ります。

⑤　日常生活用具給付等事業

重度障害者等の日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。

【表 56：日常生活用具の主な内容と品目】

種目	内容	品目	
介護・訓練支援用具	介護ベッドや褥瘡（床ずれ）予防マットなど、障害のある人の身体介護を支援する用具を給付します。	・介護ベッド ・自動吸尿器 ・褥瘡（床ずれ）予防マット	・入浴介護用具 ・体位変換・保持マット ・移動用リフト
自立生活支援用具	入浴動作補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害のある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具を給付します。	・入浴動作補助用具 ・補高便座・ポータブルトイレ等 ・手すり、スロープ等 ・洗浄機能付便器 ・火災警報器	・自動消火器 ・電磁調理器 ・歩行時間延長信号機用小型送信機 ・聴覚障害者用屋内信号装置 ・頭部保護帽
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障害者用体温計など、障害のある人の在宅療養等を支援する用具を給付します。	・透析液加温器 ・ネブライザー（吸入器） ・電気式たん吸引器 ・人工呼吸器外部バッテリー	・酸素ボンベ運搬車 ・視覚障害者用体温計（音声式） ・視覚障害者用体重計 ・動脈血中酸素飽和度測定器
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭など、障害のある人の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具を給付します。	・携帯会話用補助装置 ・情報・通信支援用具 ・点字ディスプレイ ・点字器 ・点字タイプライター ・視覚障害者用ポータブルレコーダー ・視覚障害者用活字文書読み上げ装置	・視覚障害者用拡大・音声読書器 ・視覚障害者用時計 ・視覚障害者用物品識別装置 ・聴覚障害者用通信装置 ・聴覚障害者用情報受信装置 ・人工喉頭
排泄管理支援用具	ストーマ装具など、障害のある人の排泄管理を支援する用具及び衛生用品を給付します。	・ストーマ装具 ・紙おむつ等	・収尿器
住宅改修費	障害のある人の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うものを給付します。	・居宅生活動作補助用具	

【表 57：日常生活用具給付等事業　年あたり見込量（延べ給付件数）】

種目	平成 30 年度（2018 年度）	平成 31 年度（2019 年度）	平成 32 年度（2020 年度）
介護・訓練支援用具	22 件	22 件	22 件
自立生活支援用具	11 件	11 件	11 件
在宅療養等支援用具	23 件	24 件	25 件
情報・意思疎通支援用具	18 件	18 件	18 件
排泄管理支援用具	2,950 件	3,101 件	3,260 件
住宅改修費（居宅生活動作補助用具）	3 件	4 件	5 件

見込量は、近年の実績から算出しています。

日常生活用具に対するニーズの変化等をふまえ、必要に応じて給付品目等の見直しを行います。

⑥　手話奉仕員養成研修事業

意思疎通支援の担い手として、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話通訳奉仕員を養成します。

【表 58：手話奉仕員養成研修事業　年あたり見込量（修了者数）】

事業名	平成 30 年度（2018 年度）	平成 31 年度（2019 年度）	平成 32 年度（2020 年度）
手話奉仕員養成研修事業	15 人	15 人	15 人

修了者数は、近年の手話奉仕員養成講座（入門・基礎課程）の実施状況をもとに算出しています。

引き続き、手話奉仕員養成講座を開催するとともに、周知を進め、奉仕員の確保を図ります。

⑦　移動支援事業

単独での移動が困難なかたについて、外出支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。また、施設入所者の帰省等への支援や、障害児の学校・学童保育への送迎を行います。

【表 59：移動支援事業　年あたり必要見込量】

対象者		平成 30 年度（2018 年度）	平成 31 年度（2019 年度）	平成 32 年度（2020 年度）
実利用者数	身体障害者	43 人	45 人	47 人
	知的障害者	227 人	244 人	262 人
	精神障害者	20 人	20 人	20 人
	障害児	43 人	49 人	56 人
	合計	333 人	358 人	385 人
延べ利用時間数	身体障害者	5,227 時間	5,470 時間	5,714 時間
	知的障害者	40,931 時間	43,996 時間	47,242 時間
	精神障害者	1,119 時間	1,119 時間	1,119 時間
	障害児	5,548 時間	6,322 時間	7,225 時間
	合計	52,825 時間	56,907 時間	61,300 時間

見込量は、近年の実績から算出しています。

【サービス見込量確保のための方策】

相談支援事業者やサービス提供事業者との情報交換を進め、利用ニーズの把握と、サービス提供基盤の充実に努めます。

⑧　地域活動支援センター機能強化事業

障害者が気軽に立ち寄り、創作活動などを行うことができる、地域活動支援センターの運営により、日中活動や社会参加を支援します。

【表 60：地域活動支援センター機能強化事業　年あたり見込量】

事業名等		平成 30 年度（2018 年度）	平成 31 年度（2019 年度）	平成 32 年度（2020 年度）
基礎的事業	実施箇所数	2 か所	2 か所	2 か所
	実利用者数	30 人	30 人	30 人
機能強化事業	うち地域活動支援センターⅠ型	1 か所	1 か所	1 か所
	うち地域活動支援センターⅢ型	1 か所	1 か所	1 か所

引き続き、地域活動支援センター２か所の運営を見込んでいます。

【サービス見込量確保のための方策】

地域活動支援センターは、障害者が気軽に利用できる日中活動資源です。現在の施設機能と利用者ニーズを勘案し、サービス必要量の確保に努めます。

⑨　入浴サービス事業、日中一時支援事業

施設での入浴サービス、自宅での訪問入浴サービスを提供し、身体障害者の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。

日中一時支援の実施により、障害者等の家族の就労支援及び一時的な休息の機会を確保します。

【表 61：入浴サービス事業、日中一時支援事業　年あたり見込量】

事業名等		平成 30 年度（2018 年度）	平成 31 年度（2019 年度）	平成 32 年度（2020 年度）
入浴サービス事業	実利用者数	28 人	29 人	30 人
	延べ利用回数	2,426 回	2,510 回	2,593 回
日中一時支援事業	実利用者数	41 人	46 人	54 人
	延べ利用日数	343 日	414 日	486 日

入浴サービスの見込量は、近年の実績から算出しています。

日中一時支援事業については、近年の実績から算出した上で、障害者の日中活動終了後のニーズを加味しています。

【サービス見込量確保のための方策】

日中一時支援事業については、今後増加すると見込まれる障害者の日中活動終了後のニーズをふまえたサービス提供基盤のあり方について検討を進め、サービス提供事業所の充実に努めます。

⑩　その他の事業

障害者の社会参加を促進することを目的として、下記の事業を実施します。

- **レクリエーション教室開催等**
- **芸術文化活動振興**
- **点字・声の広報等発行**
- **奉仕員養成研修**

６　提供体制の確保にかかる関係機関等との連携

箕面市では、障害者等の地域生活支援体制を整備するため、障害者総合支援法第８９条の３に基づき「箕面市自立支援協議会」を設置しています。

この協議会は、関係機関・関係団体、障害者等とその家族及び福祉・医療・保健・就労関係者で構成されています。

障害者等への支援体制に関する地域課題について情報を共有し、関係機関等の連携の密接化を図るとともに、地域の実情に応じた障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の提供体制の確保について協議を行います。

【図４：箕面市自立支援協議会組織図】

第４章　分野別施策の行動目標

１　生活環境の整備

（１）　都市施設の整備

【基本方針（長期計画より）】

建築物、道路、公園等の都市施設における物理的障壁を取り除くことは、障害者の地域における自立した生活と社会参加を促進するための、基本的な条件です。

今後の都市施設の整備にあたっては、国及び大阪府の動向をふまえ、箕面市福祉のまち総合条例等により、福祉のまちづくりの推進を図ります。

【今後の方向性（長期計画より）】

①都市施設のバリアフリー化の促進

【第４期実績からの課題】

- 都市施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進していく必要があります。
- 民間建築物のバリアフリー化の必要性について、啓発方法の検討が必要です。

【第５期計画での行動目標】

１．市有建築物等のバリアフリー化の推進	
市有建築物・道路・公園等について、さらなるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進します。	建築室 道路管理室 道路整備室 公園緑地室
当事者からのバリアフリー等の改善要望を、改修等に反映させる仕組みづくりを進めます。	建築室

２．「福祉のまち整備に関する事項」に適合した民間施設の整備誘導	
一定規模以上の特殊建築物の新築・増築及び用途変更時に、バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー化に関する誘導及び指導を事前協議において実施します。	審査指導室
既存民間建築物のバリアフリー化の推進について、様々な機会を通して啓発を行います。	審査指導室

（２）移動支援の充実

【基本方針（長期計画より）】

障害者が、行動の制約を受けることなく、必要に応じて外出できるようにするためには、移動の安全性の確保や交通アクセスの整備が重要です。

市街地開発の動向や市民ニーズをふまえ、障害者の社会参加を支援する観点から、適時適切な事業実施を図っていきます。

【今後の方向性（長期計画より）】

①円滑な移動と施設利用の総合的推進　　②移動困難者支援策の検討

【第４期実績からの課題】

- 北大阪急行線延伸による新駅において、これまでに実施した設計をふまえ、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した整備を行う必要があります。
- 利用者の声をふまえ、オレンジゆずるタクシーの次年度以降の姿を検証する必要があります。
- オレンジゆずるバスの継続的な運行のため、利用促進の検討が必要です。
- 路線バス事業者に対し、主体的なノンステップバスの導入の働きかけが必要です。
- 市内歩道のバリアフリー化の課題を把握し、改善を進める必要があります。

【第５期計画での行動目標】

１．新駅におけるバリアフリー等に配慮した整備の推進	
北大阪急行線延伸による新駅において、鉄道事業者と協力し、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。	鉄道延伸室

２．バリアフリー交通網の整備	
公共交通機関の利用が困難なかたを対象とした福祉有償運送であるオレンジゆずるタクシーについて、これまでの運行をふまえ、サービスの向上に努めます。	健康福祉政策室
オレンジゆずるバス（ノンステップバス導入率１００％）の本格運行の継続的な運行により、市内移動の充実を進めます。	交通政策室
路線バス事業者に対し、主体的なノンステップバスの導入を働きかけます。	交通政策室
北大阪急行線延伸に伴うバス路線網再編の検討の中で、さらなる市内移動の充実をめざします。	交通政策室
３．移動しやすい歩道の整備促進	
市内各所に残る歩道段差（傾斜・勾配等の改善を含む。）について整備を実施し、整備率１００％をめざします。	道路管理室
道路に関する要望は、記録と優先順位づけを行い、計画的に改修を進めます。	道路管理室

（３）住宅の確保

【基本方針（長期計画より）】

障害者の地域における自立した生活に不可欠な、障害者に適した住宅の確保や、既存住宅のバリアフリー化のための支援等、安全で安心して生活できる住宅・住環境の整備を進めます。

【今後の方向性（長期計画より）】

①公的住宅・民間住宅の利用の推進

【第４期実績からの課題】

- 市営住宅の有効活用に向けた検討が必要です。
- 住宅施策と福祉施策の連携により、障害者・不動産事業者・賃貸住宅所有者等に対し、入居支援施策・バリアフリー化支援策の周知をさらに進め、「借りやすい」「貸しやすい」環境づくりと、入居拒否等をなくす取組みを進める必要があります。

【第５期計画での行動目標】

１．公的住宅の活用の推進	
市営住宅の１階に空家が生じた際、障害者・高齢者向け住戸へのバリアフリー改修を推進します。	営繕課
市営住宅の空家募集において、倍率優遇の実施により、優先的に供給します。	営繕課
２．民間住宅の活用の推進	
民間住宅等について、「箕面市重度障害者住宅改造助成事業」の実施や、「大阪府住宅リフォームマイスター制度」の周知により、バリアフリー化を支援します。	障害福祉室 営繕課
「大阪あんしん賃貸支援事業」や「家賃債務保証制度」等について、不動産事業者や賃貸住宅所有者等に対する周知を行います。	営繕課
障害者の相談支援事業において住宅入居支援を行い、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援します。	地域包括ケア室

（４）情報バリアフリーの推進

【基本方針（長期計画より）】

すべての市民にとって、より一層わかりやすい形での行政情報の提供を進め、図書館やＩＣＴ（情報通信技術）の活用を含めた、情報へのアクセスの支援やコミュニケーション支援により、情報バリアフリーのための環境整備の充実を図ります。

【今後の方向性（長期計画より）】

① 行政情報の提供の充実　② 情報利用の支援　③ 意思疎通の支援

【第４期実績からの課題】

- 拡大文字などの新たなニーズへの対応や、市発行物の共通ルールづくりが必要です。
- バリアフリーやアクセシビリティに対応したホームページの作成を推進し、視覚障害者等が容易に行政情報を入手できる環境づくりを推進する必要があります。
- 図書館の利用支援を進める必要があります。

【第５期計画での行動目標】

１．点字・音声・手話等による行政情報の充実	
個人宛通知文を点字化し、希望者に送付します。	全関係課室
市広報紙、市議会だより、選挙公報、けんしんガイドブックなど、全戸配布物の点字版・音声版を発行し、希望者が利用できるようにします。	全関係課室
拡大文字などの新たなニーズや、市発行物等における色覚特性の対応策を検討します。	障害福祉室
手話通訳や要約筆記により、市主催行事における情報保障の充実を進めます。	全関係課室
２．障害者が情報を入手しやすいホームページの作成	
バリアフリーやアクセシビリティに対応した表記や色使いに努めるなど、障害者が利用しやすいホームページを作成します。	箕面広報室 全関係課室
html 版・テキスト版・読み上げ対応ＰＤＦ版・音声版など、視覚障害者が利用しやすい形態で、行政情報をホームページに掲載します。	箕面広報室 全関係課室

３．図書館サービスの利用支援	
点字図書の提供を進めます。	中央図書館
録音図書の作成と提供を進めます。	中央図書館
音訳ボランティアや対面朗読ボランティアの活動を支援します。	中央図書館
「声と点字の読書情報」の発行等により、点字・録音図書や新刊図書などの情報提供に努めます。	中央図書館
４．意思疎通支援の実施	
手話通訳者・要約筆記者の派遣・養成、並びに聴覚障害者に対する緊急時の支援を進めます。	障害福祉室
手話通訳者・要約筆記者の派遣に関し、府や他市町村との連携を進めます。	障害福祉室
市の手話通訳業務員が、総合保健福祉センター窓口等で、手話通訳を行います。	障害福祉室
事前申込により、市議会本会議や委員会の傍聴について、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。	議会事務局議事室
選挙時の投票本部に手話通訳者を配置し、必要に応じて投票所に派遣します。	選挙管理委員会事務局
手話通訳、要約筆記、点訳、音訳など、障害特性に応じた意思疎通支援に関する理解促進のため、啓発を進めます。	障害福祉室

（５）災害に強いまちづくりの推進

【基本方針（長期計画より）】

障害者が安心して地域生活を送るためには、防災対策の充実が不可欠です。

行政だけでできる防災対策には、最優先で取り組むとともに、「行政にできることは有限である」という事実認識にたって、地域の多様なコミュニティによる地域防災力の向上に向けた取組みを進めます。

【今後の方向性（長期計画より）】

①網羅的な安否確認体制の構築　　②継続的な支援体制の構築

【第４期実績からの課題】

- 全市一斉総合防災訓練や地区防災委員会の自主訓練において、さらに迅速かつ網羅的な安否確認・避難支援を実施することで、実効性のある体制を構築する必要があります。
- 「要安否確認者名簿」、「要継続支援者名簿」、「個別支援計画」、そして平成２８年（2016 年）に作成した「避難行動要支援者名簿」を更新・活用し、支援体制を整えていく必要があります。
- 自治会加入率が微減している現状から、今後も自治会加入を促進し続ける必要があります。
- 福祉避難所となる事業者との協定の締結や運営方法について、検討する必要があります。
- 災害時においても、必要な福祉・医療サービス等が継続されるよう、防災訓練等を通じ、さらに実効性のある体制づくりを進める必要があります。
- 主に聴覚障害者について、避難情報などの伝達手法をさらに充実する必要があります。

【第５期計画での行動目標】

１．大規模災害時の網羅的な安否確認を行う体制づくり	
自治会やマンション管理組合による安否確認分担表の作成・更新を進めます。	市民安全政策室
全市一斉総合防災訓練等により、実効的な安否確認体制の構築を進めます。	市民安全政策室
重度障害者や独居高齢者などを対象とした「要安否確認者名簿」を定期的に更新し、災害時の安否確認に備えます。	市民安全政策室
重度障害者や要介護者を対象とした「避難行動要支援者名簿」を定期的に更新し、民生委員・児童委員、箕面市社会福祉協議会等による日頃からの見守り体制を強化します。	市民安全政策室 健康福祉政策室
地域コミュニティによる地域防災力の向上のため、自治会への加入の重要性について、さらなる周知を進めます。	市民サービス政策室

２．災害時に、必要な支援を継続的に行う体制づくり	
継続的に福祉的・医療的ケアがなければ生命維持に支障をきたすかたを対象とした「要継続支援者名簿」及び「個別支援計画」について、必要に応じて更新し、個別状況をふまえた支援体制の構築を進めます。	健康福祉政策室 障害福祉室 高齢福祉室 地域包括ケア室
災害時に、対象者の個別状況に応じた支援を行うために、行政・家庭・地域・事業者等の連携を図り、支援体制の充実を図ります。	障害福祉室 高齢福祉室 地域包括ケア室
福祉避難所となる事業者と、協定の締結や運営方法について協議を進めるとともに、訓練を通じ、連携強化に努めます。	障害福祉室 高齢福祉室
３．「災害時要援護者」への対応を盛り込んだ防災訓練等の実施	
全市一斉総合防災訓練等により、市役所・地区防災委員会・福祉避難所・指定管理施設等において、障害者・高齢者等の安否確認・避難支援等を盛り込んだ訓練を進めます。	市民安全政策室
地区防災委員会の訓練等において、障害者・高齢者等への配慮を盛り込んだ、避難所運営の検討を進めます。	市民安全政策室
４．情報伝達の手法の検討	
突然の集中豪雨等の際に、避難指示（緊急）・避難勧告・避難準備・高齢者等避難開始等の情報を緊急に伝える必要が生じた場合に備えて、聴覚障害者への情報伝達の手法を検討します。	市民安全政策室 障害福祉室

２　雇用・就労の充実

（１）雇用促進と就労支援

【基本方針（長期計画より）】

雇用・就労の充実は、障害者が社会に参加し、地域で自立した生活を送る上で、非常に重要です。

障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく、障害者雇用率制度における法定雇用率の引き上げや、精神障害者の雇用義務化などによる、障害者の雇用政策の進展をふまえ、障害者の行政及び民間事業者への雇用促進・就労支援をさらに図るため、引き続き積極的な取組みを進めます。

【今後の方向性（長期計画より）】

① 関係機関の連携による一貫した支援
② 事業主の理解促進と職場実習の機会拡大
③ 障害者雇用の促進　　④ 社会的雇用の推進

【第４期実績からの課題】

- 障害者雇用促進法の改正により、平成３０年（2018 年）４月に実施される「精神障害者の法定雇用率算入」及び「法定雇用率の引き上げ」をふまえて、雇用促進・就労支援に積極的に取り組む必要があります。
- 箕面市職員採用試験において、障害者雇用率３％以上の確保に向けて、採用募集手法を検討する必要があります。
- 知的・精神障害者の庁内での働きかたについて、研究が必要です。
- 市が出資・補助等を行っている法人に対し、変更後の法定雇用率を満たすよう、働きかける必要があります。
- 社会的雇用の国制度化に向けた働きかけを継続するとともに、障害者総合支援法等のさまざまな取組みとの連携を行いながら、持続可能な制度の構築を進める必要があります。

【第５期計画での行動目標】

１．（一財）箕面市障害者事業団を核とした関係機関連携による就労支援の実施	
（一財）箕面市障害者事業団が中心となって公共職業安定所、障害者職業センター、相談支援事業所、就労する障害者市民の通勤圏の市町村等との連携を図りながら、「障害者就業・生活支援センター」及び「就労移行支援」「就労継続支援」、また、平成３０年度（2018 年度）より開始される「就労定着支援」も含め、それぞれの機能を効果的に発揮することにより、求職活動から職場の開拓、職場実習、職場定着までの一貫した支援を行うとともに、離職となった場合の再就職に向けた取組み等を実施するなど、障害者市民の働く権利と場の継続的な確保に向け、なお一層の充実を図ります。	障害者事業団 障害福祉室
豊能北障害者就業・生活支援センターへの支援を継続し、障害者の職場実習受け入れ先事業所の開拓や実習のマッチングなど、雇用促進・就労支援の充実を図ります。	箕面営業室
箕面市自立支援協議会の就労系通所事業所情報交換会を通じ、市内の就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、豊能北障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所の連携を進めます。	地域包括ケア室
障害者市民就職支援パソコン講座を実施し、就労支援を進めます。	箕面営業室
２．事業主の理解促進と職場実習の機会拡大	
職場実習を受け入れた民間事業者に協力金を交付し、職場実習の機会拡大を進めます。	箕面営業室
障害者を雇用する民間事業者等を対象とした金利軽減事業について、その周知と利用促進を図り、民間事業所の環境整備・雇用促進の充実を図ります。	箕面営業室
職場実習訓練生に奨励金を交付し、職場実習を支援します。	箕面営業室
３．障害者雇用の促進	
市における障害者雇用を進めるため、引き続き障害者別枠採用試験を行い、雇用率３％達成に向けた採用募集手法を検討します。	人事室
市における実習受入れを通じ、知的・精神障害者の庁内での働きかたについて、研究を進めます。	人事室 障害福祉室

市が出資等を行っている法人に対し、障害者雇用に向けた取組みの実施や、法定雇用率を満たすよう、働きかけます。	全関係課室
４．社会的雇用の推進	
(一財)箕面市障害者事業団における障害者雇用については、総合支援法における就労継続支援等、また雇用対策法、障害者雇用促進法等に基づく、障害者の雇用促進に向けた施策との整合を図りつつ、障害者優先調達推進法に基づいた市の優先調達推進方針をふまえ、引き続き支援を実施します。	障害者事業団 障害福祉室
(一財)箕面市障害者事業団が、社会的雇用を行う障害者事業所に対し、各種法施策との整合性を図りつつ、一般就労が困難な職業的重度障害者の積極的雇用を通した職種開拓・職域拡大をめざして実施している「障害者雇用助成金制度」の趣旨・目的を実現するため、その支援のあり方について検討を行い、持続可能な制度の構築に努めます。	障害者事業団 障害福祉室

（２）多様な就労の場の確保と支援

【基本方針（長期計画より）】

障害者総合支援法では、一人ひとりに合わせて働くことができる「就労継続支援」事業所や、日中活動を豊かにするための「生活介護」事業所など、多様なサービスを提供し、それぞれの仕事や活動を通して、自分らしく働き、生活することの支援を行っています。

こうした事業所の運営が安定し、障害者が地域において自立・充実した生活を送ることができるよう、事業所に対する側面的な支援を行います。また、事業所とともに諸課題を整理し、施策を展開します。

【今後の方向性（長期計画より）】

① 福祉的就労の場の自立・安定の支援　② 市立施設の役割・機能の検討

【第４期実績からの課題】

- 優先調達推進方針に基づく取組みを進めるとともに、役務の提供のあり方について、検討する必要があります。
- 重度・重複障害者の就労・日中活動の場の確保及び充実が必要です。

【第５期計画での行動目標】

１．福祉的就労の場の自立・安定の支援	
福祉的就労の場の運営面・事業面の自立・安定・発展を促進するため、自主的な取組みに対する側面的な支援を行います。	障害福祉室
市の優先調達推進方針に基づき、障害者が働く事業所への発注を進めるとともに、市指定ごみ袋製造等におけるワークシェアの取組みを推進し、工賃向上につなげます。	障害福祉室
２．市立施設の役割・機能の検討	
「重度障害者のための生活介護事業所整備構想」をもとに、新施設の整備を進めます。	障害福祉室

３　保健・医療の充実

（１）保健サービスの充実

【基本方針（長期計画より）】

「健康日本２１（第２次）」との整合を図り、全ての市民が健康で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

障害者が健康の保持・増進のために必要な支援を受けられるよう、保健サービスを推進します。

【今後の方向性（長期計画より）】

① 関係機関の連携による健康管理の推進

【第４期実績からの課題】

- 生活習慣病の重症化予防に向け、若年層への健診の周知や、支援が必要なかたに対する相談体制の充実を図っていく必要があります。

【第５期計画での行動目標】

１．関係機関の連携による健康管理の推進	
障害者に対し、各種保健事業の周知を図り、健康診査等による健康管理を推進します。特に、１５歳以上４０歳未満の障害者の健康診査受診率向上を図り、啓発に努めます。	地域保健室
健康診査実施医療機関や相談支援事業所との連携を図りながら、支援を要する市民が、専門的な相談を受けることができるよう、保健師や理学療法士等による訪問など、相談・支援体制の充実を図ります。	地域保健室
自主的な健康管理が難しい障害者については、相談支援事業所、保健所、ケアマネージャー等との連携を図りながら、質の高い保健サービスの提供をめざします。	地域保健室

（２）地域医療サービスの充実

【基本方針（長期計画より）】

障害者が安心して暮らすためには、身近な地域で医療を受けられる体制の整備が不可欠です。

必要に応じて、一般医療や救急医療、歯科診療を受けられるよう、障害者が利用しやすい施設の整備、在宅診療の推進、障害者理解への啓発等を行うため、市内医療機関及び保健所等の関係機関との連携を進めます。

【今後の方向性（長期計画より）】

① 医療の円滑な利用の支援　② 精神科医療を中心とした精神障害者への支援

【第４期実績からの課題】

- 地域医療機関のバリアフリー化と、バリアフリー情報の発信が必要です。
- 市立病院を中心とした、市内医療機関と介護事業者間の連携強化に努める必要があります。
- 保健所との連携体制の強化に努める必要があります。
- 障害者入所施設や精神科病院からの地域移行を進める国の政策をふまえ、地域での受け入れ基盤の整備や医療との連携体制の充実を進める必要があります。

【第５期計画での行動目標】

１．市内の医療機関に対する施設のバリアフリー化に向けた働きかけ	
新築・増築・用途変更の確認申請時に、バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー化の基準に適合しているかを審査します。	審査指導室
市立病院ホームページの地域医療機関を紹介するページにおいて、車いすでの通院の可否等のバリアフリー情報を発信します。	市立病院
２．医療の円滑な利用の支援	
「重度障害者医療費助成」、「訪問看護利用料助成」、「障害児（者）個室入院料助成」により、医療の利用を支援します。	介護・医療・年金室 障害福祉室
歯科医療機関への通院が難しいかたの相談受付・調整を行うために設置された、（一社）箕面市歯科医師会が運営する「在宅歯科ケアステーション」の周知を進めます。	地域保健室

３．精神科医療を中心とした精神障害者への支援	
保健所や医療機関による医療面での支援と連携し、あわせて相談支援体制の充実と、地域移行の推進に取り組みます。	障害福祉室 地域包括ケア室
保健所や医療機関とのスムーズな関係づくりと連携体制の構築を行います	障害福祉室 高齢福祉室 地域保健室 地域包括ケア室

（３）医療的ケアに関する対応

【基本方針（長期計画より）】

「医療的ケア」を必要とする障害者が、地域において、医療機関以外の生活の場で安心して生活できるよう、支援の充実について検討を進めるとともに、法制度のさらなる整備に向け、国及び大阪府に対して要望を行います。

【今後の方向性（長期計画より）】

① 医療的ケアに関する支援基盤の充実促進

【第４期実績からの課題】

- 地域生活支援拠点の整備とあわせて、医療的ケアを受けられる社会基盤の整備に取り組む必要があります。

【第５期計画での行動目標】

１．医療的ケアに関する支援基盤の充実促進	
府ホームページで公表されている、医療的ケアの受けられる短期入所・生活介護・居宅介護事業所の情報を活用し、市内外での基盤整備の働きかけを進めます。	障害福祉室
障害者福祉センターささゆり園等を活用し、医療的ケアを必要とする障害者の日中活動の場を確保するとともに、その支援策の充実に向けて、引き続き検討します。	障害福祉室
医療的ケアを必要とする障害者が、地域での在宅生活に必要な医療的ケアに係る法制度のさらなる整備について、国及び大阪府に対して要望を行います。	障害福祉室

（４）在宅生活を支えるリハビリテーション等の充実

【基本方針（長期計画より）】

障害者が、住み慣れた地域で生活を送るにあたり、必要に応じて適切なリハビリテーションを受けられる体制の整備を図ります。

【今後の方向性（長期計画より）】

① リハビリテーション等の提供の推進

【第４期実績からの課題】

- 訪問リハビリテーションの実施内容の充実を図る必要があります。
- 高齢障害者に対して、障害福祉サービスと介護保険サービスの適正かつスムーズなサービス利用の調整を行う必要があります。

【第５期計画での行動目標】

１．生活支援機器等の紹介による在宅生活の支援	
ライフプラザ内の「えいど工房」において、在宅生活に必要な生活支援機器等の紹介や利用方法の説明等、生活環境の調整を図るための支援を行います。	障害福祉室
２．市立病院との連携による在宅リハビリテーションの支援	
市立病院との連携を図りながら、在宅リハビリテーションの訪問指導を行います。	高齢福祉室
急性期及び回復期のリハビリテーション及び訪問リハビリテーションの充実を図るとともに、退院時にはスムーズに在宅生活ができるように関係機関との調整に努めます。	市立病院
個々のケースに対して、担当部署の連携を密にし、在宅生活を支える体制を整えます。	障害福祉室 高齢福祉室 地域保健室 地域包括ケア室

４　療育・教育の充実

（１）療育・幼児教育の充実

【基本方針（長期計画より）】

療育プログラムの充実や集団生活の場の確保を図るとともに、障害のある子どもとその家族一人ひとりの状況やニーズに応じた、療育・相談体制の整備を進めます。

【今後の方向性（長期計画より）】

①療育・相談体制の充実

【第４期実績からの課題】

- 民間保育園・幼稚園とともに、支援保育・教育の質の向上に向けて取り組む必要があります。
- 療育の専門性の向上とあわせて、家族に対する相談・支援体制の充実に取り組む必要があります。

【第５期計画での行動目標】

１．保育所・幼稚園における支援保育・支援教育の充実	
段差解消・手すりの設置など個別ニーズをふまえた保育所・幼稚園施設の改善を適宜実施します。	学校施設管理室
保育所・幼稚園において、一人ひとりのニーズに応じた保育の充実を図るため、適切な支援体制の配置に努めます。	幼児教育保育室
市民や保護者からの相談について、他機関とも連携して適切な対応を行い、保護者支援の充実に努めます。	幼児教育保育室
児童発達支援事業所（あいあい園）、発達相談「ゆう」などの療育部門との連携を図り、相談や保育内容の充実に努めます。	幼児教育保育室
民間保育園・幼稚園に対し、支援保育・教育に関する研修会等を通じて、支援の方法や子どもへのかかわり方等についてともに考え理解を深めることにより、支援保育・教育の質の向上に努めます。	幼児教育保育室

２．早期療育事業の充実	
児童発達支援事業所（あいあい園）の運営を軸として、専門スタッフによる対象児童の状態像に合わせた療育・訓練等の提供に、引き続き努めます。	子どもすこやか室（総合保健福祉センター分室）
関係機関と連携しながら親子教室事業を実施し、支援を必要とする児童や、子育てに悩む保護者への支援の充実をめざします。	子どもすこやか室（総合保健福祉センター分室）
早期療育対象児の療育の場の検討、及び情報交換を行い、保育所・幼稚園の支援保育・支援教育及び児童発達支援事業所とのさらなる連携に努めます。 また、保育内容の連続性の確保に努めるとともに役割分担を行っていきます。	子どもすこやか室（総合保健福祉センター分室）
発達相談「ゆう」で、臨床心理技法に基づき相談を実施し、子どもとその保護者の支援に努めます。 また、保育所、幼稚園、学校等に訪問し、早期療育対象児童の日常生活における適切な支援方法及び環境調整等のケースワークを行い、さらなる連携を図り、相談・支援体制の充実をめざします。	子どもすこやか室（総合保健福祉センター分室）

（２）学校教育等の充実

【基本方針（長期計画より）】

「新箕面市人権教育基本方針」に基づき、すべての子どもが、障害の有無にかかわらず、ともに学び、ともに育つ中で、障害に対する理解と認識を深めるための教育を通じて、すべての子どもが、お互いの個性を尊重し合い、社会の一員として支え合うことにつながる教育を推進します。

市街地開発の動向や市民ニーズをふまえ、障害者の社会参加を支援する観点から、適時適切な事業実施を図っていきます。

【今後の方向性（長期計画より）】

① 学校教育における合理的配慮の実施　② 個別ニーズに応じた支援の推進
③ 医療的ケアへの対応の充実　④ 相談体制の充実
⑤ 放課後等の居場所の充実

【第４期実績からの課題】

- 支援教育介助員の資質のさらなる向上が必要です。
- 箕面市支援連携協議会を生かして校種間の連携や、各校の支援体制のさらなる充実を図っていく必要があります。
- 医療的ケアの必要な児童の就学体制の整備を進める必要があります。
- 支援教育看護介助員（看護師等資格のある支援教育介助員）を確保する必要があります。
- 支援教育や教育相談に関わる教職員、並びにスクールソーシャルワーカーの相談スキルなどの資質向上と、教育相談の体制強化を進める必要があります。
- 放課後等の活動を、より豊かなものとするため、それぞれの居場所における支援の充実を進める必要があります。

【第５期計画での行動目標】

１．市立小中学校等における合理的配慮の充実	
段差解消・手すりの設置など個別ニーズをふまえた学校施設の改善を適宜実施します。	学校施設管理室
障害のある子どもが地域の学校に行きやすい環境を整備するために、障害者基本法及び障害者差別解消法に基づき、教育の場の「合理的な配慮」を進めます。 支援教育介助員の配置・研修、重度障害児タクシー送迎等を実施します。	人権施策室
災害時の対応について、定期的な避難訓練を行い、障害児の個別の避難方法を確保します。	人権施策室

２．支援教育体制の整備・充実	
支援学級に在籍している子どもはもとより、通常の学級に在籍する支援の必要な子どもについても、「通級指導教室」等により、適切な支援を行います。 箕面市支援連携協議会により、関係課室との連携を進めます。	人権施策室
各種研修会の実施により、教職員の資質向上に取り組みます。	教育センター
３．医療的ケアへの対応の充実	
医療的ケアの必要な子どもが安心して教育を受けられるよう、看護師等資格を持つ支援教育看護介助員の配置など体制の充実を図ります。	人権施策室
医療的ケア懇談会等を活用し、医療的ケアの必要な子どもへの支援のあり方について研究・検討を進めます。	人権施策室
４．相談体制の充実	
教育センターを核とした関係機関との連携強化による支援教育相談の整備・充実を進めます。	教育センター
「いじめ・体罰ホットライン」により、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。	教育センター
５．放課後等における活動の場の充実	
放課後等デイサービスの利用によって、充実した時間を過ごせるよう、相談支援により、一人ひとりに合った療育環境づくりを支援します。	子どもすこやか室（総合保健福祉センター分室）
学童保育実施事業、新放課後モデル事業、子どもたちの自由な遊び場開放事業の実施により、すべての子どもたちの、より豊かな放課後の居場所づくりに取り組みます。	学校生活支援課

５　権利擁護施策の推進

（１）人権擁護・啓発の推進

【基本方針（長期計画より）】

障害や疾病の有無、年齢、性別、民族等の違いについての偏見や差別等による人権侵害は、今もなお根強く存在しています。

その表れのひとつとして、障害者が地域で自立生活を営むための基盤となる居住や活動の場の整備において、周辺住民から、障害や障害者に対する無理解や偏見によって排除しようとする事象（施設コンフリクト）が発生しています。

また、障害者が地域で生活するための住居探しも非常に困難な状況です。これは、障害者が地域で安心して生活するという当たり前の権利を奪うもので、決して見過ごすことのできない問題です。

このような状況にあって、一人ひとりの人権を尊重するまちを創り上げていくことの重要性はますます高まっています。

「箕面市人権のまち推進基本方針」、障害者基本法、障害者差別解消法をふまえ、人権が尊重されたまちを実現するための体制づくりや、市民と行政による取組みを進めます。

障害者の参加をより一層促進するために、コミュニケーション・情報取得・身体介助等を含めた、参加しやすい環境の整備を、関係団体や民間事業者とともに進めます。

【今後の方向性（長期計画より）】

① 人権行政・人権啓発の推進　　② 差別意識・偏見の解消の取組み

【第４期実績からの課題】

- 「箕面市人権のまち推進基本方針」に基づき、人権のまちづくりに向けて各課室が課題を把握し、体制整備を進めることが必要です。
- 障害を理由とした差別・偏見の解消を進めるため、市と市民の協働による人権啓発の取組みが必要です。

【第５期計画での行動目標】

１．「箕面市人権のまち推進基本方針」に基づく人権のまちづくりの実現	
人権問題に係る相談体制の整備、人権侵害に係る救済方策の確立に向けた取組み、人権施策等の評価に関する取組み、人権行政推進体制の強化を図ります。	人権施策室
箕面市人権行政推進本部会議の運営を通して、人権に関する施策の総合的な推進を図ります。	人権施策室
２．「箕面市人権のまち推進基本方針」に基づいた市と市民の協働による人権啓発の推進	
障害者権利条約・障害者差別解消法等の周知・啓発を進め、差別の解消と、障害者に対する合理的配慮の提供について関係課室と連携して取り組みます。	人権施策室 障害福祉室
「みのお市民人権フォーラム」に参画するなどし、市民と協働して人権啓発を進めます。	人権施策室
市広報紙の人権のページ「心の樹」その他の発行物・市ホームページ等により市民に広く啓発を行います。	人権施策室
障害者福祉啓発講座や市民講座を開催し、人権啓発の推進を図ります。	障害福祉室
人権教育推進会議の開催と、情報紙「はじけるこころ」の発行により、啓発を継続します。	人権施策室

（２）権利擁護の推進

【基本方針（長期計画より）】

障害者虐待の防止や成年後見制度の利用促進、福祉サービス利用に係る相談・苦情の検証等により、障害者の権利擁護を推進します。

【今後の方向性（長期計画より）】

① 苦情解決システムの活用　　② 虐待防止の取組み
③ 成年後見制度等の推進

【第４期実績からの課題】

- 保健福祉サービス事業所に対して指導を行い、事故や虐待を可能な限り防

いでいく必要があります。

- 虐待の早期発見・対応のため、箕面市自立支援協議会等を通じ、関係機関・事業所との課題共有や、ネットワークづくりを進める必要があります。
- 成年後見制度や、日常生活自立支援事業（まかせてねット）のサービス利用者の掘り起こしと、その利用支援策等について、さらに周知を進める必要があります。
- 後見人の担い手の確保策について、検討を進める必要があります。

【第５期計画での行動目標】

１．「保健福祉苦情解決システム」の運用によるサービス利用者の権利擁護の推進	
保健福祉苦情調整専門員の助言を受けながら、保健福祉サービス事業所に対して指導することで事故や虐待を可能な限り防ぎます。	健康福祉政策室
２．虐待防止の取組み	
障害者虐待の防止のための普及啓発や、地域の多様な支援者によるネットワークの構築を図りながら、虐待の防止及び早期発見に向けた取組みを進めます。 また、虐待対応において、関係機関との連携・協力を推進します。	地域包括ケア室
３．成年後見制度等の推進	
成年後見制度利用促進法の制定に伴い、成年後見制度について高齢福祉部門と連携を図るとともに、箕面市自立支援協議会等を活用し、課題共有・ネットワークづくり・制度の周知を進めます。	地域包括ケア室
障害者総合支援法に規定された「成年後見制度法人後見支援事業」をふまえ、法人後見体制（後見人の担い手）の確保と実施に向けて検討を行います。	地域包括ケア室
生活保護受給者等を対象とした成年後見費用助成を継続するとともに、必要に応じて市長申立てを行い、権利擁護を進めます。 あわせて、これらの制度の周知を進め、利用を促進します。	地域包括ケア室
箕面市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業（まかせてねット）への支援と、成年後見への移行をスムーズに行う仕組みの検討を行います。	健康福祉政策室

６　スポーツ・文化活動等の社会参加の機会の充実

【基本方針（長期計画より）】

スポーツ・文化・生涯学習活動等は、健康の維持・増進や、ゆとりと潤いのある生活、さらには社会参加のための大切な機会です。

障害者の参加をより一層促進するために、コミュニケーション・情報取得・身体介助等を含めた、参加しやすい環境の整備を、関係団体や民間事業者とともに進めます。

【今後の方向性（長期計画より）】

① 機会提供の推進　② 情報保障の充実　③ 人的支援の推進

【第４期実績からの課題】

- スポーツ・文化施設のバリアフリー化の課題を把握し、改善に努めるとともに、新たに建設する施設についてもバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の充実に努める必要があります。
- バリアフリー子ども水泳教室の参加者が増加しているため、受入れ体制の検討を進める必要があります。
- バリアフリースポーツについて、現行以外の種目の実施に向けて検討を進める必要があります。

【第５期計画での行動目標】

１．市立スポーツ・文化施設のバリアフリー化の推進	
スポーツ施設・文化施設について、さらなるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進し、時代のニーズに適応した安全で利用しやすい施設整備を進めます。	建築室 保健スポーツ室 生涯学習・市民活動室
２．民間事業者に対する施設のバリアフリー化・人的支援のための働きかけ	
新築・増築・用途変更の確認申請時に、バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー化の基準に適合しているかを審査します。	審査指導室

３．障害者がスポーツに参加する機会の確保	
バリアフリー子ども水泳教室などの開催を通じて、障害者がスポーツに参加する機会を確保します。	保健スポーツ室
地域でのスポーツ振興の一環として、障害の有無にかかわらず、多くの人が気軽に楽しむことができるバリアフリースポーツを推進します。	保健スポーツ室
４．障害者が芸術・文化活動や各種講座・交流会等に参加する機会の確保	
障害者が講座等に気軽に参加できるよう、手話通訳・要約筆記・資料の点訳等による情報保障を進めます。	全関係課室
障害者福祉センターささゆり園において、障害者の社会参加のための各種教室を開催します。	障害福祉室

第５章　計画の推進体制と進行管理

１　計画の推進体制

（１）　基本理念の周知と協働体制の推進

第５期計画の推進にあたっては、市民・行政・事業者・ＮＰＯ等、地域の関係者が、「ノーマライゼーション」の基本理念のもと、協働・連携する体制を整備する必要があります。

「箕面市福祉のまち総合条例」の理念に則り、すべての市民が一人の人間として尊重され、豊かに暮らすことのできる福祉のまちを築いていくために、市職員はもとより、地域社会を構成する市民、民間事業者、ＮＰＯ及び市民ボランティア等に対し、基本理念の周知と浸透を図り、協働による社会基盤の整備・充実を進めます。

具体的には、箕面市の障害施策の基本理念である「ノーマライゼーション」及び「インクルージョン」について、学校教育・生涯学習等を含むあらゆる機会を通じて周知を行うとともに、地域の行事等に、障害者がより一層参加しやすくなるよう、機会と環境の整備を進めるなど、「わけへだてのない共生のまちづくり」の理解促進と浸透を図ります。

また、障害者や家族による地域社会への発信等、自発的活動をより一層支援するための方策を検討します。

（２）　関係機関・団体との連携強化とネットワークの推進

第５期計画に基づく、障害施策全般の推進にあたっては、審議会、箕面市障害者市民施策推進協議会及び箕面市自立支援協議会等を通じて、障害当事者、関係機関・団体、関係者の連携とネットワークづくりを進めることにより、当事者の意見反映と地域での基盤強化を行います。

（３）　庁内連携の推進

障害施策は、福祉分野のみならず、行政各分野に及んでいることから、関係部局の連携を強化し、障害施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

その際には、庁内における横断的組織である、箕面市人権行政推進本部会議等を活用し、行政各分野における「合理的配慮」の推進とあわせて、基本的な理念の周知と浸透、市職員の人権意識の向上を図ります。

２　計画の進行管理

（１）　進行管理の手法・体制

第５期計画の進行管理にあたっては、「市町村障害福祉計画」の策定に向けて示された国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方をふまえ、毎年度、その実績をとりまとめ、分析・評価の上、大阪府に報告するとともに、必要に応じて、計画内容の見直しを行うこととします。

なお、分析・評価にあたっては、以下の機関において定期的な進捗状況報告を行い、意見交換・議論等により、障害当事者の実態や意見の反映に努めるとともに、計画実施状況における課題の把握等を行うこととします。

①　箕面市人権行政推進本部会議

実績のとりまとめにあたっては、庁内照会の上、同会議において、各分野における施策の実施状況と、さらなる計画推進のための方策について、理解の共有化を進めます。

②　箕面市自立支援協議会

実績の分析・評価にあたっては、同協議会において、相談支援事業者、関係機関・団体、就労系事業所等の立場から意見交換・議論を行い、計画実施状況における課題の把握を行います。

③　箕面市障害者市民施策推進協議会

実績の分析・評価にあたっては、同協議会において、障害当事者・関係者、関係機関・団体の立場から意見交換・議論を行い、計画実施状況における課題の把握を行います。

④　箕面市保健医療福祉総合審議会

各協議会等の意見等をとりまとめた上で、同審議会において、学識経験者、関係機関・団体の立場から意見交換・議論を行い、計画実施状況の分析・評価と、計画の見直しの必要性等について審議します。

⑤　その他実態・ニーズの把握

箕面市障害者市民施策推進協議会や箕面市支援連携協議会等を通じた日常的なネットワークを活かして、引き続き、障害当事者の実態・ニーズを把握し、計画の評価に反映するよう努めます。

あわせて、本市の「保健福祉苦情解決システム」を活用することにより、障害福祉サービスの質の向上・確保に努めます。

資　料　編

1　法律・市の条例等との関係図

批准条約

- 障害者の権利に関する条約（平成２６年１月批准）

関連する主な法律

- 障害者基本法
- 児童福祉法
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）
- 身体障害者福祉法
- 知的障害者福祉法
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 発達障害者支援法
- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）
- 障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）
- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）
- 社会福祉法
- 社会福祉士及び介護福祉士法
- 介護保険法
- 学校教育法
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）

関連する主な市の条例等

- 箕面市福祉のまち総合条例
- 箕面市まちづくり理念条例
- 箕面市市民参加条例
- 箕面市まちづくり推進条例
- 箕面市人権のまち条例
- 箕面市人権宣言

市の上位計画

- 第五次箕面市総合計画

本計画

- 第３次箕面市障害者市民の長期計画（みのお‘N’プラン）
- 第５期箕面市障害福祉計画・第１期箕面市障害児福祉計画

関連する主な市の計画等

- 第７期箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 箕面市地域福祉計画
- 箕面市人権のまち推進基本方針
- 新箕面市人権教育基本方針
- 箕面市人権保育基本方針
- 第三次箕面市子どもプラン
- 箕面市就労支援基本計画
- 箕面市都市計画マスタープラン
- 箕面市住宅マスタープラン(2010)
- 箕面市交通バリアフリー基本構想
- 箕面市地域防災計画

2　関連する市の条例等

【箕面市福祉のまち総合条例（平成８年箕面市条例第８号）】

○施行年月日…平成８年(1996年) ４月１日

○概要…福祉のまちづくりのために、市・市民・事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本方針や市民福祉・地域福祉の推進を図るための方策等について定めている。

【箕面市まちづくり理念条例（平成９年箕面市条例第４号）】

○施行年月日…平成９年(1997年) ４月１日

○概要…基本的人権と良好な環境を大切にする風土をはぐくみ、市及び市民が協働してまちづくりを推進することを目的とし、市のめざすまちづくりの理念について定めている。

【箕面市市民参加条例（平成９年箕面市条例第５号）】

○施行年月日…平成９年(1997年) ４月１日

○概要…市と市民が協働し、地域社会の発展を図ることを目的とし、市民参加の推進に関する基本理念や市長・市民の責務等まちづくりにおける市民参加の基本的な事項について定めている。

【箕面市まちづくり推進条例（平成９年箕面市条例第２２号）】

○施行年月日…平成９年(1997年) ４月１日

○概要…安全で良好な市街地の形成を図り、もって魅力あるまちづくりの実現に寄与することを目的とし、計画的な土地利用と市民参加によるまちづくりの推進に関し基本となる事項について定めている。

【箕面市人権のまち条例（平成１５年箕面市条例第２９号）】

○施行年月日…平成１５年(2003年) ４月１日

○概要…一人ひとりの人権を尊重するまちの実現を図ることを目的とし、市・市民の役割及び施策の総合的な推進に関する事項について定めている。

【箕面市人権宣言（平成５年(1993年) １２月２２日採択）】

（全文引用）

わたしたち、みのお市民は、みどり豊かなわたしたちの街をこよなく愛しています。

この街に住み、この街で暮らすすべての市民がだれひとりとして「人権」を踏みにじられ、涙をこぼすことがあってはならないと願っています。

わたしたちはそのために、引きも切らずに続く「にんげんを否定する」ことがらに、しっかりと向き合いそれをなくすために行動したいと考えています。

このように、愛すること、願うこと、考えること、行動することは、みのお市民のたからかな誇りです。

わたしのために・あなたのために・みんなのために、にんげんの街みのおを育てます。

日本国憲法のこころ、市民の風で、ここ箕面市を「人権の街」として宣言します。

3　関連する市の計画等

【第五次箕面市総合計画】

○計画の期間…平成２３年度（2011 年度）～平成３２年度（2020 年度）

○計画の概要…本市のまちづくりの将来像やめざすまちの姿、それを実現するための基本方向などを明らかにしたもので、長期的な展望のもとで、計画的・効率的な行財政運営を進めていくための基本指針であるとともに、市民・事業者・行政などのさまざまな主体が協働によるまちづくりを進めていくために共有すべき指針としての役割を果たすものである。

○計画の構成…基本構想と基本計画の２部構成となっている。

基本構想は、すべての市民が共有する箕面市の将来都市像を定め、これを実現するためにめざすまちの姿と基本方向を示すもので、総合的かつ計画的なまちづくりの指針となるものである。

基本計画は、めざすべき将来都市像を実現するために、基本構想で設定した、めざすまちの姿と基本方向に沿って、必要な政策・施策を総合的・体系的に示すものであり、５年ずつ前期と後期に分けて策定している。

【第７期箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】

○計画の期間…平成３０年度（2018 年度）～平成３２年度（2020 年度）

○計画の概要…介護予防や高齢者の日常生活の支援を目的とする福祉施策と、要介護者等への支援を目的とする介護保険制度を総合的・一体的に推進するため、老人福祉法に規定する「老人福祉計画」、介護保険法に規定する「介護保険事業計画」を一体的に策定したものである。高齢者福祉事業及び介護保険事業の各施策の方向性を定めるとともに、介護保険料算定の基礎となる介護保険サービスの必要見込量やその他の事業の目標量等を示している。

【箕面市地域福祉計画】

○計画の期間…平成２３年度（2011 年度）～平成３２年度（2020 年度）

○計画の概要…社会福祉法第１０７条の規定に基づき、地域における福祉施策を総合的に推進していくための計画である。高齢者から子どもまで、障害のある人もない人も、誰もが住み慣れた地域の中で、互いに支えあいながら、その人らしく、安心して暮らせる地域コミュニティをつくっていく取り組みを、市民、事業者、社会福祉協議会、行政が協働で推進していくための基盤や体制等を示している。

【箕面市人権のまち推進基本方針】

○計画の期間…平成２３年度（2011 年度）～

○計画の概要…平成２２年度で期間が終了した「箕面市人権のまち推進基本方針」

の精神を引き継ぎ、「にんげんの街みのおを育てるために」をテーマに人権のまちの実現をめざすものである。

【新箕面市人権教育基本方針】

○計画の期間…平成２３年度（2011 年度）～

○計画の概要…箕面市幼稚園・学校の人権教育を総合的に推進するために策定したもので、「箕面市同和教育基本方針」、「箕面市障害児教育基本方針」、「箕面市在日外国人教育の指針」及び「箕面市人権教育基本方針」を発展的に継承しているものである。

【箕面市人権保育基本方針】

○計画の期間…平成１５年度（2003 年度）～

○計画の概要…人権を大切にする心を育てる保育を構築し、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され健やかな成長を育むための基本方針として定めたものである。

【第三次箕面市子どもプラン】

○計画の期間…平成２７年度（2015 年度）～平成３１年度（2019 年度）

○計画の概要…「箕面市新子どもプラン」（次世代育成支援対策行動計画（後期計画））を引き継ぎ、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援対策行動計画」を一体的に策定したものである。本市の子どもや子育て支援に関する具体的な施策の方向性を示している。

【箕面市就労支援基本計画】

○計画の期間…平成２０年度（2008 年度）～

○計画の概要…働く意欲がありながらも、様々な要因に阻まれ就労が困難となっている市民の就労を支援していくため、本市が取り組むべき基本的な方針と具体的な施策の方向性を定めるものである。

【箕面市都市計画マスタープラン】

○計画の期間…平成８年度（1996 年度）

○計画の概要…都市計画法に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として策定したもので、まちづくりの目標を「都市機能の充実した活力あるまちの実現」「市民本位の暮らしよいまちの実現」「地域個性のある文化的なまちの実現」「自然と調和したまちの実現」におき、これらを実現するための整備方針及び地域ごとのまちづくりの考え方・実施されるべき施策の方向を示している。なお、生活サービス機能を計画的に配置していくことをめざして平成２８年

（2016 年）２月に策定された「箕面市立地適正化計画」は、箕面市都市計画マスタープランに包含される計画である。

【箕面市住宅マスタープラン(2010)】

○計画の期間…平成２２年度（2010 年度）～概ね１０年後（平成３２年度を目標年度とする。）

○計画の概要…市民ニーズの多様化、人口構造の高齢化等社会情勢が大きく変化していること、大規模プロジェクトの進捗により都市構造が大きく変貌すると予測されることなどを踏まえ、本市の実情や特性に応じた住宅政策を推進するために策定したものである。地域特性に対応した住宅政策を推進するに当たっての基本方針を確立するとともに、住まいづくり・まちづくりを進める際の基本となる事項を定めている。

【箕面市交通バリアフリー基本構想】

○計画の期間…平成１６年度（2004 年度）～

○計画の概要…「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」及び同法に規定する基本方針に基づき、鉄道駅等の旅客施設とともに周辺の道路や駅前広場、通路等の連続した移動経路のバリアフリー化を行い、だれもが安心して安全に移動できるバリアフリー空間の整備をめざすため、鉄道駅及び周辺の地区を重点的に整備すべき地区として指定し、移動円滑化のための方針や具体的な施策を定めるものである。

【箕面市地域防災計画】

○計画の期間…平成９年度（1997 年度）～

（毎年検討を行い、必要に応じ修正）

○計画の概要…災害対策基本法の規定に基づき、市域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関して、本市や防災関係機関が処理すべき事務や業務の大綱等を定めたものである。

4　障害者手帳所持者数等にかかる推計

（１）総人口

（単位：人）

年齢階層	平成 30 年（2018 年）	平成 31 年（2019 年）	平成 32 年（2020 年）
18 歳未満	24,973	25,135	25,297
18 歳以上	113,444	114,743	116,042
合計	138,417	139,878	141,338

（２）身体障害者手帳所持者数

（単位：人）

年齢階層	平成 30 年（2018 年）	平成 31 年（2019 年）	平成 32 年（2020 年）	人口千人あたり手帳所持者数（平成 29 年 4 月 1 日）
18 歳未満	152	153	154	6.09
18 歳以上	3,887	3,932	3,976	34.27
合計	4,039	4,085	4,130	29.16

（３）療育手帳所持者数

（単位：人）

年齢階層	平成 30 年（2018 年）	平成 31 年（2019 年）	平成 32 年（2020 年）	人口千人あたり手帳所持者数（平成 29 年 4 月 1 日）
18 歳未満	298	300	302	11.93
18 歳以上	697	705	713	6.14
合計	995	1,005	1,015	7.19

（４）精神障害者保健福祉手帳所持者数

（単位：人）

年齢階層	平成 30 年（2018 年）	平成 31 年（2019 年）	平成 32 年（2020 年）	人口千人あたり手帳所持者数（平成 29 年 4 月 1 日）
18 歳未満	30	30	31	1.21
18 歳以上	720	728	737	6.35
合計	750	759	767	5.42

（５）自立支援医療（精神通院）受給者数

（単位：人）

	平成 30 年（2018 年）	平成 31 年（2019 年）	平成 32 年（2020 年）	人口千人あたり受給者数（平成 29 年 4 月 1 日）
合計	1,888	1,908	1,928	13.64

（６）特定疾患医療受給者数

（単位：人）

年齢階層	平成 30 年（2018 年）	平成 31 年（2019 年）	平成 32 年（2020 年）	人口千人あたり受給者数（平成 29 年 4 月 1 日）
18 歳未満	11	11	11	0.44
18 歳以上	1,122	1,135	1,148	9.89
合計	1,133	1,146	1,159	8.18

5　本市の障害福祉施策の経緯

時 期	項 目
昭和 28 年度 （1953 年度）	● 箕面小学校に知的障害児学級「もみじ学級」開設
昭和 31 年度 （1956 年度）	● 第二中学校に知的障害児学級「あかつき学級」開設 ● 箕面市制施行
昭和 39 年度 （1964 年度）	● 萱野小学校に知的障害児学級開設 ● 無認可作業所「あかつき学園」開所
昭和 47 年度 （1972 年度）	● 西南小学校に肢体不自由児学級開設 ● 市費で、障害児介助員の配置と重度肢体不自由児の学校タクシー送迎制度を開始
昭和 48 年度 （1973 年度）	● 市立幼稚園（かやの幼稚園）で障害児の入園が始まる
昭和 49 年度 （1974 年度）	● 市立保育所（桜ヶ丘保育所）で障害児保育が始まる
昭和 51 年度 （1976 年度）	● 第三中学校に肢体不自由児学級開設
昭和 53 年度 （1978 年度）	● 知的障害者通所授産施設「箕面市立あかつき園」開設
昭和 55 年度 （1980 年度）	● 市に「国際障害者年推進本部」設置 ● 「箕面市障害者事業 10 ヵ年計画」策定
昭和 56 年度 （1981 年度）	● 国際連合による「国際障害者年」
昭和 57 年度 （1982 年度）	● 「豊能障害者労働センター」開所 ● 「箕面市障害児教育基本方針」策定
昭和 58 年度 （1983 年度）	● 箕面市立障害者福祉センター「ささゆり園」開設 ● 「箕面市福祉のまちづくり環境整備要綱」策定 ● ささゆり園で「心身障害児早期療育事業」開始 ● ささゆり園で「ささゆり作業所」運営開始
昭和 59 年度 （1984 年度）	● 市学童保育室で、障害児の受入れが始まる
昭和 60 年度 （1985 年度）	● 市と障害者団体等による「障害者の働く場づくり懇話会」設置
昭和 61 年度 （1986 年度）	● 「第三次箕面市総合計画」開始。（「障害者の働く場づくり推進事業」を最重点施策事業と位置づけ。） ● 「箕面市障害者雇用助成事業」を開始 ● 「（仮称）箕面市障害者事業団設立準備委員会」設置

時 期	項 目
昭和 62 年度 (1987 年度)	● 「(仮称)箕面市障害者事業団モデル事業推進協会」設置 ● 「箕面市障害児早期療育事業推進計画」策定
平成 2 年度 (1990 年度)	● 「財団法人箕面市障害者事業団」設立 ● 「箕面市福祉のまちづくりに関する市立施設の建設及び営繕指針」制定 ● 箕面手をつなぐ親の会が、知的障害者グループホームを開所
平成 4 年度 (1992 年度)	● 「箕面市保健福祉市民ニーズ調査」実施
平成 5 年度 (1993 年度)	● 「箕面市保健福祉計画」策定 ● 身体障害者通所授産施設「箕面市立ワークセンターささゆり」開設
平成 6 年度 (1994 年度)	● 「箕面市立知的障害者デイサービスセンター」開設(東部地域)
平成 7 年度 (1995 年度)	● 「箕面市障害者市民長期計画策定検討委員会」設置 ● 「箕面市在宅障害者自活訓練事業」開始 ● 「箕面市福祉のまちづくり重点地区整備計画」策定 ● 「箕面市障害者市民の長期計画（みのお‘N’プラン）」策定
平成 8 年度 (1996 年度)	● 「箕面市福祉のまち総合条例」施行 ● 「箕面市立総合保健福祉センター(みのおライフプラザ)」開設 ● 総合保健福祉センター内で「障害者ショートステイ事業」開始 ● 総合保健福祉センター分室で「早期療育事業」開始 ● 「箕面市障害者雇用支援センター」設立 ● 「箕面市障害者市民施策推進協議会」設置 ● 「福祉予約バス（ディマンドバス）」運行開始 ● 「箕面市重度身体障害者社会生活訓練事業」開始
平成 15 年度 (2003 年度)	● 「ふれあい就労支援センター」開設に伴い、同センター内に障害者雇用支援センターを拡大移転 ● 支援費制度施行（措置から契約へ） ● 「第２次箕面市障害者市民の長期計画（みのお‘N’プラン）」策定
平成 16 年度 (2004 年度)	● ささゆり園を再整備し、身体障害者デイサービス事業を開始 ● 知的障害者デイサービスセンター及び東部老人デイサービスセンターを、「箕面市立光明の郷ケアセンター」とし、一体的サービス提供基盤として再整備。 ● 「箕面市バリアフリー基本構想」策定

時 期	項 目
平成 18 年度 (2006 年度)	● 障害者自立支援法施行（３障害統一のサービスとなる） ● 「第２次箕面市障害者市民の長期計画(みのお‘N’プラン)改訂版」策定
平成 19 年度 (2007 年度)	● ワークセンターささゆりが障害者自立支援法制度へ移行 ● 光明の郷ケアセンターが障害者自立支援法制度へ移行
平成 20 年度 (2008 年度)	● 「第２次箕面市障害者市民の長期計画(みのお‘N’プラン)二訂版」策定 ● 「豊能北障害者就業・生活支援センター」開設
平成 21 年度 (2009 年度)	● 障害者雇用支援センターが障害者自立支援法制度へ移行 ● 市が「社会的雇用制度」の国制度化を、国等に要望
平成 22 年度 (2010 年度)	● あかつき園が自立支援法制度へ移行 ● 市が「社会的雇用モデル事業」の実施を、国等に要望
平成 23 年度 (2011 年度)	● 障害者基本法の改正(「インクルーシブ社会」の概念等が盛り込まれる) ● 国の障がい者制度改革推進会議総合福祉部会(箕面市長が構成員として参加)が「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」をまとめる ● 市内の福祉作業所等の制度移行が終了
平成 24 年度 (2012 年度)	● 障害者虐待防止法の施行 ● 障害児通所支援等が、児童福祉法に移管
平成 25 年度 (2013 年度)	● 障害者総合支援法の施行（難病患者等を障害福祉サービスの対象に追加） ● 障害者優先調達推進法の施行 ● 障害者差別解消法の制定 ● 国連障害者権利条約の批准 ● 市立小中学校のエレベーター設置が完了 ● 「第３次箕面市障害者市民の長期計画（みのお‘N’プラン）」策定
平成 26 年度 (2014 年度)	● 福祉予約バスに替わり、福祉有償運送モデル事業として「オレンジゆずるタクシー」の運行開始
平成 28 年度 (2016 年度)	● 障害者差別解消法の施行 ● 成年後見利用促進法の施行
平成 29 年度 (2017 年度)	● 基幹相談支援センターの市直営化 ● 「重度障害者のための生活介護事業所整備構想」策定

６　用語説明

●あんしん賃貸支援事業

高齢者、障害者、外国人等であることを理由とした入居拒否を行わない民間賃貸住宅（＝あんしん賃貸住宅）、これらの世帯の入居の円滑化や居住支援を行う団体（＝居住支援団体）およびあんしん賃貸住宅の仲介等により高齢者等の円滑な入居を支える宅地建物取引業者（＝あんしん賃貸住宅協力店）を都道府県に登録する制度。

●医療的ケア

医師の指示の下に行われる、日常生活を営むために必要な、喀痰吸引・経管栄養・導尿・服薬指導等の行為。

平成２４年（2012年）施行の「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等について、一定の条件の下に、口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養を実施できることとなった。

●医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参加し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりの推進を行う人材。国の基本指針や府の基本的考え方では、相談支援専門員や訪問看護師の活用が想定されている。

●インクルーシブ社会

障害者が、他の者と平等な選択の自由と、地域社会で生活する平等な権利を持ち、障害の有無によって分け隔てられることなく共生する、多様性を包摂（ほうせつ）した社会。

国連の「障害者の権利に関する条約」（日本は平成２６年(2014年)に批准）における重要な理念であり、「障害者基本法」（平成２３年(2011年)改正）及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成２５年(2013年)制定）においても、「合理的配慮」とともに、重要な理念として盛り込まれた。

●ケアマネジメント

主に地域社会の中で継続的なケアを提供する際に、サービス利用者の生活全般にわたるニーズと公私にわたる社会資源との間にたって、複数のサービスを適切に結びつけ、調整を図り、総合的かつ継続的なサービス提供を確保する機能。

●合理的配慮

障害は社会的障壁による生活上の制限であるとする、社会モデルの考え方に基づき、障害者を取り巻く社会的障壁を取り除くために行う環境整備等。

「障害者の権利に関する条約」では、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当

な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。

●支援教育（特別支援教育）

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

平成１９年（2007年）４月の法改正により、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、発達障害を含む障害のあるすべての子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うこととされた。

●児童発達支援センター

児童福祉法に規定された、障害児の支援を通所により行うための児童福祉施設。児童発達支援（就学前児童を対象とした療育）等を提供する福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援（身体障害のある児童を対象とした療育と治療）等を提供する医療型児童発達支援センターの２類型がある。計画策定のための国の基本指針では、利用児童や保護者への支援を行うとともに、重層的な地域支援体制の構築のため、専門機能を活かし、保育所等訪問支援を行うなど地域の中核的な支援施設としての役割も期待されている。

●自立支援協議会

市町村及び都道府県が、地域における障害者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置する機関。関係機関、関係団体及び関係者が、協議及び相互連携等を行う。

平成２５年度（2013年度）施行の障害者総合支援法において、名称が「自立支援協議会」から「協議会」に改められ、地域の実情に応じて名称を変更できることとされた。

●成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力が十分でない人が、不利益を被ることのないように、財産や権利を守るための制度。あらかじめ本人が選ぶ後見人と契約をする「任意後見」と、家庭裁判所に申立てを行い、後見人の選定を受ける「法定後見」とがある。

●早期療育システム

母子保健事業等による早期発見・早期支援や市児童発達支援事業所あいあい園等における療育、保育園・幼稚園・認定こども園における支援保育・支援教育など、小学校入学までの関係機関連携による支援システム。

●地域包括ケアシステム

すべての市民の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れ

た地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援やサービスを提供する体制。

●ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、社会の一員として、互いに尊重し支え合いながら、地域の中でともに生活する社会こそが当たり前の社会であるという考え方。
日本においては、昭和５６年（1981年）の国連の国際障害者年を契機に普及し、この流れをふまえて、平成５年（1993年）に心身障害者対策基本法が大幅に改正され、障害者基本法と改められた。また、国の「障害者対策に関する新長期計画」（平成５年度(1993年度)～平成１４年度(2002年度)）の後期重点施策実施計画として、「障害者プラン～ノーマライゼーション７か年戦略～」（平成８年度(1996年度)～１４年度(2002年度)）が定められるなど、ノーマライゼーションは、障害者施策の基本理念とされた。

●パブリックコメント

行政機関（国、都道府県、市など）が国民の生活に大きく影響する制度などを定めるときに、最終的な意思決定を行う前にその素案を公表して意見・情報を募集し、寄せられた意見等を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見等に対する行政機関の考え方を取りまとめ、提出された意見等の概要と併せて公表する仕組み。

●バリアフリー

もとは、障害者や高齢者が社会生活をしていくうえで妨げとなる、段差等の物理的な障壁（バリア）をなくすという意味の建築用語。現在では、物理的な障壁に限らず、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面の障壁などを含め、障害者等の社会参加の妨げとなる、あらゆる障壁を取り除く意味で用いられる。

●福祉有償運送

ＮＰＯや社会福祉法人などの非営利法人等が、高齢者や障害者などの公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、レジャーなどを目的に有償で行う車による移送サービス。道路運送法第７８条第２項に規定する「自家用有償運送」の一類型である。

●法定雇用率

「障害者雇用率制度」として、障害者雇用促進法に基づき、事業主に対し、その雇用する労働者に占める障害者の割合が、一定率以上になるよう義務付けている割合。
法改正により、平成３０年度（2018年度）から、これまで民間企業２．０％、国、地方公共団体等２．３％だった法定雇用率が、民間企業２．２％、国、地方公共団体等２．５％に引き上げられるとともに、身体障害者及び知的障害者のみであった法定雇用率の算定基礎に精神障害者も加わることとなった。

●ユニバーサルデザイン

障害者や高齢者等を取り巻く、様々な障壁をなくしていくというバリアフリーの考

え方からさらに一歩進めて、まちづくりや商品デザインに関して、だれもが利用しやすい仕様を、あらかじめ取り入れておこうとする考え方。

●要約筆記

聴覚障害者のうち、手話をコミュニケーション手段としていない人に対する、有効なコミュニケーション手段の一つ。筆記により「早く・正しく・読みやすく」情報を伝達する方法。

障害者総合支援法に基づく市町村地域生活支援事業において、意思疎通支援事業として実施されている。

●要安否確認者名簿等災害関係名簿

【要安否確認者名簿】

重度障害者や独居高齢者など、自力での避難が困難な可能性があるかたを対象とした名簿。「箕面市災害時における特別対応に関する条例」に基づき作成される。平常時は避難所に封印保管され、大規模災害発生時は、市長の指示又は地区防災委員会役員３人以上の合議により地区防災委員会が開封し、名簿搭載者の安否確認を実施する。

【避難行動要支援者名簿】

重度障害者や要介護者など、自力での避難が困難で、避難のために特に支援が必要なかたを対象とした名簿。「災害対策基本法」に基づき作成される。平常時から消防団、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地区防災委員会、自治会など地域防災計画で定めた関係者に名簿を提供し、支援体制を整え、災害時の支援につなげる。

【要継続支援者名簿】

医療的ケアの必要な独居障害者や高齢者など、継続的に福祉的・医療的ケアがなければ生命維持に支障をきたすかたを対象とした名簿。災害発生時は、支援継続の重要度が高い順に、行政が安否確認等を実施する。

支援継続の重要度が特に高いかたについては、個別状況をふまえた支援体制を構築するため、利用している福祉・医療サービスの情報等が盛り込まれた「個別支援計画」が作成される。

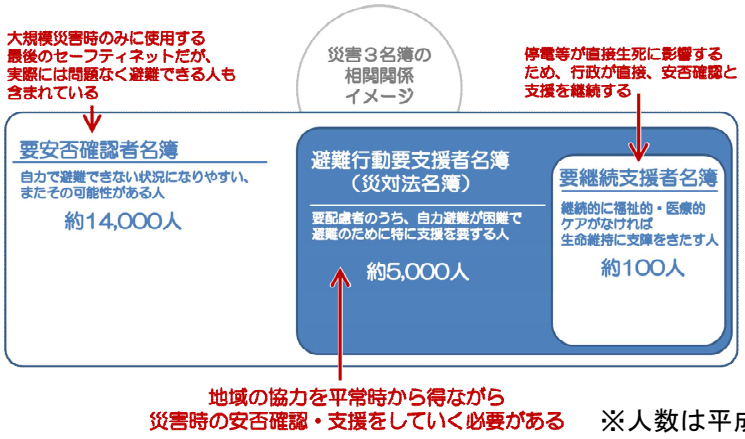

※人数は平成２８年度当初時点

7　障害福祉サービス及び障害児支援の実施内容と主な対象者

身 身体　知 知的　精 精神　難 難病　区分 障害支援区分の認定が必要

※実施内容及び対象者については全てを網羅するものではありません

（１）障害福祉サービス

●訪問系サービス

サービス名	実施内容	主な対象者
居宅介護	自宅で、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事の援助、通院等の介助を行います。	身 知 区分 精 難
重度訪問介護	自宅で、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事の援助、外出時における移動介護などを総合的に行います。	身 知 区分 精 難
行動援護	行動障害のあるかたに、行動の際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。	知 区分 精
同行援護	視覚障害のあるかたに、外出時に視覚的情報の支援（代筆・代読含む）や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。	身 区分
重度障害者等包括支援	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等をふまえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活援助等）を包括的に提供します。	身 知 区分 精 難

●短期入所サービス

サービス名	実施内容	主な対象者
短期入所	障害者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活上の支援を行います。	身 知 区分 精 難

●日中活動系サービス

サービス名	実施内容	主な対象者
生活介護	地域や入所施設で安定した生活を営むことが出来るよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援や、生産活動等の機会を提供します。	身 知 区分 精 難
自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。	身 知 精 難
就労移行支援	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。	身 知 精 難
就労継続支援Ａ型	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。	身 知 精 難
就労継続支援Ｂ型	通所により、就労や生産活動の機会を提供する（雇用契約は結ばない）とともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。	身 知 精 難
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労したかたに就労先の企業や自宅への訪問等により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。	身 知 精 難
療養介護	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。	身 知 区分 難

●居住系サービス

サービス名	実施内容	主な対象者
共同生活援助（グループホーム）	共同生活住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の支援を行います。	身 知 区分 精 難
施設入所支援	夜間における入浴・排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。	身 知 区分 精 難
自立生活援助	単身で生活するかたの居宅を定期的に訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないかなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。	身 知 精 難

●相談支援サービス

サービス名	実施内容	主な対象者
計画相談支援	対象者の心身の状況・環境等を勘案し、利用する障害福祉サービスの内容等についてサービス等利用計画を作成します。 また、計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、計画の見直しを行います。	身 知 精 難
地域移行支援	施設入所者や精神科病院に入院している人等が地域生活に移行するために、住居の確保や相談、その他必要な支援を行います。	身 知 精 難
地域定着支援	居宅において単身等で生活するかたと常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の必要な支援を行います。	身 知 精 難

（２）障害児支援

●通所系サービス（障害児通所支援）

サービス名	実施内容	主な対象者
児童発達支援	児童発達支援事業所等において、就学前児童を対象に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	身 知 精 難
医療型児童発達支援	医療型児童発達支援センター等において、就学前児童を対象に児童発達支援及び治療を行います。	身
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス事業所等において、授業の終了後、又は休業日に、就学児童を対象として生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。	身 知 精 難

●訪問系サービス（障害児通所支援）

サービス名	実施内容	主な対象者
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他の必要な支援を行います。	身 知 精 難
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害児等で、児童発達支援を受けるために外出することが著しく困難な就学前の障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などを行います。	身 知 精 難

●相談支援サービス（障害児相談支援）

サービス名	実施内容	主な対象者
障害児相談支援	障害児通所支援を利用しているかたを対象に、対象者の心身の状況・環境等を勘案し、利用するサービスの内容等についてサービス等利用計画を作成します。 また、計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、計画の見直しを行います。	身 知 精 難

８　箕面市保健医療福祉総合審議会条例

（平成８年箕面市条例第９号）

（設置）

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、箕面市保健医療福祉総合審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審議会は、地域保健、地域医療及び地域福祉（以下「地域保健等」という。）について、市長の諮問に応じて調査審議し、答申するほか、地域保健等に関して講ぜられる施策の推進について、市長に意見を申し出ることができる。

（委員の定数）

第３条　審議会の委員の定数は、１９人とする。

（委員）

第４条　委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

一　学識経験者

二　医療関係者

三　市民

四　市内関係団体の代表者

五　関係行政機関の職員及び市の職員

２　前項第５号に該当するものとして任命された委員が同号に掲げる職を失った場合においては、委員の職を失う。

（任期）

第５条　委員の任期は、３年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（臨時委員）

第６条　審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

２　臨時委員は、第４条第１項各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

３　臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議に参与し、当該調査審議が終了するまでの間在任する。

（会長及び副会長）

第７条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（部会の設置）

第８条　審議会に特別の事項を調査審議させるため、必要に応じて部会を置くことが

できる。

（関係者の出席）

第９条　審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（報酬及び費用弁償）

第１０条　委員及び臨時委員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和２９年箕面市条例第１０号）の定めるところによる。

（委任）

第１１条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附則　　省　略

９　箕面市保健医療福祉総合審議会条例施行規則

（平成８年箕面市規則第７号）

（趣旨）

第１条　この規則は、箕面市保健医療福祉総合審議会条例（平成８年箕面市条例第９号）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第２条　箕面市保健医療福祉総合審議会（以下「審議会」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　審議会の会議の内容が附属機関の会議の非公開の基準等を定める規則（平成９年箕面市規則第２５号）第２条に定める基準に該当する場合は、会議を公開しない。

（部会の設置）

第３条　審議会に次に掲げる部会を置く。

一　保健福祉計画部会

二　健康増進部会

三　障害者長期計画部会

四　地域福祉計画部会

（部会長等）

第４条　部会の委員は、審議会の意見を聴いて会長が指名する。

２　部会に部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

３　部会長は、部会を総括し、部会において調査審議した事項を会長に報告しなければならない。

（委任）

第５条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則　　省　略

10　箕面市保健医療福祉総合審議会　諮問書

写

箕 健 政 第 ２ １ ６ 号
平成２８年(2016 年)１１月２４日

箕面市保健医療福祉総合審議会　会長様

箕面市長　倉　田　哲　郎

地域保健及び地域福祉の施策について（諮問）

急速な少子高齢化の進展に伴い、社会保障改革の検討が進められる一方で、市民の医療や保健福祉へのニーズは高度化、多様化しています。

そのような中、本市においては、「健康長寿のまちづくり」を進めており、元気な高齢者がその元気を維持・増進し、健康で生きがいを持って、はつらつと活躍・活動できるように、地域において様々な世代の市民がふれあう機会を創出し、多世代交流の活発化に取り組んでいるところです。さらに、障害者が働く事業所について、地域での認知度を高め、協力・応援する関係づくりを進めています。

また、市政運営の３本柱の一つである「安心・支えあい最優先」に基づく各種施策については、貴会の慎重な調査審議の結果を踏まえて策定した「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者市民の長期計画（みのお‘N’プラン）」及び「地域福祉計画」といった各計画にも位置付け、その推進を図っているところです。

今後も、国の施策の動向を見極めつつ、市の現状を踏まえて、新しい時代に即した地域保健及び地域福祉の施策を形づくっていく必要があります。

つきましては、箕面市保健医療福祉総合審議会条例（平成８年箕面市条例第９号）第２条の規定に基づき、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

１　第７期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関すること

２　第５期障害福祉計画に関すること

11　箕面市保健医療福祉総合審議会　答申書

写

平成３０年(2018 年)２月１３日

箕面市長　倉　田　哲　郎　様

箕面市保健医療福祉総合審議会
会　長　　黒　田　研　二

地域保健及び地域福祉の施策について（答申）

標記のことについて、平成２８年(2016 年)１１月２４日付け箕健政第２１６号をもって箕面市長から諮問のありました「地域保健及び地域福祉の施策について」のうち、「第７期箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」及び「第５期箕面市障害福祉計画・第１期箕面市障害児福祉計画」に関し、本審議会において慎重に調査・審議いたしました結果、別添のとおりとりまとめましたので、下記の意見を附して答申いたします。

記

戦後生まれの人口規模が大きい世代が高齢者年齢を迎えたことに伴う高齢者世帯や社会構造・経済状況の変化により、生活困窮などの課題を抱えた世帯が増加しています。

このような状況をふまえて、国においては、複合化した課題を抱える世帯や個人を支援するため、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めています。

その取組のひとつとして、「地域包括ケアシステム」の理念を普遍化し、高齢者のみならず、障害者や子どもなど生活上の困難を抱えるかたが地域において自立した生活を送ることができるよう、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現するために、2017 年度(平成２９年度)に社会福祉法等が改正されたところです。

箕面市においては、2025 年に４人に１人が高齢者という超高齢社会となり、すべての団塊の世代が７５歳以上となっていくことからも、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者がさらに増加することが予測されます。また、

今後１０年は、箕面市の人口増に併せて、障害者の増加も予想されます。これら対象者の増加は、高齢・障害サービスの需要がさらに増大することを示唆するものです。

以上の状況をふまえ、今回の「第７期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」においては、地域共生社会の推進と地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進により、高齢者が生きがいを持って安心して生活できる環境の実現に向け取り組むことが必要です。また、「第５期障害福祉計画・第１期障害児福祉計画」においては、障害者総合支援法等の改正による新しいサービスが創設されることをふまえ、サービス基盤の整備を積極的かつ主体的に進めるとともに、ハード・ソフト両面に渡る社会的障壁の除去に努め、障害者が住み慣れた地域で、その人らしく生活できるよう取り組むことが必要です。両計画の実績評価・進捗管理については、関係機関等と議論を進め、広く市民への周知が必要であると考えます。

なお、それぞれの計画策定・推進にあたって、特に留意すべき事項は次のとおりです。

共通　高齢者・障害者両施策に関すること

地域包括ケアシステムと地域共生社会の実現

第７期計画における日常生活圏域の見直し及び市直営地域包括支援センターの開設を最大限に活用するとともに、国が求める日常生活圏域ごとの生活支援コーディネータ機能及び協議体等の取組を充実させ、地域住民相互による支え合い活動と連携した地域包括ケアシステムを推進することが肝要です。

なお、地域包括ケアシステムは、高齢者の在宅での自立生活を支える仕組みとして提唱され構築が進められてきましたが、高齢者のみならず、障害はもとより疾病、就労、家族の状況など様々な要因により何らかの生活課題を抱えているすべての市民を対象に地域包括支援センターを核とした暮らしをサポートする仕組みの構築を進める必要があります。

また、地域における日常生活課題の解決に向けて、地域の多様な住民により支える「我が事・丸ごと」の意識の醸成を進め、地域共生社会の実現をめざしていく必要があります。

高齢者施策に関すること

１．在宅医療と介護の連携

医療・介護ニーズの高い高齢者が自宅に戻ってくるケースが今後ますます増加すると見込まれます。こうしたかたの在宅生活を支えるためには、在宅での看取りを視野に入れ、在宅医療の基盤充実とともに、在宅医療と介護の連携が 必要です。入院施設から退院後の療養生活へスムーズに移行し、関わる多職種者間の連携を強化し、病状の変化に対応できる後送病院を確保するなど、在宅医療を支

えるために市内の医療・介護サービス支援体制の整備に向けて必要となる具体的な取組を実施することが重要です。

２．自立支援・重度化防止等に資する施策の推進

介護保険制度の基本理念のひとつである「自立支援」をめざし、「自立支援、介護予防・重度化防止等の取組」を積極的に推進し、元気な高齢者を増やし、要支援・要介護認定率の上昇を抑制することにより、高齢者のＱＯＬが向上するとともに、介護サービスにかかる費用の軽減が図られ、結果として介護保険料の上昇を抑制することが可能になります。そのためには、計画で設定した目標をＰＤＣＡにより着実に実施していくことが必要です。

障害者施策に関すること

１．市内サービス基盤の整備

障害者総合支援法の改正により、「就労定着支援」、「自立生活援助」、「居宅訪問型児童発達支援」及び「共生型サービス」といった医療的ケア児や高齢障害者を含む様々な状態像のかたの地域生活を支援するサービスが新たに創設されます。2018 年(平成３０年) ４月からの施行にあたっては、法改正の趣旨をふまえ、円滑に各サービスを利用できるよう、サービス提供体制の整備を図るとともに、制度の周知に努める必要があります。

また、2025 年を見据えた中・長期的な視点での施設整備目標を示した「重度障害者のための生活介護事業所整備構想（たたき台）（2017 年(平成２９年) ６月策定）」に基づき、本計画期間中においても、新施設の整備を早急に進め、地域生活支援拠点の整備と併せて障害者の日中活動の場のさらなる充実に努める必要があります。

２．社会的障壁の除去

障害者権利条約の批准等により、障害者の社会的障壁の除去がより一層求められています。2016 年(平成２８年)に障害者差別解消法が施行され、様々な場面における合理的配慮の提供が進められています。

箕面市においても、地域の障害者理解や差別解消、合理的配慮の提供促進に努める必要があります。

なお、2017 年(平成２９年)から検討を進めている、ろう者等聴覚障害者をはじめとする意思疎通に困難を抱える障害者に対する支援等に関する条例については、引き続き障害者市民施策推進協議会等で丁寧に検討を進めるべきと考えます。

12　箕面市保健医療福祉総合審議会　開催状況（計画関連）

開催日	審議案件
平成２８年度　第１回 平成２８年１１月２４日	１　諮問について ２　審議会のスケジュール等について ３　第６期箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況について ４　第４期箕面市障害福祉計画の進捗状況について
平成２９年度　第１回 平成２９年８月４日	１　第７期箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について ２　第５期箕面市障害福祉計画・第１期箕面市障害児福祉計画について ３　（仮称）手話言語及びその他の意思疎通のための手段の利用促進条例について
平成２９年度　第３回 平成２９年１１月２７日	１　第５期箕面市障害福祉計画・第１期箕面市障害児福祉計画について ２　第７期箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
平成２９年度　第４回 平成３０年２月１日	１　第５期箕面市障害福祉計画・第１期箕面市障害児福祉計画について ２　第７期箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について ３　地域保健及び地域福祉の施策についての答申（案）について

13　箕面市保健医療福祉総合審議会　委員名簿

任期：平成２８年１１月２４日から

選出区分	氏名	所属等	備考
学識経験者	黒田　研二	関西大学人間健康学部　教授	
	明石　隆行	種智院大学人文学部　教授	
	内藤　義彦	武庫川女子大学生活環境学部　教授	
	松端　克文	桃山学院大学社会学部　教授	
医療関係者	石井　正治	箕面市医師会	
	首藤　弘史	箕面市医師会	
	徳岡　修	箕面市歯科医師会	
	林　良紀	箕面市薬剤師会	
市民	冨原　美恵子	市民	
	三宅　昌代	市民	
市民関係団体の代表者	石田　良美	箕面市社会福祉協議会	
	山内　照和	箕面市民生委員児童委員協議会	
	堀尾　清治	箕面市老人クラブ連合会	平成２９年８月３日まで
	奥田　一夫	箕面市老人クラブ連合会	平成２９年８月４日から
	西尾　英子	箕面市障害者市民施策推進協議会	平成２９年８月３日まで
	川部　三郎	箕面市障害者市民施策推進協議会	平成２９年８月４日から
	安達　弘	大阪府社会福祉協議会老人施設部会	
行政関係	大原　俊剛	大阪府池田保健所	
	田村　信司	箕面市立病院	

14　箕面市障害者市民施策推進協議会開催要綱

（平成１７年箕面市訓達第４２号）

（開催）

第１条　障害者市民に関する施策の推進に資する事項を検討するため、箕面市障害者市民施策推進協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

（検討事項）

第２条　協議会の検討事項は、次に掲げる事項とする。

（１）障害者市民の団体、関係団体及び関係行政機関との連絡調整に関すること。

（２）障害者市民の福祉の施策推進に関すること。

（３）障害者市民の福祉に関する調査及び研究に関すること。

（４）障害者計画及び障害福祉計画の策定に関すること。

（５）前各号に掲げるもののほか、障害者市民に関する施策の推進に関すること。

（構成）

第３条　協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

（座長）

第４条　協議会に、座長を置く。

２　座長は、構成員の中から互選により選出する。

３　座長は、会務を総理する。

４　座長に事故があるとき又は欠けたときは、座長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

５　座長の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

（会議）

第５条　協議会の会議は、座長が招集する。

２　座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

（報告）

第６条　協議会は、検討事項について整理した内容を必要に応じて市長に報告することができる。

（専門部会）

第７条　協議会は、検討事項に係る専門的な事項を検討するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

（庶務）

第８条　協議会及び専門部会の庶務は、健康福祉部障害福祉課が行う。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

別表及び附則　　省　略

15　箕面市障害者市民施策推進協議会 開催状況（計画関連）

開催日	審議案件
平成２９年度　第２回定例会 平成２９年７月１９日	第５期箕面市障害福祉計画について ● 策定のスケジュール ● 計画の概要
平成２９年度　第３回定例会 平成２９年９月２７日	第５期箕面市障害福祉計画について ● 第４期計画の実施状況 ● 第５期計画の全体構成 ● 第５期計画における重点施策
平成２９年度　第１回計画部会 平成２９年１０月６日	第５期箕面市障害福祉計画について ● 障害福祉サービス等の内容と見込量
平成２９年度　第２回計画部会 平成２９年１０月２６日	第５期箕面市障害福祉計画について ● 分野別施策の行動目標 ● 計画の推進体制と進行管理
平成２９年度　第４回定例会 平成２９年１１月１５日	第５期箕面市障害福祉計画について ● 計画のたたき台
平成２９年度　第５回定例会 平成３０年１月３０日	第５期箕面市障害福祉計画策定に関する附帯意見について

16　箕面市障害者市民施策推進協議会　構成員等名簿

任期：平成２９年７月１日から

氏名	所属等
川部　三郎	箕面市身体障害者福祉会代表
坂口　かつこ	箕面手をつなぐ親の会代表
五十嵐　典子	箕面市肢体不自由児者父母の会代表
誓山　富雄	箕面市精神障害者家族会みのお会代表
今井　雅子	公募市民（肢体不自由者）
上田　一裕	公募市民（視覚障害者）
谷口　学	公募市民（聴覚障害者）
宮坂　由美子	公募市民（精神障害者）
原野　元希	公募市民（一般）
金田一　尚元	大阪府池田保健所代表
大道　広子	箕面市人権啓発推進協議会障害者部会代表
髙田　浩行	社会福祉法人箕面市社会福祉協議会代表
三阪　義英	社会福祉法人あかつき福祉会代表
野田　泰弘	一般財団法人箕面市障害者事業団代表
片野坂　和幸	特定非営利活動法人箕面市障害者の生活と労働推進協議会代表
岡本　直美	社会福祉法人息吹代表
新居　良	障害者事業所代表
村田　尚記	健康福祉部副部長
岡　裕美	教育委員会事務局子ども未来創造局副部長
羽藤　隆	オブザーバー（箕面市身体障害者福祉会）
名渕　須和子	オブザーバー（箕面手をつなぐ親の会）
千馬　外代美	オブザーバー（箕面市肢体不自由児者父母の会）
永田　よう子	オブザーバー（障害者事業所）

17　箕面市自立支援協議会設置要綱

（平成１９年３月２９日箕面市訓令第２６号）

（設置）

第１条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第８９条の３第１項の規定に基づき、障害者等（障害者又は障害児をいう。以下同じ。）への支援の体制の整備を図るため、箕面市自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議事項等）

第２条　協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

２　協議会は、市が法第８８条第１項に規定する市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合は、市の求めに応じて協議を行うものとする。

（構成員）

第３条　協議会は、障害者等への支援を行う関係機関及び関係団体、障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者のうちから、市長が指名する者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

２　構成員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

３　補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

（部会の設置）

第４条　協議会は、第２条に規定する協議を円滑に行うため、部会を設置することができる。

（秘密の保持）

第５条　構成員は、協議会において知り得た秘密を漏らしてはならない。構成員がその職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第６条　協議会の庶務は、健康福祉部障害者支援室において行う。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附則　　省　略

18　箕面市自立支援協議会 開催状況（計画関連）

開催日	審議案件
運営会議 平成２９年５月２４日	第５期箕面市障害福祉計画について ● 策定のスケジュール ● 計画の概要
権利擁護部会 平成２９年８月４日	第５期箕面市障害福祉計画について ● 策定のスケジュール ● 計画の概要
相談支援部会 平成２９年９月１３日	第５期箕面市障害福祉計画について ● 第４期計画の実施状況 ● 障害福祉サービス等の内容と見込量
地域移行・定着支援部会 平成２９年９月２１日	第５期箕面市障害福祉計画について ● 第４期計画の実施状況 ● 障害福祉サービス等の内容と見込量

※９月から１１月の間に会議の開催がなかった権利擁護部会と就労系通所事業所情報交換会においては、メールで意見を聴取。

19　箕面市自立支援協議会　構成員等名簿

任期：平成２９年４月１日から

（運営会議）

氏名	所属団体等
池間 圭子	ライフタイムミント
切通 晃	パオみのお
古川 伸吾	ウイズ
下司 良一	豊能北障害者就業・生活支援センター
井澤 恵美	教育委員会事務局子ども未来創造局子どもすこやか室 総合保健福祉センター分室
宮部 晃子	教育委員会事務局子ども未来創造局人権施策課
松浦 和平	社会福祉法人箕面市社会福祉協議会

（相談支援部会）

構成団体等
ライフタイムミント
パオみのお
ウイズ
支援センターい～な
相談支援センターみーな
ドリームケア相談支援センター
光明の郷相談支援センター「はくしま」
相談支援事業所「チャレンジみのお」
相談るうぷ
あじさい箕面ケアセンター
社会福祉法人箕面市社会福祉協議会
教育委員会事務局子ども未来創造局子どもすこやか室

（地域移行・定着支援部会）

構成団体等
大阪府池田保健所
パオみのお
ライフタイムミント
支援センターい～な
相談支援センターみーな
医療法人社団澄鈴会　箕面神経サナトリウム
医療法人清順堂　ためなが温泉病院
訪問看護ステーション パラレル
訪問看護ステーション・Art de vivre（アールドビーブル）

社会福祉法人箕面市社会福祉協議会
箕面市健康福祉部高齢福祉室
箕面市健康福祉部生活援護室

（権利擁護部会）

構成団体等
大阪府池田保健所
箕面市身体障害者福祉会
箕面市肢体不自由児者父母の会
箕面手をつなぐ親の会
箕面市精神障害者家族会みのお会
箕面市民生委員児童委員協議会
ライフタイムミント
パオみのお
ウイズ
支援センターい～な
相談支援センターみーな
ドリームケア相談支援センター
光明の郷相談支援センター「はくしま」
相談支援事業所「チャレンジみのお」
相談るうぷ
あじさい箕面ケアセンター
社会福祉法人箕面市社会福祉協議会

（就労系通所事業所情報交換会）

市内就労系（就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型）事業所、豊能北障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所で構成されています。

20　箕面市支援連携協議会設置要綱

（平成２２年６月４日箕面市教育委員会教育長訓達第５号）

（趣旨）

第１条　箕面市における学びや育ちに支援の必要な幼児・児童・生徒や保護者への相談支援に関わる教育・福祉・医療・保健・労働などの関係部局の連携協力を円滑にするためのネットワークの構築と総合的な相談支援体制の確立を図ることを目的とする箕面市支援連携協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（事業）

第２条　協議会は、前条の目的達成のため次の事項について協議を行う。

(1)　学びや育ちに支援の必要な幼児・児童・生徒に対する支援体制に関すること。

(2)　関係機関との連携に関すること。

(3)　支援教育に関する啓発に関すること。

(4)　その他前条の目的達成のために必要と認めること。

（協議会）

第３条　協議会の委員は、別表第１のとおりとする。

２　協議会に会長を置き、箕面市教育委員会事務局子ども未来創造局人権施策課長の職にある者をもって充てる。

３　会長は、協議会を招集し、その議長となる。

４　会長は、必要があると認めるときは、協議会に前条の構成員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

（部会）

第４条　関係機関との調整・各事例における課題の検討や情報の交流など具体的な検討を行うため、協議会に、次に掲げる部会を設置する。

(1)　校種間連携部会

(2)　地域生活支援部会

２　前項の部会の部会員は、別表第２のとおりとする。ただし、必要に応じ、協議会の会長が関係者の出席を求めることができる。

３　第１項の部会に部会長を置き、部会長は部会員の互選で選出する。

４　部会での検討結果は、協議会に報告するものとする。

（庶務）

第５条　協議会及び部会の庶務は、箕面市教育委員会事務局子ども未来創造局人権施策課が行う。

附則及び別表　　省　略

21　箕面市支援連携協議会 開催状況（計画関連）

開催日	審議案件
平成２９年１１月２７日	第１期箕面市障害児福祉計画について ● 障害福祉サービス等の内容と見込量

22　箕面市支援連携協議会　構成員等名簿

任期：平成２９年４月１日から

氏名	所属団体等
新澤　伸子	武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科教授
西浦　由夏	大阪府立豊中支援学校長
大角　正弘	大阪府立箕面支援学校長
野本　淳子	箕面市立小中学校校長会代表（萱野東小学校長）
河村　有紀	箕面市立幼稚園園長会代表（せいなん幼稚園長）
河野　規子	箕面市立保育所所長会代表（東保育所長）
山本　威久	箕面市立病院医療関係者代表（箕面市立病院副院長）
菅原　かおり	健康福祉部障害者支援室長
柴田　大	子ども未来創造局人権施策課長
江口　寛	子ども未来創造局男女協働・家庭支援室長
尾崎　勝彦	子ども未来創造局教育センター所長
戸島　明	子ども未来創造局子育て支援課長
今中　美穂	子ども未来創造局幼児教育保育室長
山田　睦美	子ども未来創造局子どもすこやか室長
井澤　恵美	子ども未来創造局子どもすこやか室 総合保健福祉センター分室長
溝川　喜美子	箕面市立小学校支援学級保護者会連絡会代表（ゆうやけの会）
藤原　巴絵	箕面市中学校障害児ＰＴＡ連絡協議会代表（つばさの会）
片野坂　和幸	特定非営利活動法人箕面市障害者の生活と労働推進協議会
下司　良一	豊能北障害者就業・生活支援センター長

第５期箕面市障害福祉計画・第１期箕面市障害児福祉計画
策　　定：平成３０年（2018 年）３月
編集・発行：箕面市 健康福祉部 障害福祉課
〒562-0014　大阪府箕面市萱野５丁目８番１号
箕面市総合保健福祉センター（みのおライフプラザ）
TEL：072-727-9506　FAX：072-727-3539

印刷物番号
２９－１３